



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

かながわ高齢者保健福祉計画 (案)

(第9期 2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)

高齢者が安心して、元気に、
いきいきと暮らせる社会づくり

2024(令和6)年3月

- ・ 専門用語や略語等については、本文で最初に記載されている箇所に「(※)」を付し、「用語の説明」にまとめて記載しています。【今後対応予定】
- ・ 計画において引用する各種統計・調査データは、2024年(令和6年)〇月〇日現在で確定・公表されている最新のデータを使用しています。
- ・ 目標値及び計画数は、県・市町村が、高齢者数の伸びやこれまでの事業実績等を踏まえて積算し、それぞれの数値を合計するなどにより設定しています。

かながわ高齢者保健福祉計画（第9期）目次

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨と基本目標	2
1 計画改定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画の基本目標	4
5 計画改定のポイント	5
6 圏域の設定	6
第2節 神奈川県の高齢者を取り巻く状況	7
1 人口及び高齢化率の推移	7
2 介護保険の状況	11
3 高齢者の住環境	17
4 高齢者の健康	19
5 高齢者の社会参画活動状況	20
6 高齢者の就業の状況	20
7 高齢者の安全・安心に関する状況	22
8 成年後見制度の状況	25
9 認知症高齢者に関する状況	26
10 ケアラー（介護者）の状況	27
11 地域資源の状況	28

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて	32
施策体系図	34
ロジックツリー	39
第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり	42
柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進	42
主要施策1 地域包括支援センターの機能強化	44
主要施策2 医療と介護の連携の強化	48
主要施策3 地域での支え合いの推進	54
主要施策4 NPO・ボランティア等との協働	57
主要施策5 ケアラー（介護者）への支援	58
主要施策6 多様な住まいの確保	64
柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進	66
主要施策1 高齢者虐待防止対策の推進	66
主要施策2 権利擁護のしくみの充実	70
柱3 安全・安心な地域づくり	73
主要施策1 地域における見守り体制の充実	74
主要施策2 バリアフリーの街づくりの推進	76
主要施策3 事故や犯罪被害などの防止	78
主要施策4 災害時の要配慮者への支援の推進	81
第2節 いきいきと暮らすしくみづくり	82
柱1 未病改善の取組の推進	82
主要施策1 地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進	83
主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組	87

柱2	社会参画の推進	93
主要施策1	地域共生社会の実現に向けた活動への支援	94
主要施策2	就業に対する支援	96
柱3	生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進	97
主要施策1	生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進	98
第3節	認知症とともに生きる社会づくり	100
柱1	認知症施策の総合的な推進	100
主要施策1	認知症の人に関する理解の増進等	101
主要施策2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	104
主要施策3	認知症の人の社会参加の機会の確保等	108
主要施策4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護	112
主要施策5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	113
主要施策6	相談体制の整備等	120
主要施策7	認知症未病改善の推進及び調査研究等	122
第4節	介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり	124
柱1	介護保険サービス等の適切な提供	124
主要施策1	介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営	125
主要施策2	安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実	127
柱2	保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上	132
主要施策1	人材の養成	133
主要施策2	確保・定着対策の充実	136
主要施策3	人材の資質の向上	140
柱3	介護サービス提供基盤の整備	143
主要施策1	介護保険施設等の整備	144
主要施策2	施設におけるサービスの質の向上	148
主要施策3	介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化	150
柱4	介護現場の革新	152
主要施策1	介護現場の生産性向上	153
主要施策2	エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上	154
第5節	市町村が行う取組の支援施策	157
柱1	自立支援・重度化防止の取組の支援	157
主要施策1	データを活用した地域分析支援	158
主要施策2	自立支援・重度化防止の支援	159
主要施策3	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援	160
柱2	介護保険給付適正化の取組への支援	161
主要施策1	介護給付の適正化の推進	162

第3章 計画の推進体制

1	推進体制	166
2	計画の進行管理	167
3	新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告	167
4	かながわ高齢者保健福祉計画（第8期）の評価（令和5年12月時点）	168

計画の目標値等……………（調整中）

用語の説明……………（調整中）

計画の改定経緯……………（調整中）

第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨と基本目標

第2節 神奈川県における

高齢者を取り巻く状況

第1節 計画改定の趣旨と基本目標

1 計画改定の趣旨

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代¹」が75歳以上の高齢者となる2025年（令和7年）には、県民のおよそ4人に1人が、また、「団塊ジュニア世代²」が65歳以上となる2040年（令和22年）には3人に1人が高齢者となります。

高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を送ることができるよう、中長期的な視点に立って介護保険制度の円滑な運営を図る必要があります。

県では、これまで2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3か年計画として、「かながわ高齢者保健福祉計画（第8期）」を策定し、市町村との連携の下、その推進に努めてきました。

地域包括ケアシステムの推進や介護サービス基盤の整備など、着実に進捗してきましたが、2020年（令和2年）1月頃からの新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛等による高齢者の心身の状態の悪化への懸念や新たな生活様式に対応した事業実施の工夫などの取組が求められました。そうした中で、介護現場に介護ロボットやICTの導入が進むなど、新しい動きも出ています。

近年、デジタル技術の進展によって社会が急激に変化し続けており、デジタルによる革新、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が大きな潮流となっています。

計画は介護保険法の規定により3年ごとに見直すこととされており、このたび、こうした現状やこれまでの施策の実施状況、新たな課題などを踏まえて改定を行い、「かながわ高齢者保健福祉計画（第9期）」を策定しました。

¹ 団塊の世代：第一次ベビーブーム（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））の間に生まれた世代

² 団塊ジュニア世代：第二次ベビーブーム（昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年））の間に生まれた世代

2 計画の性格

- 老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画である「都道府県老人福祉計画[※]」及び「都道府県介護保険事業支援計画[※]」を一体化したものとします。
- 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進します。
- 市町村が策定する法定計画である「老人福祉計画[※]」及び「介護保険事業計画[※]」において定める、介護サービス量や高齢者保健福祉サービスの目標量及びサービスの円滑な提供のための事業・方策等との整合性を図りつつ、人材の養成・資質向上、広域施設の整備など、広域性・専門性・先駆性などの視点から、市町村による取組を支援します。
- 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する特定課題に対応した個別計画として、総合計画の推進と整合を取りながらその推進を図るとともに、県が策定した次の計画などの関連する計画等と調和を保ちます。
 - ・ 医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画[※]
 - ・ 神奈川県保健医療計画[※]（神奈川県地域医療構想を含む）
 - ・ 神奈川県医療費適正化計画[※] ・ かながわ健康プラン21[※]
 - ・ 神奈川県食育推進計画 ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画
 - ・ かながわ自殺対策計画[※] ・ 神奈川県地域福祉支援計画[※]
 - ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）[※]
 - ・ 神奈川県高齢者居住安定確保計画[※]

3 計画の期間

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。

この計画期間中に、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えます。

団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口のピークが見込まれる2040年を見据えた計画とします。

[※] 専門用語や略語等について[※]印を付し、巻末の「用語の解説」に五十音順でまとめて記載します。

4 計画の基本目標

「高齢者が安心して、元気に、 いきいきと暮らせる社会づくり」の実現

安心して暮らす

介護や生活支援が必要となっても、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らすことができるよう、医療や介護、予防などのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム*」の構築を一層推進するなど、地域で支え合う社会づくりを進めます。

元気に暮らす

本県では、高齢になっても健康で元気に暮らすことができるよう、未病改善の取組を推進しています。高齢者が、住み慣れた地域や家庭において、自立した生活ができるよう支援し、生活習慣病の発症予防などの健康づくりを進めます。

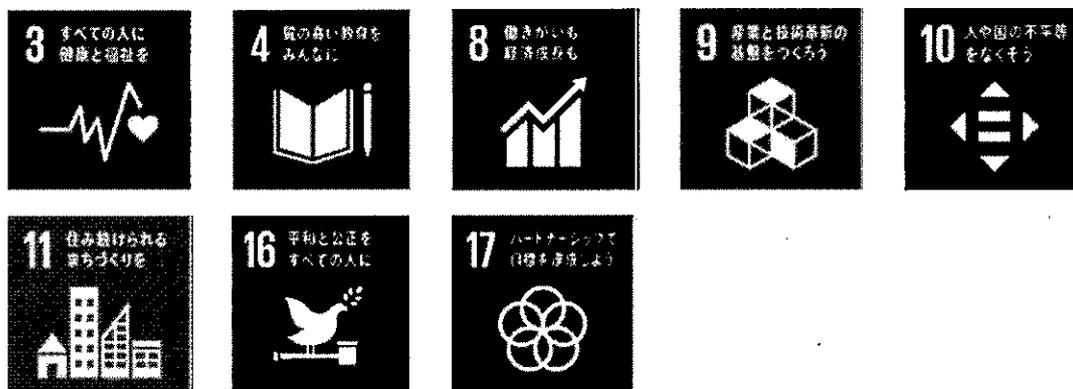
いきいきと暮らす

高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした就業や社会参画活動を通して、いきいきと暮らせるよう、生きがいを進めます。

SDGsの推進

2015年（平成27年）9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、略称SDGs）が記載され、17のゴールが掲げられており、本計画の基本目標である「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現」と関連が強いものが含まれています。本計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。

【本計画と関連の強いゴール】



5 計画改定のポイント

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを将来にわたる普遍的な基本目標とし、次に掲げる事項を今回の改定のポイントとして取り組むこととします。

ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を図ります。

当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進します。

認知症とともに生きる社会の実現

令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開します。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進めます。

ケアラーへの支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、希望する人生や日々の暮らしを送ることができるよう、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進します。

介護人材の確保

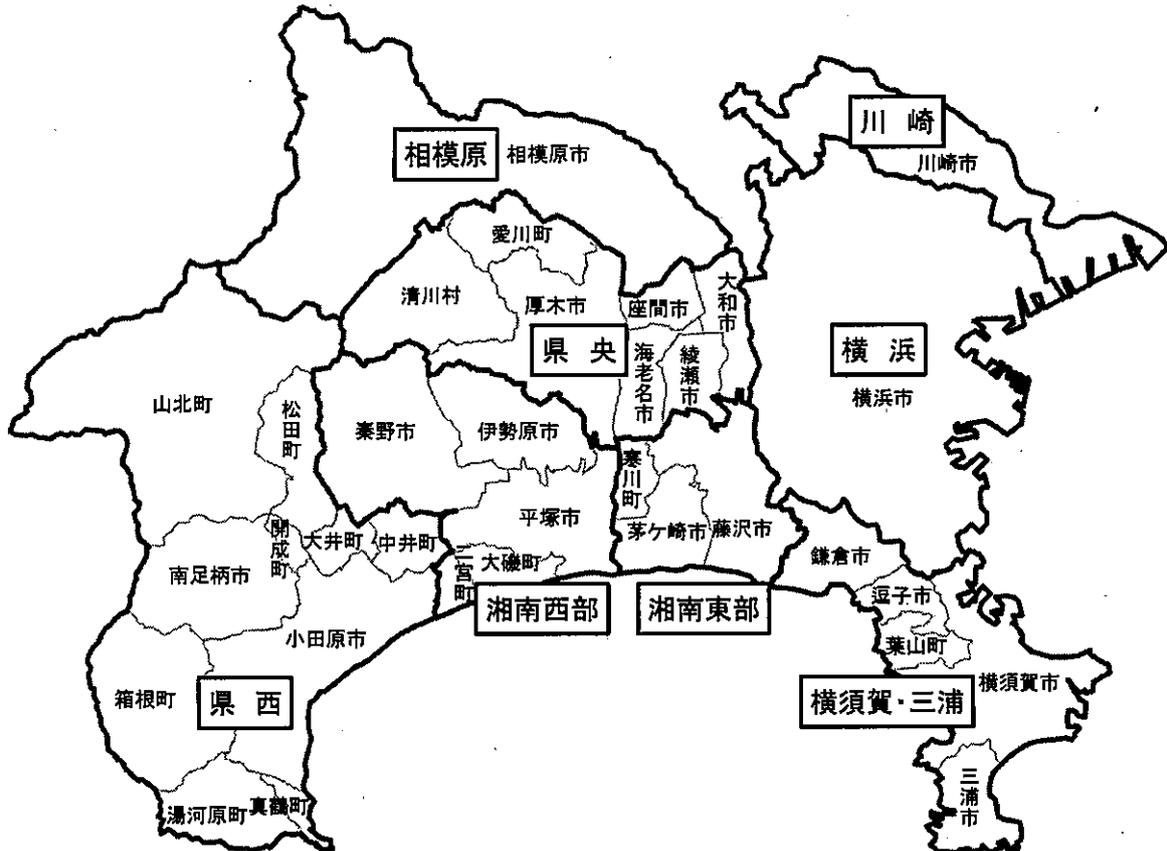
介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、処遇の改善、職場環境の改善などの取組を総合的に実施します。

科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図ります。

6 圏域の設定

保健福祉施策及び介護サービスが、県内各地域において円滑に展開できるようにするために、高齢者にとって身近な日常生活圏域や市町村域における自律的・主体的な取組が重要となります。保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市は1圏域³）を高齡者保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題等の対応について、県及び構成市町村が協調して取り組みます。



高齡者保健福祉圏域名	構成市町村
横浜保健福祉圏域	横浜市
川崎保健福祉圏域	川崎市
相模原保健福祉圏域	相模原市
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

³ 二次保健医療圏では、川崎市は北部と南部の2圏域に分かれています。

第2節 神奈川県の高齢者を取り巻く状況

1 人口及び高齢化率の推移

総人口の推移

県の総人口は、2020年（令和2年）の923万人でピークを迎え、2023年（令和5年）時点では明らかに人口減少局面に入りました。

また、年齢構成別にみると、年少人口（0歳～14歳）は、2040年（令和22年）には、2020年（令和2年）から約17%（18万人）減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）も約13%（74万7千人）減少すると見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、高度経済成長期に流入した生産年齢人口が順次高齢期に入ったことや、長寿化の傾向に伴い、約24%（55万9千人）増加することが見込まれています。

人口減少及び人口構成の変化は、経済、医療・介護、地域社会に大きな影響を与えるおそれがあります。

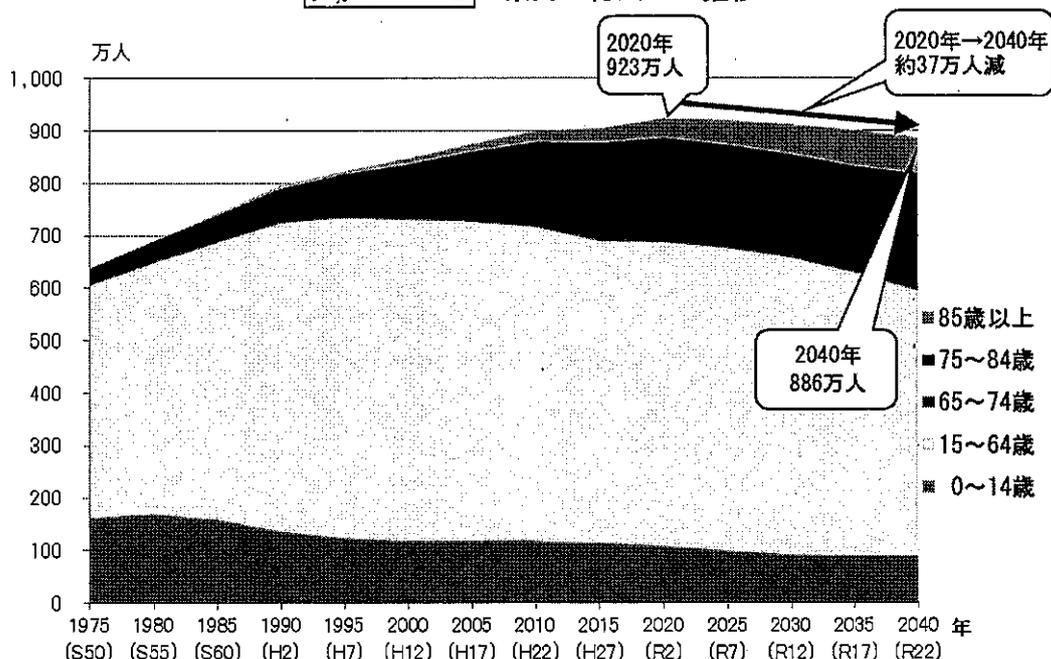
表1-1 県内の総人口の推移

（単位：千人）

区分	年	1975 (昭和50)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2) (a)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22) (b)	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
総人口		6,398	9,048	9,126	9,237	9,200	9,121	9,011	8,869	-368	-4.0%
65歳以上		337	1,820	2,158	2,360	2,434	2,547	2,722	2,919	559	23.7%
(構成比)		5.3%	20.2%	23.9%	25.6%	26.5%	27.9%	30.2%	32.9%		
15～64歳		4,425	5,989	5,744	5,790	5,768	5,644	5,383	5,043	-747	-12.9%
(構成比)		69.2%	66.6%	63.5%	62.7%	62.7%	61.9%	59.7%	56.9%		
0～14歳		1,632	1,188	1,141	1,086	998	928	905	906	-180	-16.6%
(構成比)		25.5%	13.2%	12.6%	11.8%	10.8%	10.2%	10.1%	10.2%		

（出典）2020年までは国勢調査による。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計。

グラフ1-2 県内の総人口の推移



（出典）2020年までは国勢調査による。2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計

高齢化率の推移

県の高齢者人口は、2040年（令和22年）には総人口の32.9%に達し、2020年（令和2年）比で約1.2倍増加することが見込まれています。

とりわけ、85歳以上の高齢者の増加傾向は著しく、2040年（令和22年）には、2020年（令和2年）の約1.9倍に達することが見込まれています。

全国的にも、高齢者の急速な増加は都市部で顕著に見られますが、県は高度経済成長期に生産年齢人口の転入超過が続いたことから、その世代の高齢化が進み、全国屈指のスピードで高齢化が進展しています。

また、県内でも高齢化の進み方は一様ではありません。

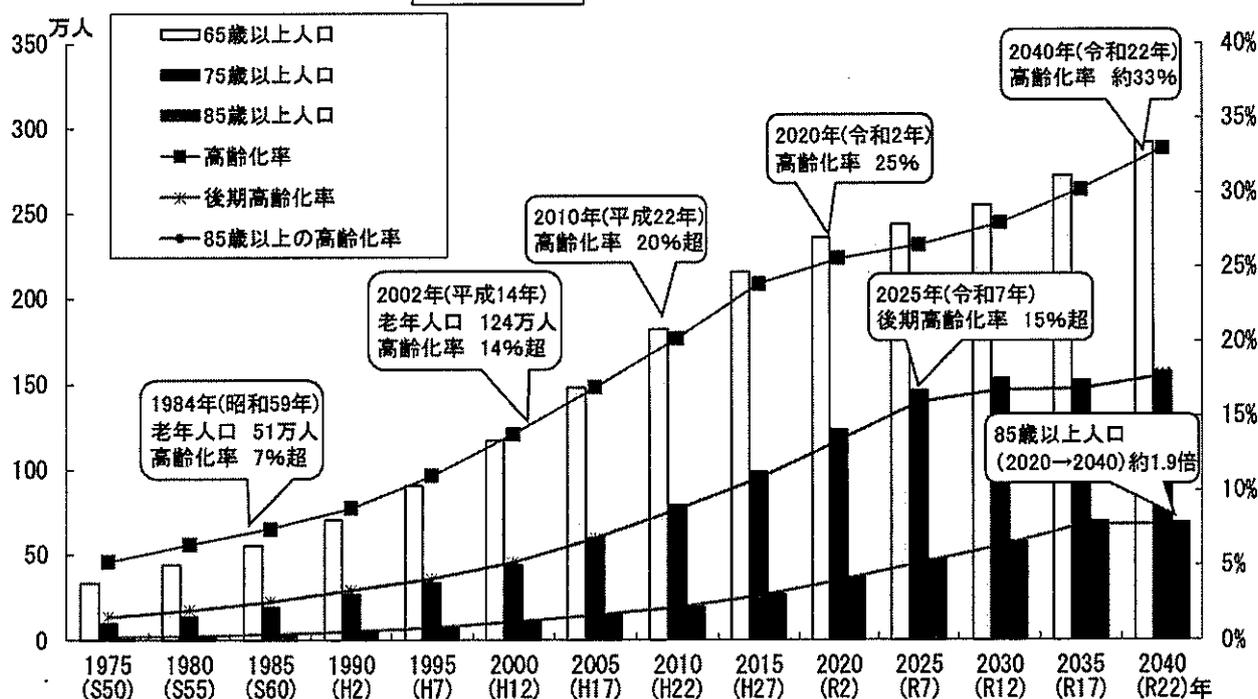
表1-3 県の高齢化率の推移

(単位：千人)

区分	年	1975 (昭和50)	2010 (平成22)	2015 (平成27)	2020 (令和2) (a)	2025 (令和7)	2030 (令和12)	2035 (令和17)	2040 (令和22) (b)	2020年比 (b/a)
総人口①		6,398	9,048	9,126	9,237	9,200	9,121	9,011	8,869	
65歳以上人口②		337	1,820	2,158	2,360	2,434	2,547	2,722	2,919	1.2倍
高齢化率(②/①)		5.3%	20.2%	23.9%	25.6%	26.5%	27.9%	30.2%	32.9%	
75歳以上人口③		101	789	984	1,231	1,464	1,527	1,516	1,567	1.3倍
構成比(③/①)		1.6%	8.8%	10.9%	13.3%	15.9%	16.7%	16.8%	17.7%	
85歳以上人口④		13	198	268	371	471	577	694	691	1.9倍
構成比(④/①)		0.2%	2.2%	3.0%	4.0%	5.1%	6.3%	7.7%	7.8%	

(出典) 2020年までは国勢調査による。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計。

グラフ1-4 県の高齢化率の推移



(出典) 2020年までは国勢調査による。2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計

表1-5 75歳以上人口の伸び率（対2020年）

2025年の推計			2040年の推計		
都道府県	順位	指数	都道府県	順位	指数
全国	—	115.8	全国	—	119.7
埼玉県	①	121.7	沖縄県	①	159.8
滋賀県	②	120.5	滋賀県	②	133.8
千葉県	③	120.4	栃木県	③	131.1
栃木県	④	119.9	宮城県	④	129.5
石川県	⑤	119.5	神奈川県	⑤	127.3
神奈川県	⑥	118.9	茨城県	⑥	126.7
奈良県	⑦	118.9	埼玉県	⑦	126.6
茨城県	⑧	118.8	福岡県	⑧	126.1
愛知県	⑨	118.6	佐賀県	⑨	123.8
京都府	⑩	118.5	愛知県	⑩	123.5

2020年を100とした場合の伸び率。

（出典）国立社会保障・人口問題研究所による推計

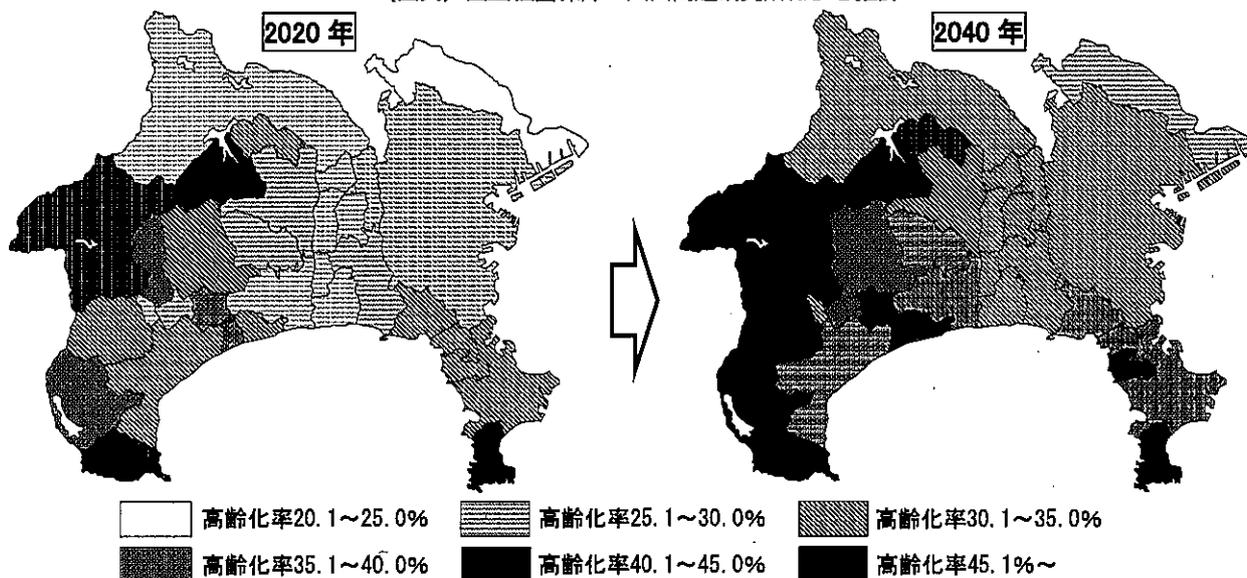


図1-6 県内市町村の高齢化率の経年比較（2020年及び2040年）

表1-7 県内の圏域別75歳以上人口の伸び率（2020年を100とした場合）

圏域	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040 (令和22)
横浜	118.0	122.9	123.2	129.0
川崎	118.0	124.9	127.8	138.0
相模原	121.2	128.0	126.6	130.2
横須賀三浦	113.1	112.3	106.0	103.8
県央	124.8	132.1	129.6	131.0
湘南東部	120.3	125.3	124.3	129.6
湘南西部	123.7	131.3	128.9	128.3
県西	117.2	121.9	118.7	117.1
神奈川県全体	118.9	124.1	123.2	127.3
全国	115.8	121.6	120.3	119.7

（出典）国立社会保障・人口問題研究所による推計

高齢者のいる世帯の状況

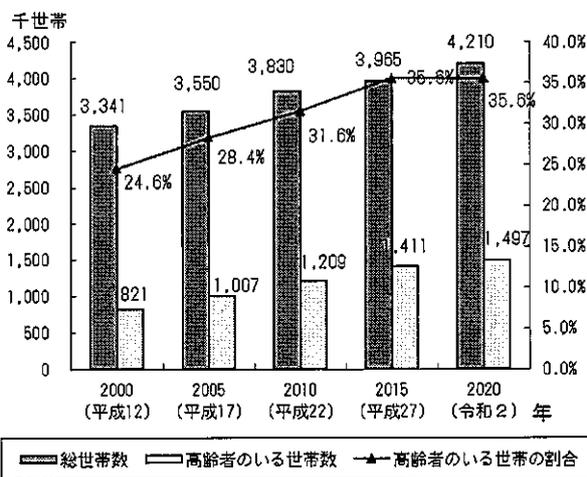
県の総世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は増加しており、2020年（令和2年）には35.6%に上っており、高齢者のいる世帯のうち、58.4%が高齢者のみ世帯となっています。

また、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあります。とりわけ高齢単身世帯数は、今後、高齢夫婦世帯数を超え、2040年（令和22年）には、2020年（令和2年）の約1.5倍になると予測されています。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯：約1.2倍、高齢夫婦世帯：約1.2倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されています。

グラフ1-8

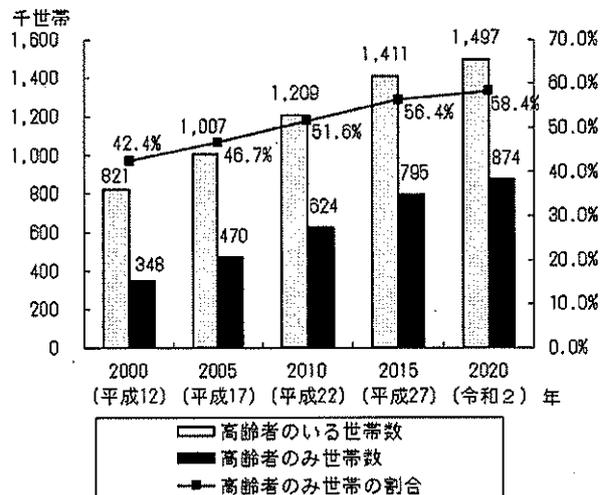
県内の総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合



(出典) 国勢調査

グラフ1-9

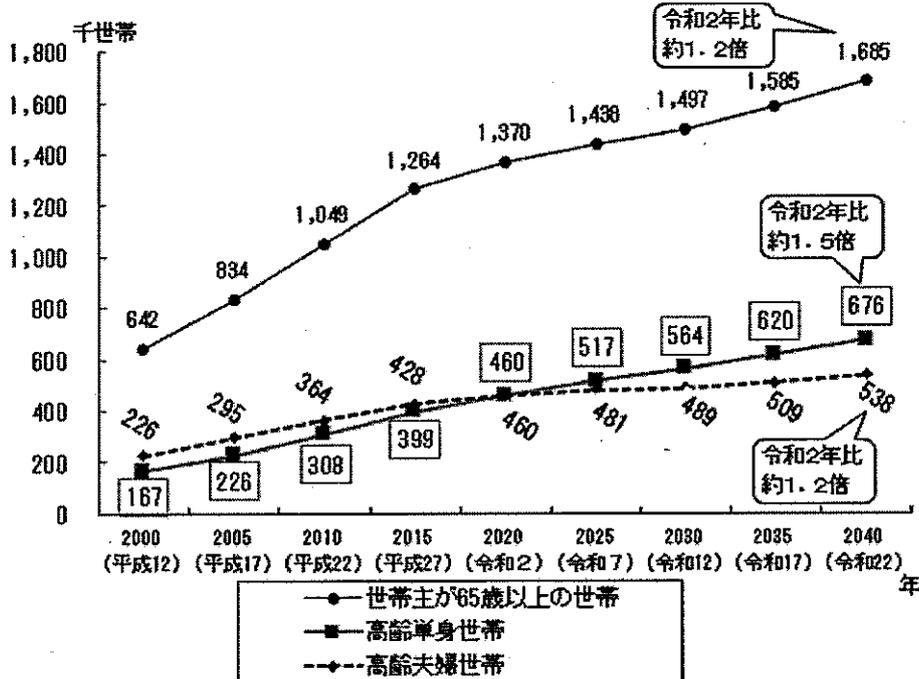
県内の高齢者のいる世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合



(出典) 国勢調査

グラフ1-10

県内の世帯主が65歳以上の世帯、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の推移



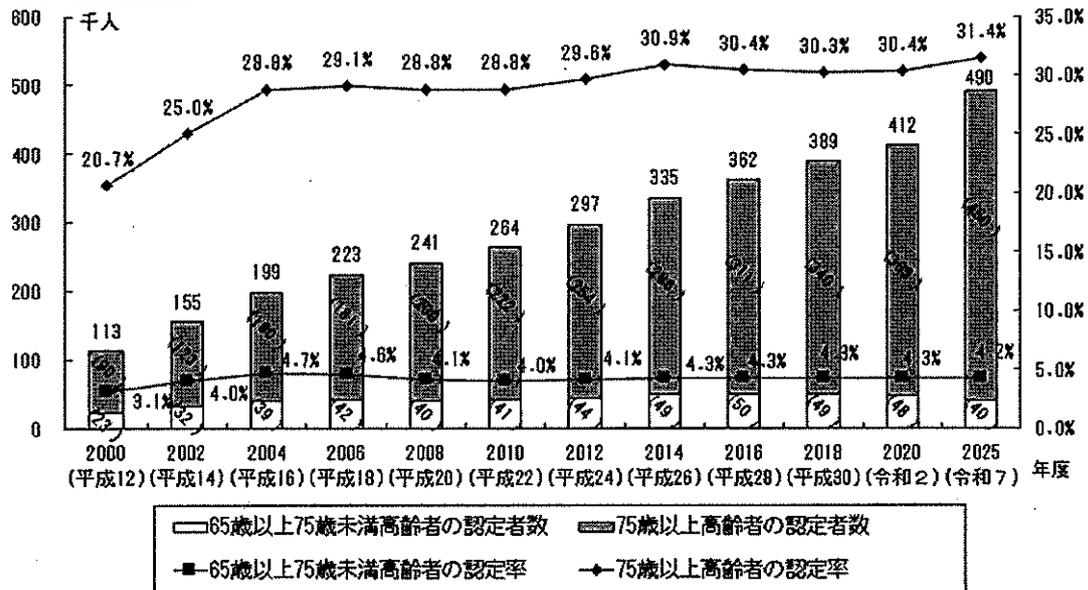
(出典) 2020年までは国勢調査による。2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計

2 介護保険の状況

要支援・要介護認定者の増加

県の要支援・要介護認定者数は、これまでも高齢者人口の増加に伴い増加傾向にありましたが、今後、とりわけ75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴いさらに増加し、2025年度（令和7年度）には、2020年度（令和2年度）比で約1.2倍になることが予測されます。

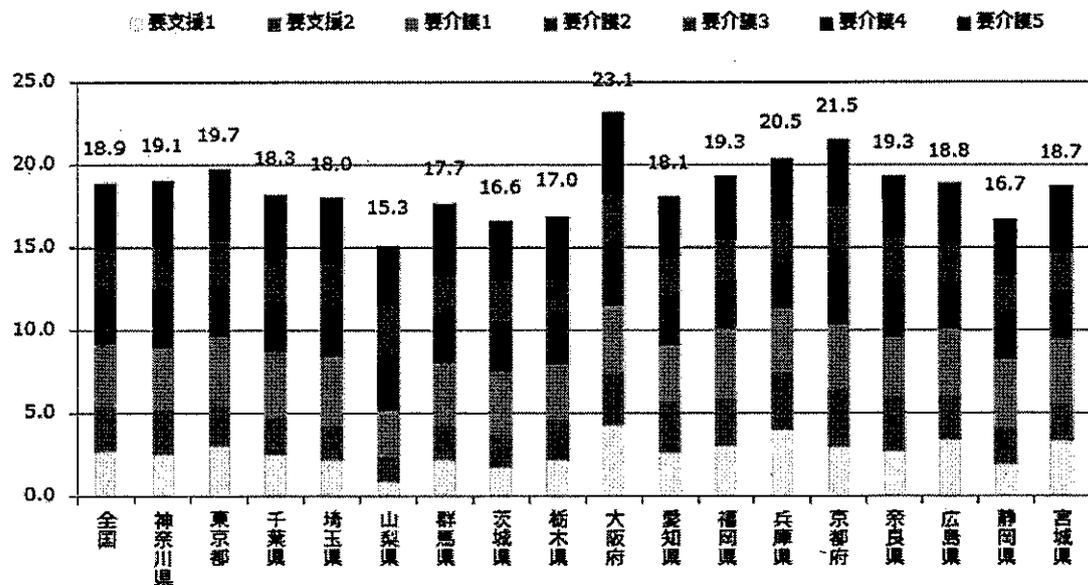
【グラフ1-11】 県内の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の実績及び見込み



(出典) 2020年度までは介護保険事業状況報告による。(各年度9月の認定者数)
2025年度は、市町村による推計の合計。

認定率は第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けた者の割合を表します。県の調整済み認定率¹を全国と比較すると、ほぼ全国並みとなっています。

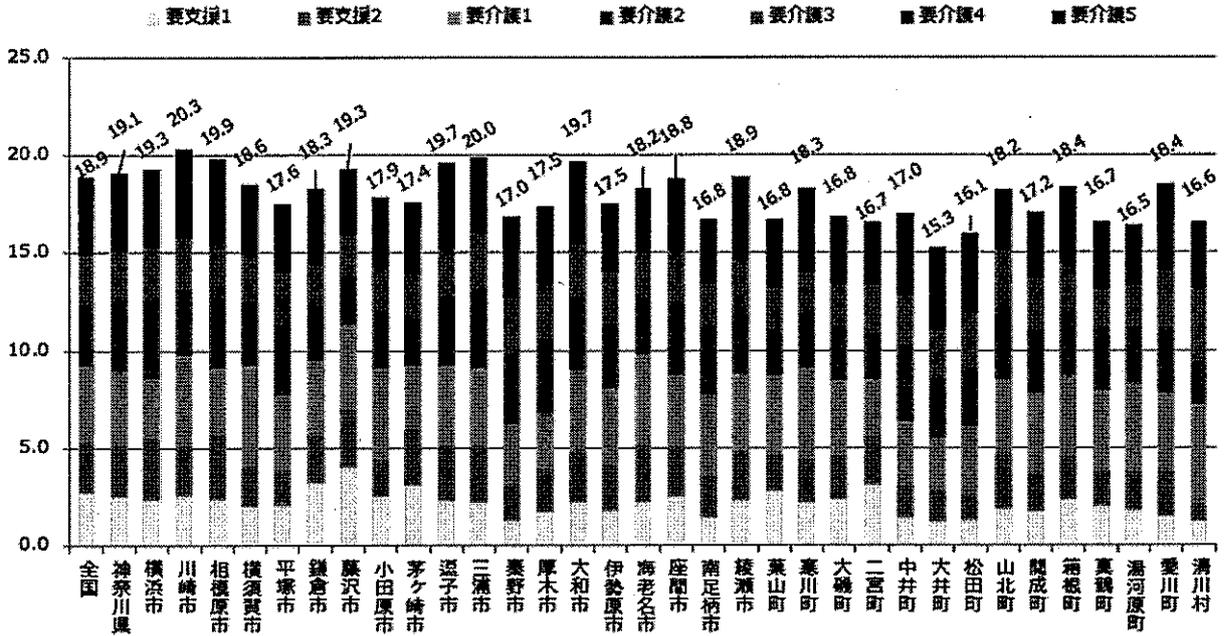
【グラフ1-12】 主な都府県との調整済み認定率（要介護度別）の比較



(出典) 2021年（令和3年）介護保険事業状況報告

¹ 年齢が高いほど認定率は高くなるため、第1号被保険者の性・年齢別人口構成の影響を除外した認定率

グラフ1-13 県内市町村の調整済み認定率（要介護度別）の比較



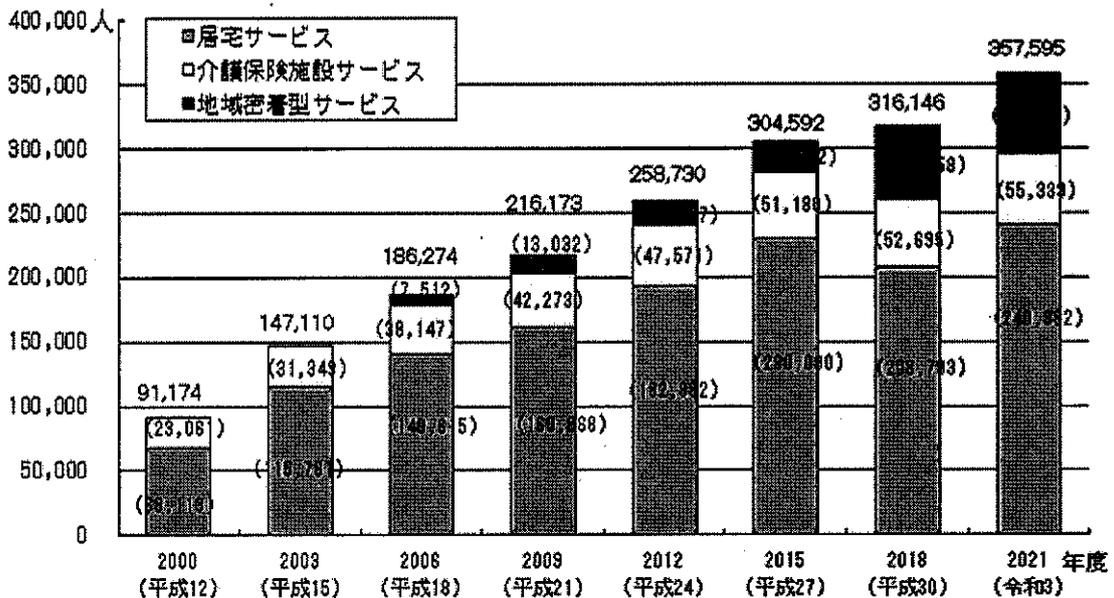
(出典) 2021年(令和3年)介護保険事業状況報告

介護サービス利用者の推移

要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者数も増加しています。

県の2021年度(令和3年度)の介護サービス利用者数は、介護保険制度が創設された2000年度(平成12年度)の約3.9倍に達しました。今後も要支援・要介護認定者数の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。

グラフ1-14 県内の介護サービス利用者の推移



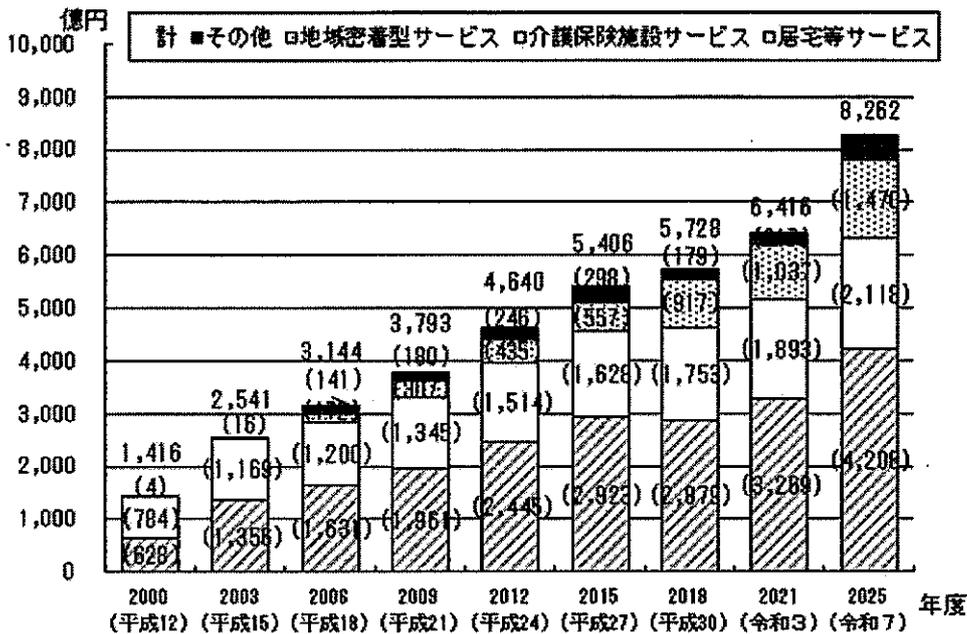
(出典) 介護保険事業状況報告による。(各年度9月の利用者数)

(注) 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

介護給付費の推移

県の介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加の傾向にあります。2021年度（令和3年度）は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）より5,000億円増加（約4.5倍）しています。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、引き続き増加していくことが見込まれ、2025年度（令和7年度）には2021年度（令和3年度）より1,846億円の増（約1.3倍）、2000年度（平成12年度）比で6,481億円の増（約5.6倍）に達する見込みです。

グラフ1-15 県の介護給付費の推移



(出典) 2021年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。

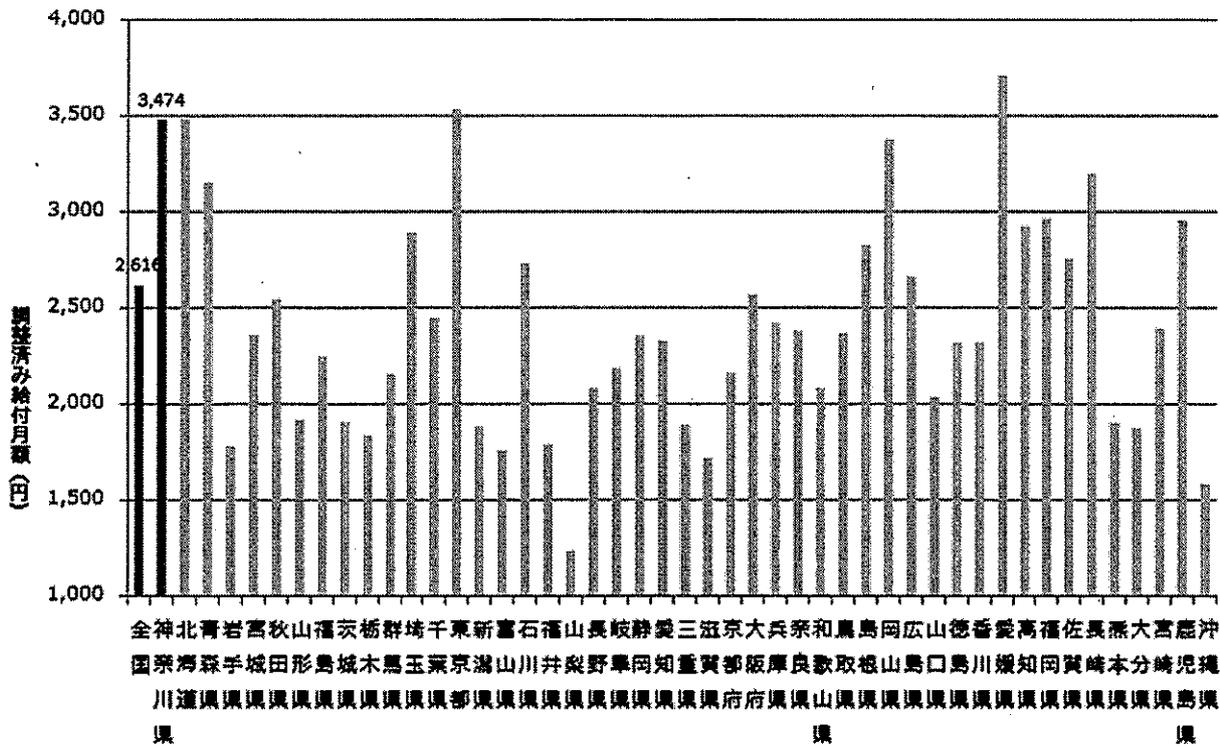
(2000年度は2000年4月から2001年2月までの11カ月分)

(注1) 居宅等サービス及び地域密着型サービスには介護予防サービスを含む。

(注2) 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）。

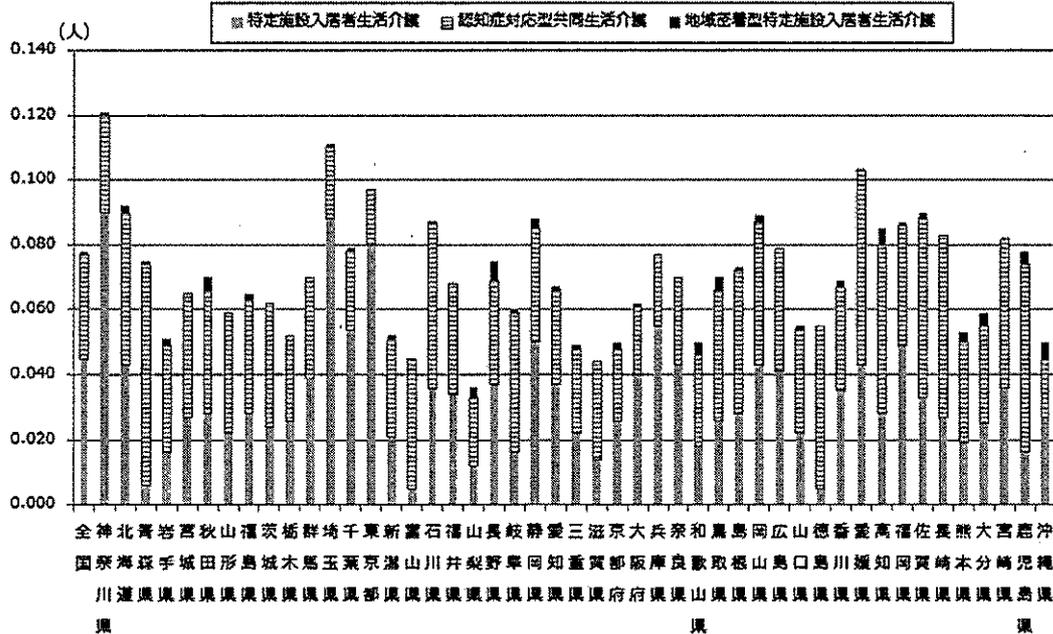
グラフ1-17

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（居住系サービス）（令和2年）



(出典) 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

グラフ1-18 要支援・要介護者1人あたり定員（居住系サービス別）（令和4年）

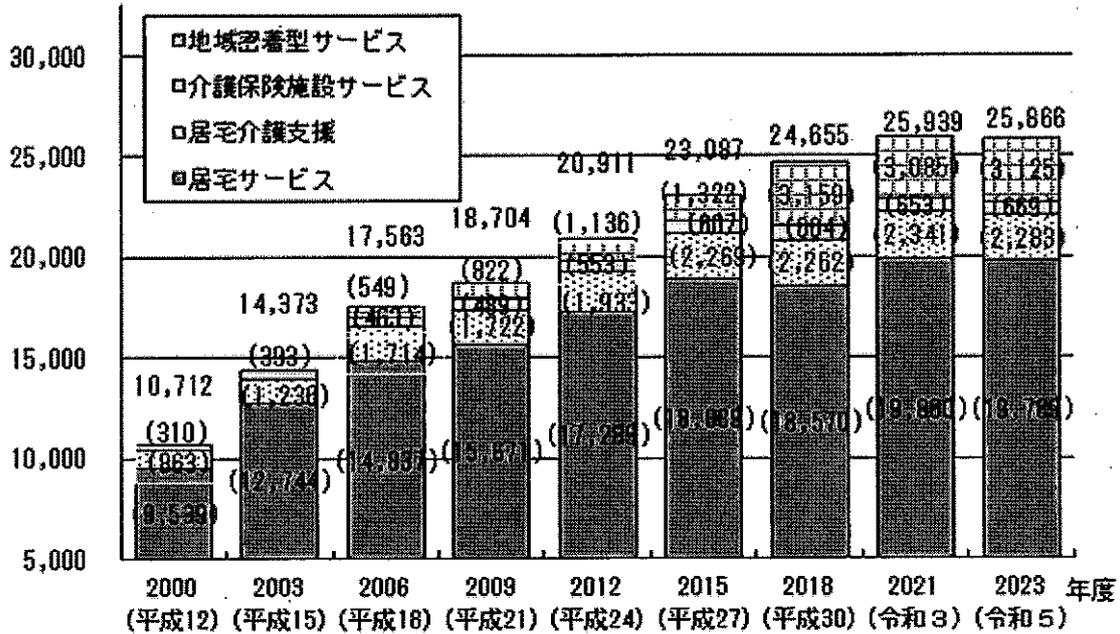


(出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

介護サービス事業所の指定状況

介護サービス利用者数の増加に伴い、2000年（平成12年）の介護保険制度開始以降、県の介護サービス事業所数は増加しており、2023年度（令和5年度）には2000年度（平成12年度）の約2.4倍に達しました。

グラフ1-19 県内の介護サービス事業所の指定状況



(出典) 県高齢福祉課調べ（各年度の事業所数は4月1日現在）

介護人材の需要と供給の推計

今後行う介護人材の需給推計の概要を記載します。

グラフ1-20 県内の介護人材の需給推計

(今後行う介護人材の需給推計のグラフが入ります)

(出典)

3 高齢者の住環境

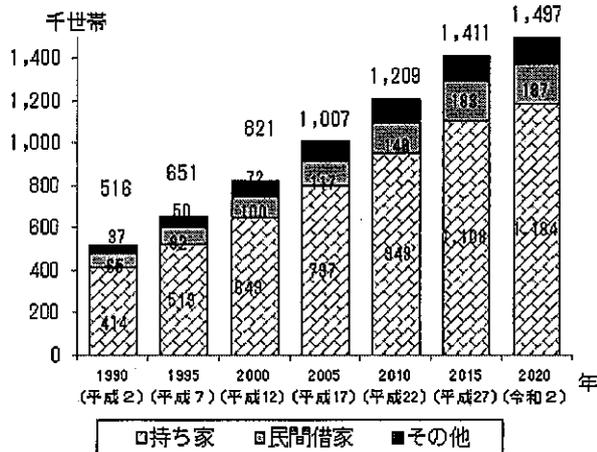
高齢者の住環境について、2020年（令和2年）時点では、高齢者のいる世帯や高齢夫婦世帯は、約8割が持ち家に住んでいますが、高齢単身世帯では、約4割が持ち家以外に住んでいる状況にあり、民間借家等への入居割合が高くなっています。

今後、核家族化、単身世帯化等、居住世帯人員数の少数化の進展により、空家率の増加が予測されます。また、今後、高齢単身世帯数が高齢夫婦世帯数を上回る、構成比の逆転現象が予測されているため、例えば、地域に点在する、持ち家に居住する高齢単身世帯の孤立化が進むことが懸念され、また、支援者側から見た場合、高齢単身世帯へのアクセス等に係る非効率性が予想されます。

こうしたことから、今後、高齢単身世帯等において、一戸建てから生活支援付きの住まい等への住み替えニーズが増加するものと予測されますが、住み替えに係る経済的負担や民間借家等への入居要件などを考えると、住環境の厳しさが懸念されます。

グラフ1-21

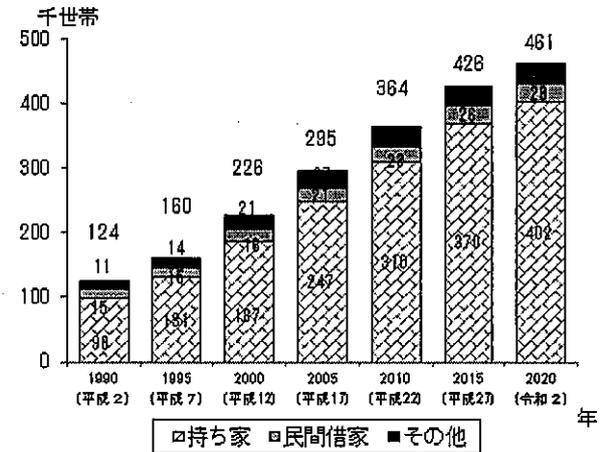
県内の高齢者のいる世帯の住まいの状況



(出典) 国勢調査

グラフ1-22

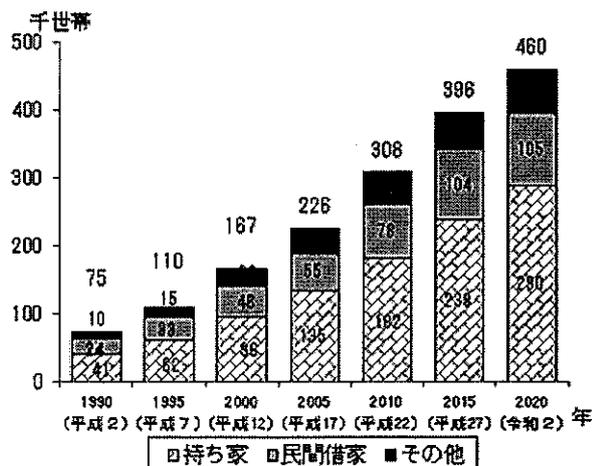
県内の高齢者夫婦世帯数の住まいの状況



(出典) 国勢調査

グラフ1-23

県内の高齢者単身世帯の住まいの状況



(出典) 国勢調査

高齢者向け住宅等の状況

高齢者のみの世帯の増加を背景とした住み替えニーズの増加を受け、介護や生活支援サービスが受けられる高齢者向け住まいが増加しています。特に、サービス付き高齢者向け住宅は、2011年度（平成23年度）に登録制度が創設された後、急激に増加しています。

表1-24 県内の高齢者向け住宅等の推移

(単位：床)

区分	年度	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
特別養護老人ホーム（定員数）		36,361	37,059	38,039	38,632	39,325
養護老人ホーム（定員数）		1,400	1,400	1,350	1,335	1,335
軽費老人ホーム（定員数）						
A型		634	634	634	634	634
ケアハウス		1,501	1,501	1,501	1,501	1,501
介護医療院（定員数）		—	379	459	721	883
認知症高齢者グループホーム（定員数）		12,510	12,933	13,381	13,764	13,876
有料老人ホーム（定員数）						
介護付		34,922	35,944	37,058	38,395	38,702
住宅型		14,611	16,134	16,419	19,023	20,667
サービス付き高齢者向け住宅（登録戸数）		13,057	13,489	14,147	14,575	14,945

(出典) サービス付き高齢者向け住宅は県住宅計画課調べ。その他は県高齢福祉課調べ。

特別養護老人ホームは各年度3月末日竣工ベース。

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホームは3月1日開所・指定ベース。

有料老人ホームは4月1日開所ベース。

サービス付き高齢者向け住宅は各年度末の登録戸数。

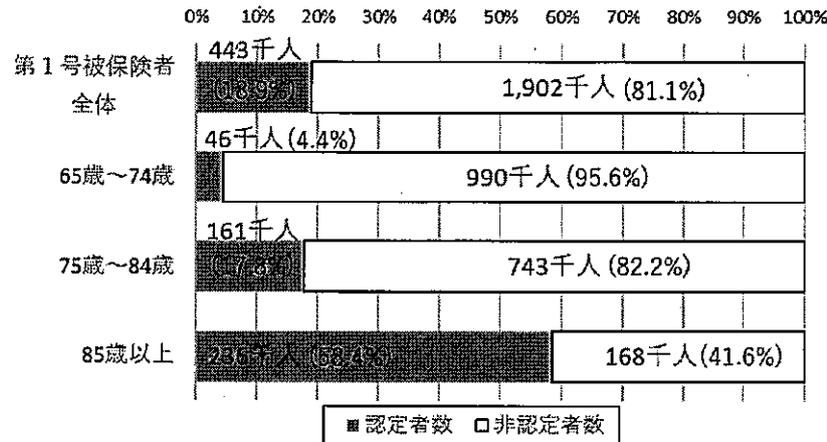
4 高齢者の健康

元気な高齢者

現状において、要支援・要介護認定を受けていない“元気な高齢者”は、県の高齢者全体の約81%となっています。

こうした元気な高齢者は、今後、減少が見込まれる年少人口及び生産年齢人口に替わり、社会における重要な役割を担っていくことが求められます。

グラフ1-25 県内の第1号被保険者の年代別認定者数及び認定率



(出典) 介護保険事業状況報告 (2023年6月分)

高齢者の健康寿命

介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示す「健康寿命」について、2019年(令和元年)の県の状況をみると、男性が73.15歳で全国第11位、女性が74.97歳で全国第38位となっています。

今後、平均寿命が延伸し、長寿化が予測される中、できる限り健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸が求められています。

表1-26 健康寿命と平均寿命の状況

	男性		女性	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県
健康寿命(2019年実績)	72.68歳	73.15歳(11位)	75.38歳	74.97歳(38位)
平均寿命(2020年実績)	81.49歳	82.04歳(5位)	87.60歳	87.89歳(15位)
平均寿命(2040年推計)	83.57歳	—	89.63歳	—
平均寿命(2070年推計)	85.89歳	—	91.94歳	—

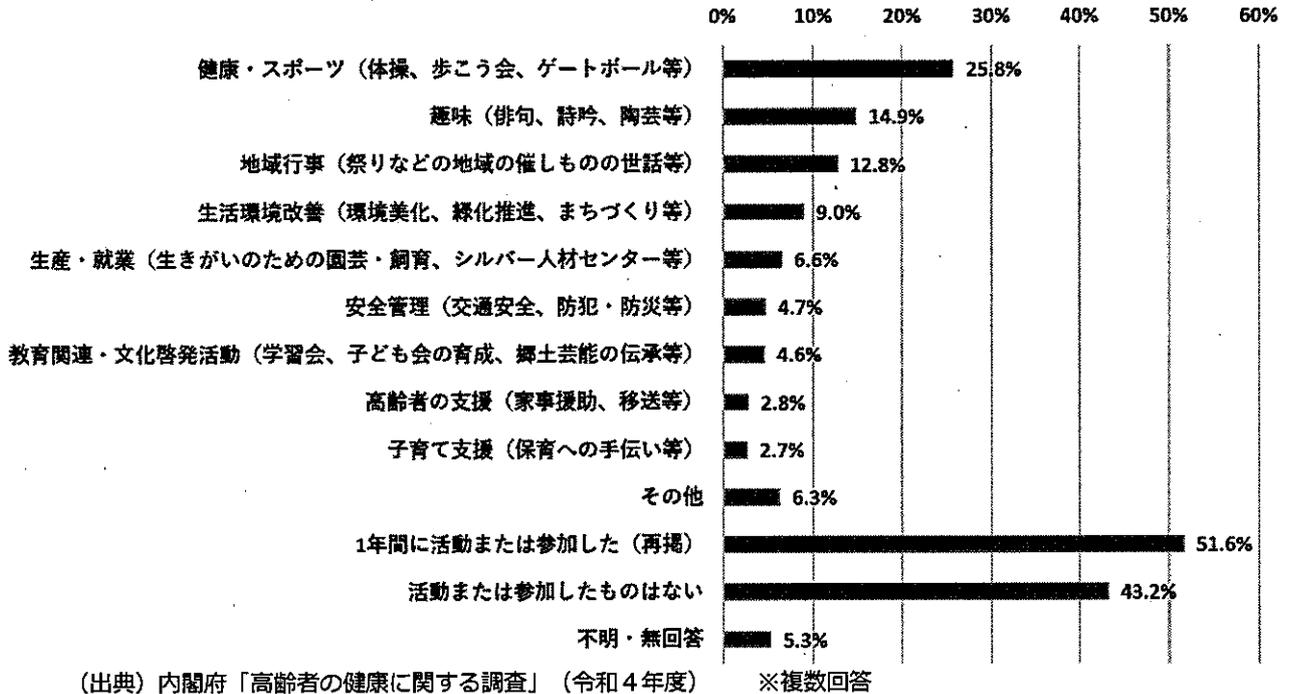
(出典) 健康寿命は厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会」提出資料より

平均寿命の実績は厚生労働省「令和2年簡易生命表」、推計は国立社会保障・人口問題研究所による。

5 高齢者の社会参画活動状況

急速な高齢化の進展により、介護や支援を必要とする高齢者は増加しますが、社会的活動に参加する高齢者も増加しています。団塊の世代の方々は、多様なライフスタイルを実践する傾向にあり、社会参画意欲が高い高齢者がますます増加することが見込まれます。

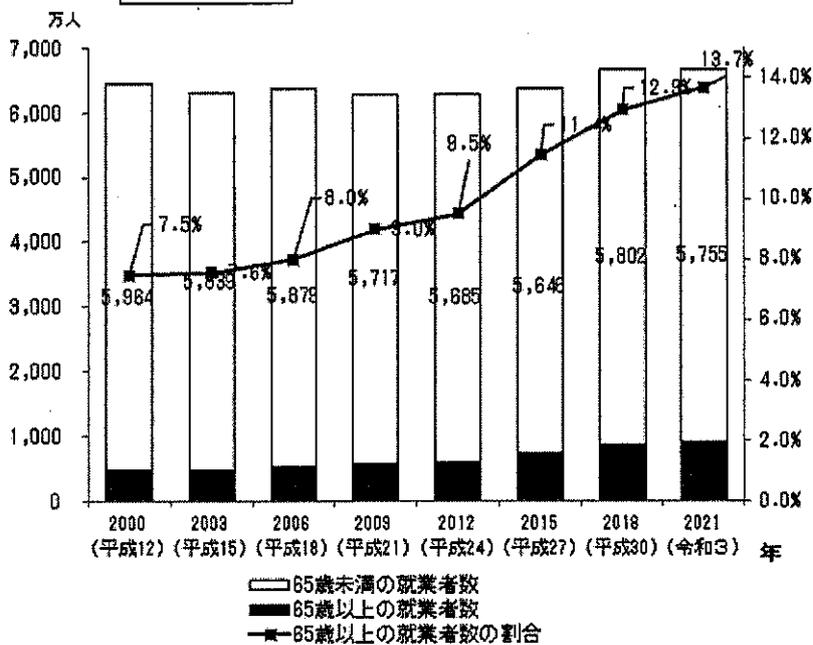
グラフ1-27 高齢者が現在行っている社会的な活動（全国の状況）



6 高齢者の就業の状況

高齢者人口の増加や、高年齢者雇用安定法の改正に伴う定年引上げ、廃止及び継続雇用制度の導入等により、県の全就業者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、2000年（平成12年）には7.5%であったものが、2021年（令和3年）には13.7%に増加しています。

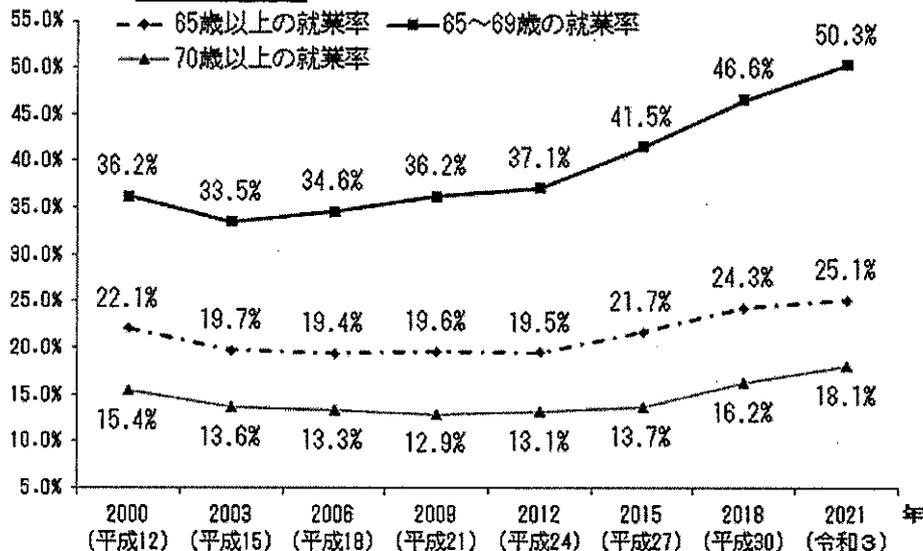
グラフ1-28 就業者数の推移（全国の状況）



就業率を年齢別にみると、2021年（令和3年）時点で、65～69歳では50.3%、70歳以上では18.1%が就業している状況にあります。

これは、65～69歳の残りの約5割の方々が特に仕事を有していないという状況でもあります。今後、年少人口や生産年齢人口の減少が見込まれる中、能力や経験が豊富な高齢者の活躍が求められます。

グラフ1-29 高齢者の就業率の推移（全国の状況）

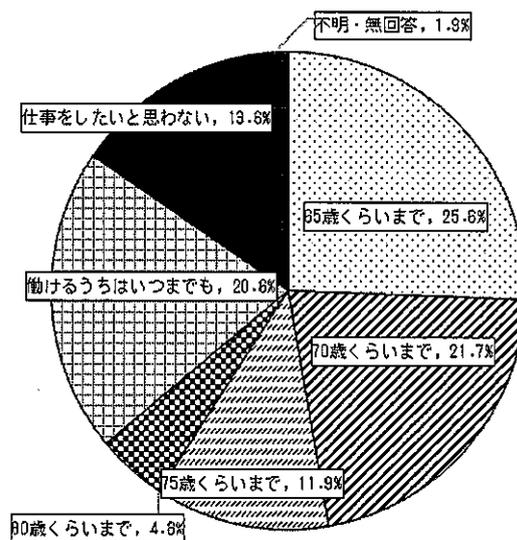


（出典）総務省「労働力調査」

また、60歳以上の男女を対象に、「何歳まで収入を伴う仕事をしたいか」を調査した内閣府の全国調査によれば、25.6%の方々が「65歳くらいまで」、続いて21.7%の方々が「70歳くらいまで」、20.6%の方々が「働けるうちはいつまでも」という結果となっています。

グラフ1-30 高齢者の就労意欲（全国の状況）

（いつまで仕事をしたいか）



（出典）内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」
2019年度（令和元年度）

7 高齢者の安全・安心に関する状況

高齢者虐待の状況

2022年度（令和4年度）に県内市町村に寄せられた、家族等の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報は2,931件あり、そのうち805件で虐待の事実が認められました。

相談・通報件数は増加傾向にあります。虐待の類型別内訳では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっています。

表1-31 県内の家族等の養護者による高齢者虐待件数等の推移

区分	年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
相談・通報件数		1,986件	2,221件	2,596件	2,931件
虐待が認められた件数		871件	909件	813件	805件

表1-32 県内の家族等の養護者による高齢者虐待の虐待類型別被虐待者数の推移

区分	年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
身体的虐待		622人	653人	539人	534人
介護等放棄（ネグレクト）		207人	220人	206人	198人
心理的虐待		331人	387人	340人	332人
性的虐待		4人	5人	2人	4人
経済的虐待		128人	135人	115人	114人

（出典）県高齢福祉課調べ。虐待類型は1人が複数の類型に該当した場合は重複計上。

また、2022年度（令和4年度）の施設従事者による高齢者虐待の相談・通報は250件あり、そのうち62件で虐待の事実が認められました。虐待の類型別内訳では、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっています。

表1-33 県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待件数等の推移

区分	年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
相談・通報件数		153件	173件	201件	250件
虐待が認められた件数		50件	52件	66件	62件

表1-34 県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待類型別被虐待者数の推移

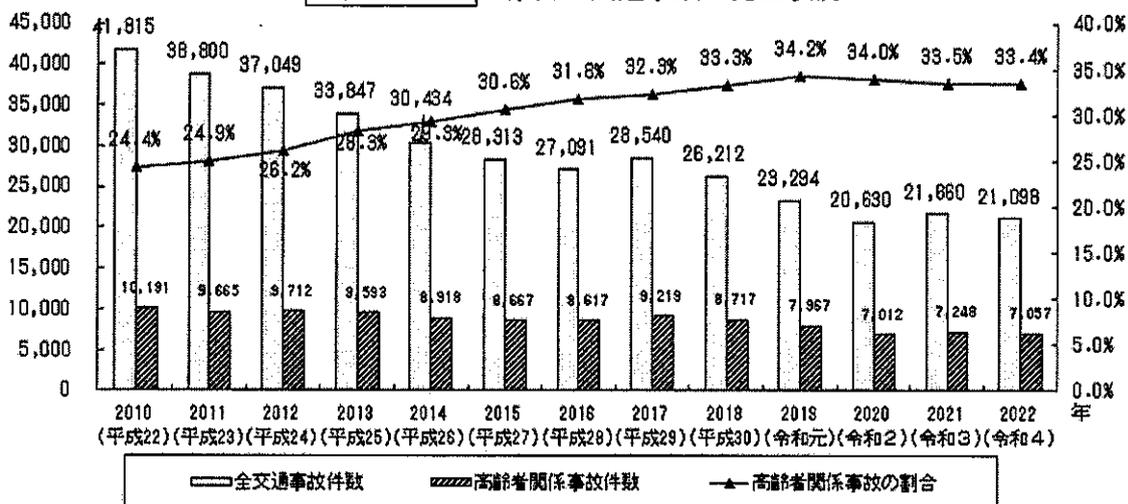
区分	年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
身体的虐待		35人	55人	62人	49人
介護等放棄（ネグレクト）		35人	17人	48人	5人
心理的虐待		21人	24人	53人	40人
性的虐待		1人	5人	7人	2人
経済的虐待		5人	1人	3人	7人

（出典）県高齢福祉課調べ。虐待類型は1人が複数の類型に該当した場合は重複計上。

高齢者の交通事故の状況

県の交通事故の全事故件数は減少傾向にありますが、全体に占める高齢者関係事故の割合は年々増加し、2010年（平成22年）に24.4%であったものが、2022年（令和4年）には33.4%を占めています。

グラフ1-35 県内の交通事故の発生状況



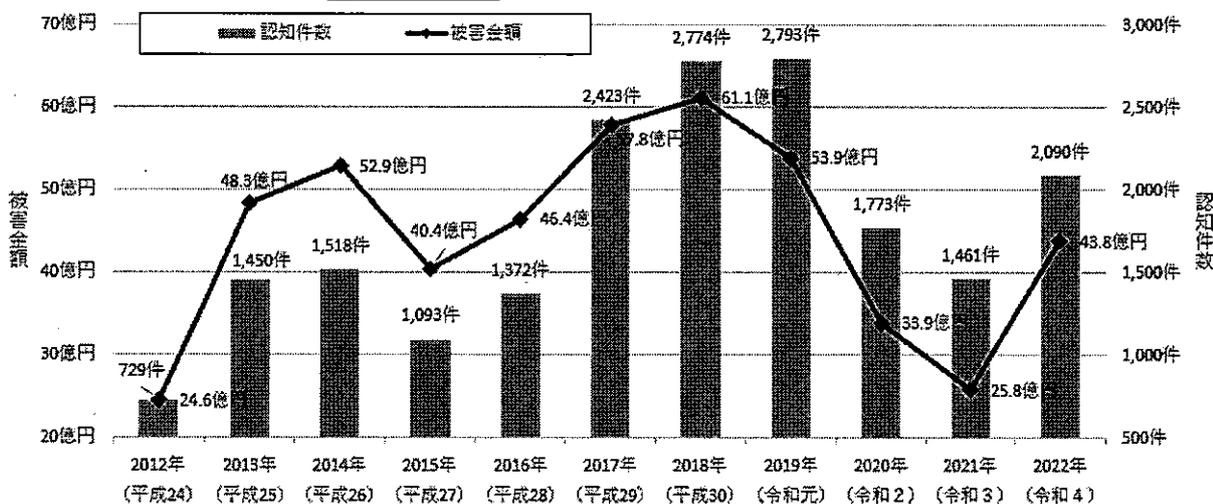
(出典) 神奈川県警察本部調べ

注 高齢者関係事故とは、高齢者の関係する事故件数と高齢者の死者数、負傷者数をいう。

特殊詐欺認知件数

県内の特殊詐欺は、2022年（令和4年）に認知件数2,090件、約43億8千万円の被害がありました。被害者の多くは高齢者であり、被害防止に向けた取組が求められます。

グラフ1-36 県内の特殊詐欺認知件数の推移



(出典) 神奈川県警察本部調べ

消費生活苦情相談の状況

県内の消費生活苦情相談の約3割が高齢者（契約当事者が65歳以上）の相談となっています。

表1-37 県内の消費生活苦情相談件数の推移

区分	年度	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
高齢者の苦情相談件数 (a)		23,080件 (100.0%)	17,447件 (100.0%)	16,249件 (100.0%)	17,578件 (100.0%)
65歳～79歳 (構成比)		17,271件 (74.8%)	12,393件 (71.0%)	11,256件 (69.3%)	12,258件 (69.7%)
80歳以上 (構成比)		5,809件 (25.2%)	5,054件 (29.0%)	4,993件 (30.7%)	5,320件 (30.3%)
全体の苦情相談件数 (b)		68,816件	61,745件	55,229件	59,661件
苦情相談に占める高齢者の 相談割合 (a/b)		33.5%	28.3%	29.4%	29.5%

(出典) 県消費生活課「令和4年度 神奈川県内における消費生活相談に関するデータ集」

表1-38 県内の高齢者年代別 苦情相談件数の多い上位5品目 (令和4年度)

順位	品目 (65～79歳・12,258件)	件数	順位	品目 (80歳以上・5,320件)	件数
1	化粧品	1,493	1	工事・建築	551
2	商品一般	1,085	2	商品一般	420
3	工事・建築	750	3	化粧品	296
4	役務その他サービス	453	4	健康食品	235
5	健康食品	412	5	修理サービス	199

(出典) 県消費生活課「令和4年度 神奈川県内における消費生活相談に関するデータ集」

表1-39 県内の苦情相談件数全体に占める高齢者の割合の高い上位10品目 (令和4年度)

順位	品目	割合	高齢者件数	全体件数	主な相談内容
1	社会保険	68.6%	434	633	行政を名乗り「医療費の還付金がある」という電話があった
2	ウイルス対策ソフト	66.4%	164	247	パソコンに突然「ウイルスに感染した」と警告画面が表示され、ウイルス対策ソフト代として料金を支払ってしまった
3	新聞	63.9%	280	438	高齢の親が訪問してきた事業者と新聞の長期契約をしてしまった
4	給湯システム	60.3%	216	358	「点検をする」と電話があり、ガス事業者の定期点検かと思いついてもらおうと「給湯器の交換が必要」と言われ契約したが、後日無関係の事業者だと分かった
5	魚介類	51.9%	138	266	「海産物を送る」との電話があったが注文した覚えがない。商品が届いた場合はどうしたらよいか
6	工事・建築	51.5%	1,301	2,526	点検すると訪問してきた事業者に屋根工事を勧められ、契約してしまった
7	他の行政サービス	46.8%	140	299	行政機関を差出人とするアンケートが届いた。信用できるのか
8	アダルト情報	40.8%	262	642	スマートフォンでサイトを見ていたら、突然、登録完了画面が表示され料金を請求された
9	携帯電話サービス	40.2%	418	1,041	家電量販店で、スマートフォンの料金が安くなると説明され他社に乗り換えたが、実際には高額だった
10	役務その他サービス	39.8%	633	1,591	質問サイトを1回のつもりで利用したら、継続会員になっていた

(出典) 県消費生活課「令和4年度 神奈川県内における消費生活相談に関するデータ集」

8 成年後見制度の状況

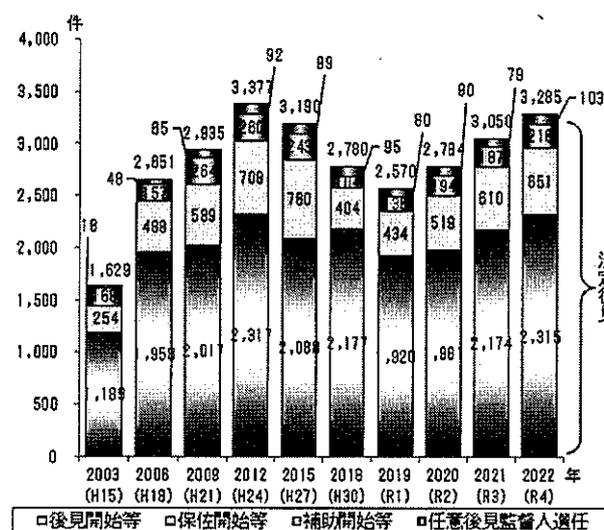
成年後見制度は、財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、認知症、知的障害、精神障害などにより、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理や介護サービスの契約などを行う制度です。この制度には、家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」と、判断能力が不十分となる前に、本人があらかじめ後見契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

2000年（平成12年）4月の制度導入以降、県内の成年後見制度の利用状況は増加傾向の後に減少傾向に転じましたが、近年は増加傾向となっており、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りがない、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」件数についても増加傾向となっています。

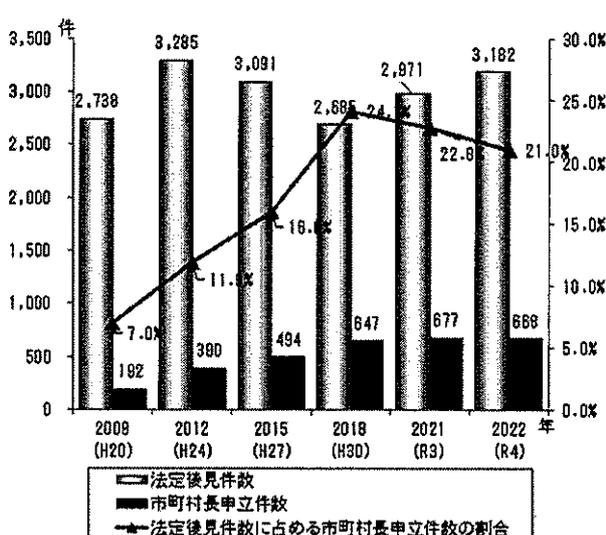
グラフ1-40

県内の成年後見関係既済事件数の推移



グラフ1-41

県内の法定後見件数に占める市町村長申立件数の割合



(出典) 横浜家庭裁判所調べ(暦年集計)

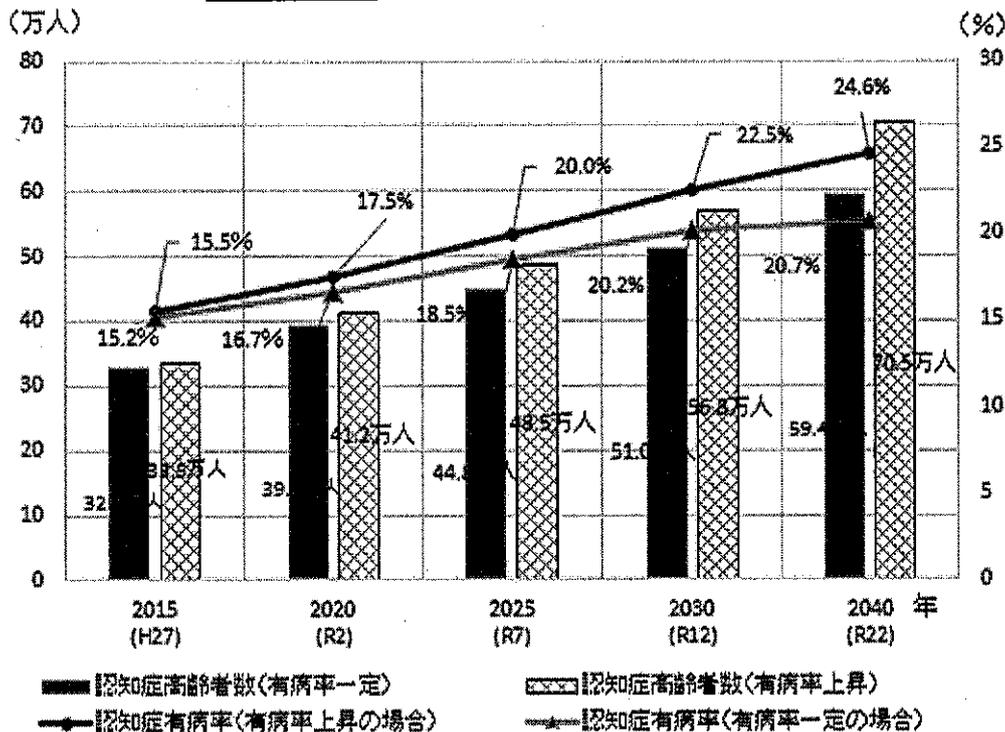
注 法定後見(後見開始、保佐開始及び補助開始)は、2015年までは取消事件を含み、2018年以降は取消事件を含まない。

9 認知症高齢者に関する状況

県内の認知症高齢者数の将来推計

高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加することが見込まれています。2020年（令和2年）時点で県内には約40万人の認知症高齢者の人がいると推計されます。

グラフ1-42 県内の認知症高齢者数の将来推計



(出典) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)と国勢調査および国立社会保障・人口問題研究所による推計から算出。

- ①各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)
- ②各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)

*久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定。

認知症サポーター養成数の推移

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者です。

自治体や企業、職域団体等が実施する認知症サポーター養成講座は、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小、中、高等学校の生徒など様々な方に受講いただいています。

表1-43 県内の認知症サポーター養成数

区分	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)
養成数数	88,208人	82,643人	70,851人	20,940人	30,772人	41,971人

(出典) 県高齢福祉課調べ

10 ケアラー（介護者）の状況

総務省が2022年（令和4年）に行った調査によれば、県の15歳以上人口（約816万5千人）のうち、「仕事をしながら家族の介護をしている」と回答した人は約26万7千人（約3.4%）、無業者のうち「介護をしている」と回答した人は約18万8千人（約2.4%）でした。

表1-44 県内の就業状態別・介護の有無の状況（2022年）

分類 年代	有業者				無業者			
	介護をしている			介護をしていない	介護をしている			介護をしていない
	男	女	計	男女計	男	女	計	男女計
30歳未満	7,500	6,200	13,700	897,700	2,400	4,400	6,800	491,300
30～39歳	6,400	6,700	13,100	883,700	2,200	3,500	5,700	138,500
40～49歳	16,200	21,600	37,800	1,111,100	2,700	12,900	15,600	167,200
50～59歳	57,000	70,200	127,200	1,032,400	9,400	35,400	44,800	191,000
60～69歳	30,000	32,000	62,000	531,600	16,600	32,900	49,500	331,400
70歳以上	7,100	6,000	13,100	296,300	22,500	43,400	65,900	1,438,000
計	124,200	142,700	266,900	4,752,800	55,800	132,500	188,300	2,757,400
15歳以上人口に占める割合	(1.6%)	(1.8%)	3.4%	59.7%	(0.7%)	(1.7%)	2.4%	34.6%

（出典）総務省「令和4年就業構造基本調査」より県高齢福祉課作成

介護離職の状況

また、2022年（令和4年）時点で、過去1年以内に「家族の介護・看護のために離職した人」が県内に約8,500人いました。介護を理由に離職することのない環境づくりが求められます。

表1-45 県内の介護離職の状況（2022年）

介護・看護のため離職した人の数	8,500人(100%)
うち35歳～44歳の人	300人(3.5%)
うち45歳～54歳の人	1,600人(18.8%)
うち55歳～64歳の人	4,200人(49.4%)
うち65歳以上の人	2,400人(28.2%)

（出典）総務省「令和4年就業構造基本調査」より県高齢福祉課作成

ヤングケアラーの状況

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことで、社会全体で適切な支援が必要です。

文部科学省が行った全国調査によれば「世話をしている家族がいる」と答えた人の割合は、次のとおりでした。

表1-46 「世話をしている家族がいる」と答えた人の割合（全国）

	小学6年生	中学2年生	全日制高校2年生	定時制高校2年生相当	通信制高校生	大学3年生
調査数(n=)	9,759	5,558	7,407	366	445	9,679
いる	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%	6.2%
過去にいた						4.0%
いない	93.5%	93.6%	94.9%	89.9%	88.1%	89.8%
無回答		0.6%	0.9%	1.6%	0.9%	

（出典）文部科学省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和2年及び令和3年）より県高齢福祉課作成

11 地域資源の状況

地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センターは、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに1か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2023年（令和5年）4月1日現在の県内の設置数は375か所となっており、これは県内平均で、センター1か所当たりの65歳以上人口が約6,155人という状況となっています。

表1-47 県内の地域包括支援センターの設置状況

センター設置数 (a)	65歳以上人口 (b)	センター1か所あたりの 65歳以上人口	参考 中学校区
375箇所	2,308,366人	6,155.6	404

(出典) 県高齢福祉課調べ

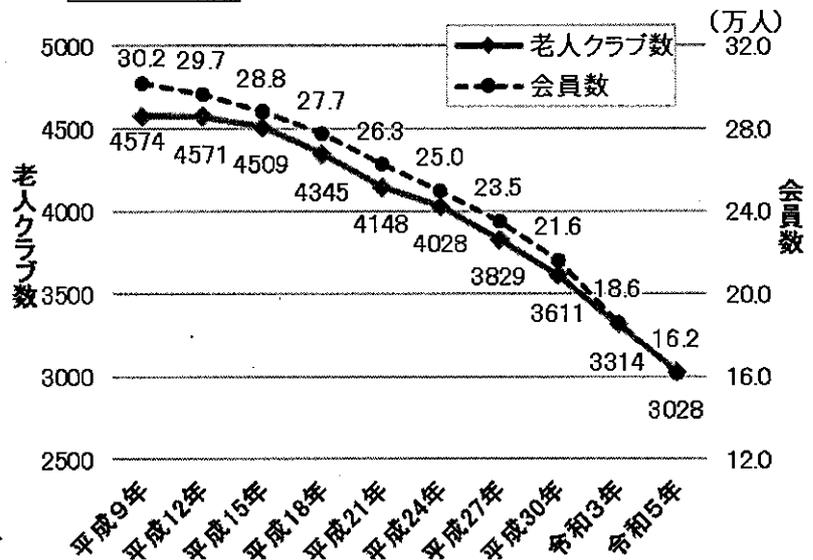
老人クラブの状況

平成9年～10年をピークに県内の老人クラブ数、会員数ともに減少が続いています。高齢化が進む中で、企業の定年年齢が上がっていることや、老人クラブ以外の趣味のクラブを楽しむ人も増えたことなど様々な要因が考えられます。

また、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響も一因と考えられます。

(出典) 県高齢福祉課調べ

グラフ1-48 県内の老人クラブ数及び会員数の推移



友愛チームの状況

友愛チームは、老人クラブが中心となってチームを編成し、在宅で寝たきりの高齢者や、虚弱で独り暮らしの高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手となり、高齢者の孤独感を解消し、安心して日常生活が送れるよう支援しています。

「友愛訪問活動」は、神奈川県で始まり全国に広がっていったもので、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

表1-49 県内の友愛チーム数の推移

区分	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)
チーム数	2,577	2,536	2,466	2,394	2,296	2,278

(出典) 県高齢福祉課調べ

住民主体の通いの場の状況

住民主体の通いの場は、地域の高齢者が集い、様々な活動を主体的に行うことで、生きがいづくり、健康づくりに取り組む場であり、未病改善に寄与しています。

地域介護予防活動支援事業を通して、県全体に通いの場の促進が図られています。

2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出制限の影響により参加者が減少したと見込まれます。

表1-50 県内の住民主体の通いの場の状況

区分	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)
設置数	3,228箇所	4,548箇所	5,391箇所	4,099箇所	5,763箇所
参加者数	61,851人	89,309人	101,484人	71,233人	90,472人

(出典) 県高齢福祉課調べ

生活支援コーディネーター数の推移

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、県内全市町村において、第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域（中学校区等）に配置されており、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行っています。

表1-51 県内の生活支援コーディネーター数の推移

区分	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)
第1層	65人	74人	78人	78人	77人	77人
第2層	277人	365人	450人	450人	473人	498人

(出典) 県高齢福祉課調べ

第1章 計画の概要
第2節 神奈川県の高齢者を取り巻く状況

第2章 施策の展開

序論 地域共生社会の実現に向けて

施策体系図

ロジックツリー

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

第4節 介護保険サービス等の

適切な提供とその基盤づくり

第5節 市町村が行う取組の支援施策

序論 地域共生社会の実現に向けて

- 本県の人口は明らかに減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会など予測していた社会が現実のものとして到来しています。これまでは団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年を目指して取組を進めてきましたが、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる2040年に向け、支援や介護が必要な高齢者が増えると同時に、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。その一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が一層重要となります。
- また、高齢化のピークを迎える時期やスピード、医療介護の資源の状況は県内でも地域によって異なることから、地域の実情に合わせた対応が求められています。
- 家族のあり方が多様化し、高齢化が進む中、高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯や育児と介護に同時に直面する世帯など、課題が複合化していて、各分野別の支援では適切な解決策を講じることが難しいケース（いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など）も増えてきています。
- 「こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」であるケアラーへの社会的な支援が一層必要となっています。家族の介護を理由にやむなく仕事を辞めてしまう「介護離職」、また近年では「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちの存在も明らかになってきています。年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。
- 令和2年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が公布され、「断らない相談支援」など、複雑化・複合化した支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）が制度化されました。（令和3年度から市町村による「手上げ」方式で実施）
- 地域包括ケアシステムは高齢者を対象とした制度ですが、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方や地域づくりに関する取組は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。
- この計画では、当事者目線に立ち、誰も取り残さない、誰もがその人らしく暮らすことのできる、ともに生きる社会の実現を、各施策を推進する上での共通理念として取り組めます。

キーワード 地域共生社会

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」より）

トピック ともに生きる社会かながわ憲章

平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、障害者に対する偏見や差別的思考から 19 名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生し、障害者やその家族のみならず、多くの県民に言いようもない衝撃と不安を与えました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、県では平成 28 年 10 月 14 日に、県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。

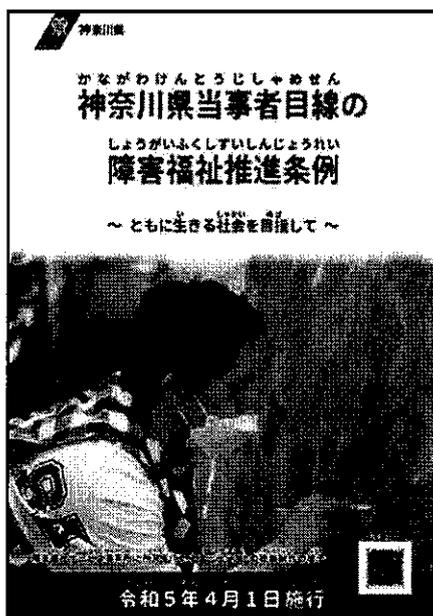
- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



トピック 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～

「ともに生きる社会かながわ憲章の理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の整備が進んだ地域共生社会」を念頭に、中長期的な視点から議論を重ね、今後、全ての障害当事者が障害を理由とする、いかなる差別及び虐待を受けることなく、本人の望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障害福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要であり、県議会の議決を得る条例が最も効果的であると考え、令和 4 年 9 月 7 日「令和 4 年神奈川県議会第 3 回定例会」に条例案を提出し、同年 10 月 14 日に可決、同月 21 日に公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行となった、本県では 12 年ぶりの自主政策条例です。

なお、条例の題名は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」ですが、当事者目線の障害福祉を推進し、もって地域共生社会を目指すという条例の趣旨を県民に分かりやすく伝えるため、条例の周知啓発を行う際には、必ず、副題として「ともに生きる社会を目指して」を付すこととしています。



基本理念（大切にすること）

- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること

県ホームページ
条例の詳細はこちら 



施策体系図

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進	主要施策1 地域包括支援センターの機能強化
	構成施策① 地域包括支援センターの円滑な運営 構成施策② 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施
	主要施策2 医療と介護の連携の強化
	構成施策① 地域における連携強化の取組の推進 構成施策② 在宅医療体制の充実
	主要施策3 地域での支え合いの推進
	構成施策① 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供 構成施策② 住民参加による地域での支え合いの推進 構成施策③ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり 構成施策④ 多世代居住のまちづくり
	主要施策4 NPO・ボランティア等との協働
	構成施策① NPO・ボランティア等の活動の促進 構成施策② NPO等との協働
	主要施策5 ケアラー（介護者）への支援
	構成施策① ケアラーを支えるネットワークの構築 構成施策② ケアラーへの支援の推進 構成施策③ ケアラーに関する広報の充実
	主要施策6 多様な住まいの確保
	構成施策① 高齢者向け住宅の整備 構成施策② 高齢者等の居住支援の推進 構成施策③ 住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実
柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進	主要施策1 高齢者虐待防止対策の推進
	構成施策① 高齢者虐待防止の取組の推進 構成施策② 拘束なき介護の取組の推進
	主要施策2 権利擁護のしくみの充実
	構成施策① 地域包括支援センターによる権利擁護の取組 構成施策② 神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組 構成施策③ 成年後見制度の利用促進 構成施策④ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

柱2 社会参画の推進	主要施策1	地域共生社会の実現に向けた活動への支援
	構成施策①	人生100歳時代の設計図の取組の推進
	構成施策②	老人クラブ活動の推進
	構成施策③	ボランティア活動等の推進
柱3 生涯学習・スポーツ・文化活動の推進	主要施策1	就業に対する支援
	構成施策①	中高年齢者の就業支援の推進
	構成施策②	シルバー人材センター事業の支援
	主要施策1	生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進
構成施策①	生涯学習・文化活動への支援	
構成施策②	生涯スポーツへの支援	
構成施策③	学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供	

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱1 認知症施策の総合的な推進	主要施策1	認知症の人に関する理解の増進等
	構成施策①	認知症に関する理解促進
	構成施策②	認知症の人本人からの発信支援
	主要施策2	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
	構成施策①	「認知症バリアフリー」の推進
	構成施策②	地域での見守り体制の整備
	主要施策3	認知症の人の社会参加の機会の確保等
	構成施策①	認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保
	構成施策②	若年性認知症の人への支援
	主要施策4	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
	構成施策①	認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組
	主要施策5	保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
	構成施策①	早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備
	構成施策②	保健・医療・福祉の連携強化、医療従事者等の認知症対応力向上の促進
構成施策③	介護サービスの基盤整備・介護従事者の認知症対応力向上の促進	
構成施策④	認知症の人の介護者の負担軽減の推進	
主要施策6	相談体制の整備等	
構成施策①	認知症の人や家族の相談体制の整備及び支え合いの充実	
主要施策7	認知症未病改善の推進及び調査研究等	
構成施策①	軽度認知障害(MCI)への取組	
構成施策②	認知症未病改善の推進	

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

柱1 介護保険サービス等の 適切な提供	主要施策1	介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営
	構成施策① 介護保険サービスの適切な提供 構成施策② 介護保険制度の円滑な運営	
柱2 保健・医療・福祉の人材の 養成、確保と資質の向上	主要施策2	安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実
	構成施策① 低所得者の負担への配慮 構成施策② 介護保険審査会の運営 構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定及び指定更新 構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化 構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援 構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及 構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実	
	主要施策1	人材の養成
	構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成 構成施策② 介護職員等の養成 構成施策③ 看護師等の専門人材の養成 構成施策④ 介護認定調査員等、介護サービス相談員の養成	
	主要施策2	人材の確保・定着対策の充実
	構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進 構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付 構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援 構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策 構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進	
	主要施策3	人材の資質の向上
	構成施策① 介護職員の資質の向上 構成施策② 介護支援専門員の資質の向上 構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上 構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上	

柱3 介護サービス提供基盤の整備	主要施策1 介護保険施設等の整備
	構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備 構成施策② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備 構成施策③ 短期入所施設の整備 構成施策④ 軽費老人ホームの整備等 構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等
	主要施策2 施設におけるサービスの質の向上
	構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善 構成施策② 拘束なき介護の取組の推進（再掲） 構成施策③ 介護サービス評価制度の普及（再掲） 構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰
	主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化
	構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化 構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援 構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

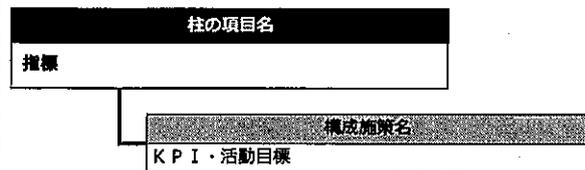
柱4 介護現場の革新	主要施策1 介護現場の生産性向上
	構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進 構成施策② 文書負担軽減の取組
	主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上
	構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施 構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援	主要施策1 データを活用した地域分析支援
	構成施策① データを活用した地域分析支援
	主要施策2 自立支援・重度化防止の支援
	構成施策① 自立支援・重度化防止の支援
	主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援
	構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成
柱2 給付介護保険の適正化の取組への支援	主要施策1 介護給付の適正化の推進
	構成施策① 介護給付の適正化の推進

ロジックツリー

凡例



【指標】

柱の達成度を象徴的に表す数値を、参考に示しています。県民や企業、団体、行政などの多様な主体による活動や、社会・経済状況など様々な要因によって変動する可能性があります。

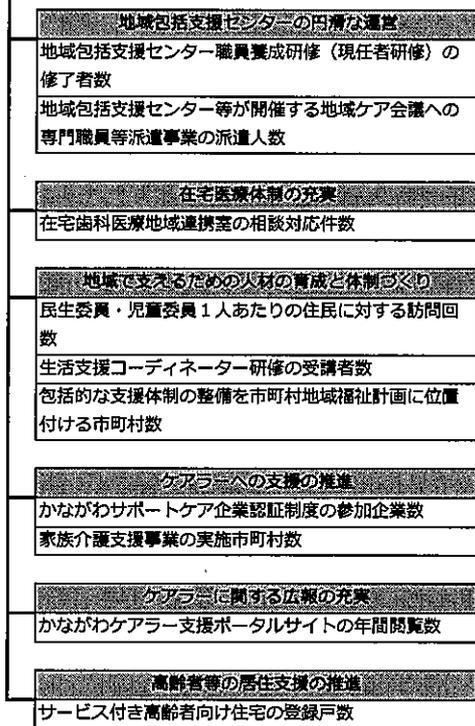
【KPI（重要業績評価指標）】

Key Performance Indicator の略称で、実施した施策・事業の進捗状況や達成の度合いを測るため、毎年度の目標値を示しています。

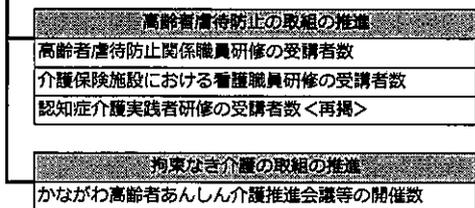
県の取組による直接的な成果のほか、県の取組が間接的に影響し達成される成果もあります。

地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合

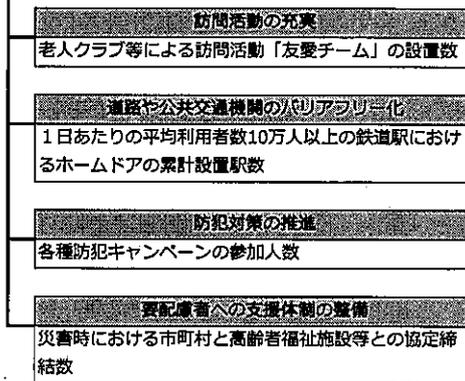


高齢者の尊厳を支える取組の推進



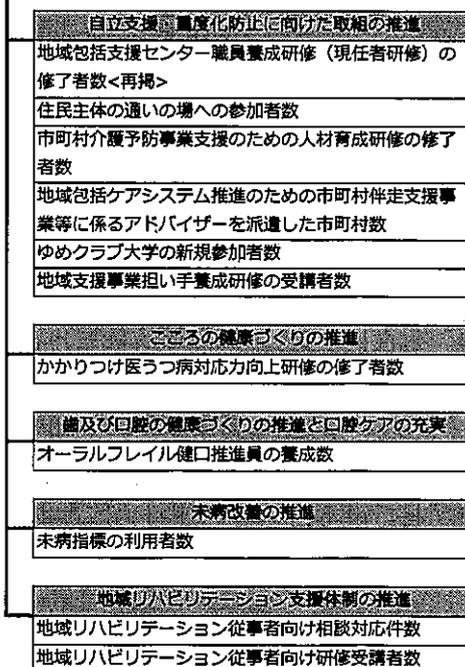
安全・安心な地域づくり

県民ニーズ調査「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度



未病改善の取組の推進

平均自立期間



社会参画の推進

長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合

老人クラブ活動の推進

老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数

中高年齢者の就業支援の推進

「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率

生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

生涯学習・文化活動への支援

共生共創事業の参加者（出演者、観覧者等）の満足度

認知症施策の総合的な推進

県のアンケート調査において、認知症の人が「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」と答える割合

認知症に関する理解促進

県実施の講座による認知症サポーター新規養成者数

認知症の本人からの発信支援

かながわオレンジ大使による講演等の回数

地域での見守り体制の整備

認知症等行方不明SOSネットワークの新規事前登録者数

「チームオレンジ」の設置数（累計）

認知症に係る経験等を共有することができる機会・社会参加の機会の確保

市町村老人クラブ連合会事業の新規実施数

若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数
若年性認知症研修の受講者数

認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組

県のアンケート調査において、認知症の本人が「自分の思いが尊重されていると思う」の問いに対して「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合

早期発見・早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備

市町村における認知症初期集中支援チーム員研修の新規受講者数

保健・医療・福祉の連携強化、医療従事者等の認知症対応能力向上の促進

認知症サポート医養成者数（累計）

介護サービスの高度化、介護人材確保、介護従事者の認知症対応能力向上の促進

介護職員実践者研修の受講者数

認知症高齢者グループホームの定員数<再掲>

認知症の人の介護者の負担軽減の推進

認知症コールセンター相談件数

相談体制の整備等

認知症コールセンター相談件数<再掲>

認知症未病改善の推進

地域におけるコグニサイズ新規指導者数

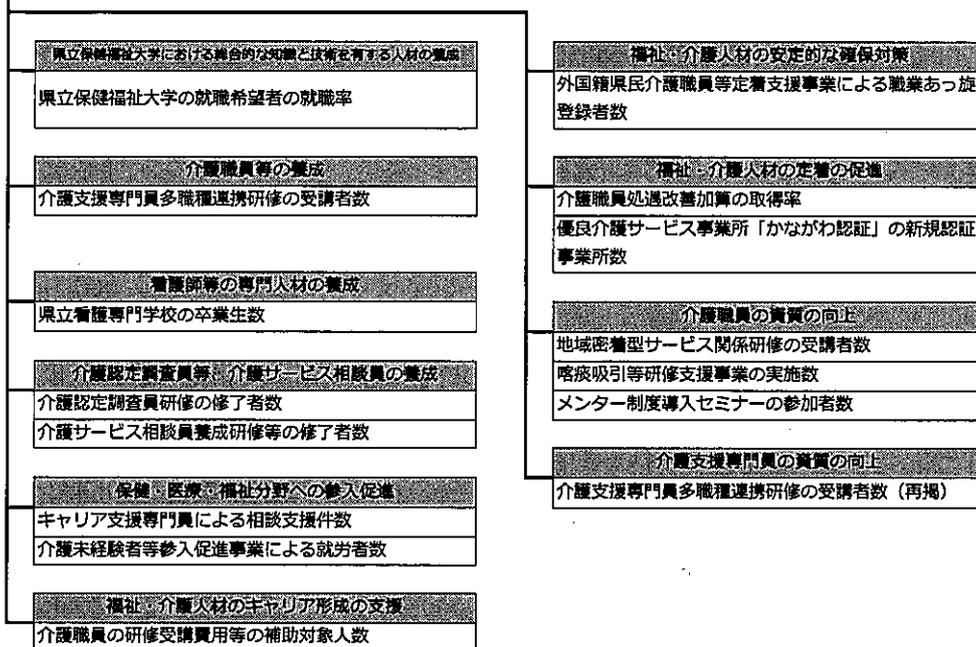
介護保険サービス等の適切な提供

相談・苦情対応体制の充実

介護サービス相談員派遣事業を実施する市町村数

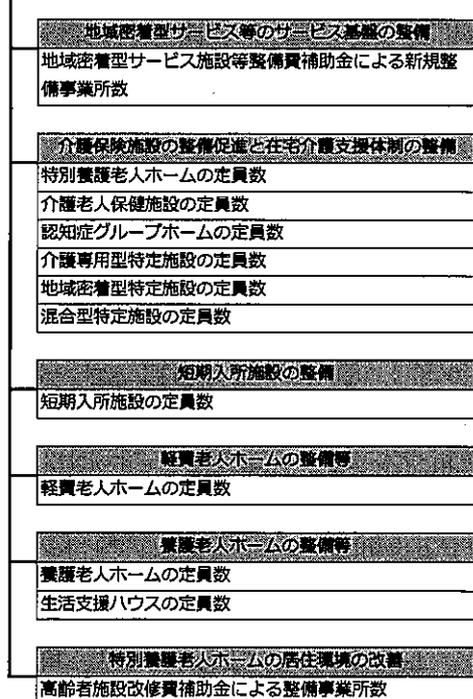
保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

事業所における介護労働実態調査「従業員の不
足状況」の問いに「不足感がある」と回答した事
業所の割合



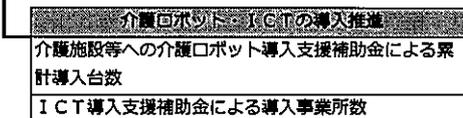
介護サービス提供基盤の整備

特別養護老人ホームのユニット化率



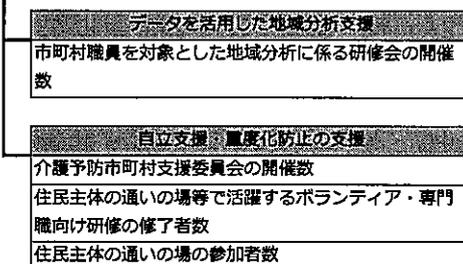
介護現場の革新

介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率



自立支援・重度化防止の取組の支援

第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合



介護保険給付適正化の取組への支援

適正化主要3事業の県内市町村における実施率

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、様々な保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスを提供することが必要です。
- 一人暮らしや健康に不安があるなど、支援を必要とする高齢者には、自立した生活を支援するサービスを提供することが必要です。
- これらのサービスの提供に当たっては、関係機関やボランティアなどが連携を図り、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的に支え合う地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。
- いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」のほか、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもの存在等、ケアの必要な人を無償で支援する家族への支援が一層求められる事例が明らかになってきています。課題が複合化し、介護分野の地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。
- 医療や介護を必要とする高齢者の心身の状態に即した適切なサービス提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化する必要があります。

目指すべき方向性

- 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの体制や機能を強化します。
- 保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携・協働体制を強化し、地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立した生活のための支援や、介護者への支援を行います。
- 地域における包括的・継続的なケアを行うため、地域における医療と介護の連携を強化するための取組を進めます。
- 地域の見守り活動や買い物弱者への生活支援などに高齢者も担い手として参加するなど、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。
- 介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

指標

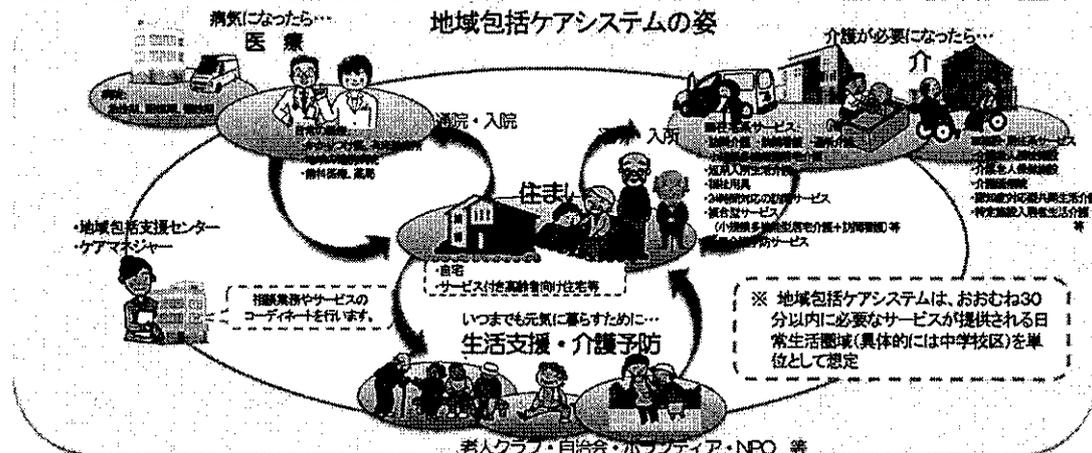
	指標	現状	目標
	住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合	2021年 36.7% (令和3年)	2027年 57.7% (令和9年)
指標の考え方	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、心身の状態に即して医療・介護サービスを切れ目なく提供する必要があります。</p> <p>そこで、医療と介護の連携の強化や地域包括支援センターの機能強化などの施策を着実に進めていくことで、2021年の実績を基準に、住み慣れた場所で最期まで暮らせた人の割合を年3.5%ずつ増やすことをめざし、2027年に57.7%とすることを目標とします。</p>		

キーワード 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみです。

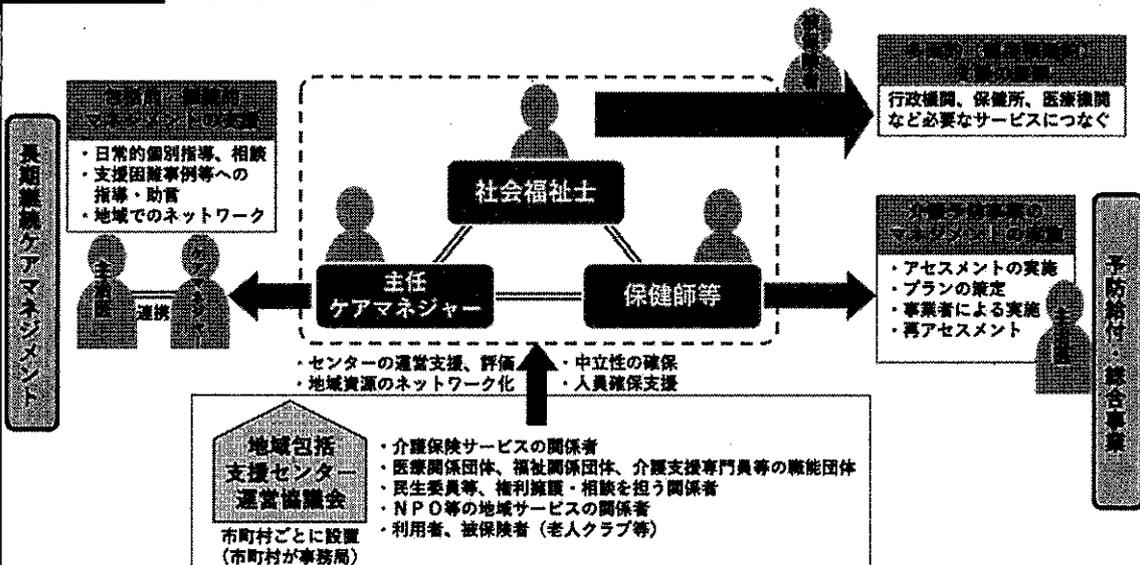
今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

地域包括ケアシステムは、市町村や県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



(出典：厚生労働省 令和5年8月30日 社会保障審議会介護給付費分科会(第222回)資料)

キーワード 地域包括支援センター



(県高齢福祉課作成)

【地域包括支援センターが担う役割】

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ① 介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメント
 - ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援
 - ③ 高齢者等に対する権利擁護事業
 - ④ 支援困難事例への対応など、介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援
- の4つの事業に加え、住まいの支援や見守り等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担います。

また、在宅医療・介護の連携強化や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を図る中で、地域包括支援センターの更なる機能強化に取り組みます。

主要施策1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者とその家族・介護者が抱える様々な課題に対して適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの機能を強化するとともに、様々な機関やボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加し、包括的・継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステムの構築を一層推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 地域住民に対する包括的・継続的支援が行えるよう、地域包括支援センターの機能を強化します。
- ◇ 高齢者とその家族・介護者が抱える複合的な課題に当事者目線で適切に対応できるよう、地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉の関係機関や団体等のネットワークの構築を図ります。
- ◇ 地域ケア会議の内容の充実に向けて支援します。

構成施策① 地域包括支援センターの円滑な運営

- 市町村は、人口規模や地域における保健福祉サービスなどの社会資源の状況等を踏まえ、日常生活圏域（概ね中学校区）を単位に、地域の実情に応じて地域包括支援センターを設置しています。また、基幹型や認知症等の機能強化型のセンターを位置付けるなど、センター間の役割分担や連携強化を図っています。
- 地域包括支援センターや市町村は、医療・介護・福祉等の関係者による「地域ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。
- 県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、広域的な課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」を開催します。また、市町村の個別の課題やニーズに応じた伴走支援や、地域包括支援センター職員研修の実施のほか、地域における医療と介護等連携に係るネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
1	地域包括支援センター職員等養成研修 (県・指定都市)	地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。
2	地域ケア多職種協働推進事業(県)	地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携のための広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。 市町村へリハビリテーション専門職や学識経験者等を派遣し、具体的な助言を行うとともに、医療や介護の専門職を対象に、在宅療養者支援について多職種協働のための研修を実施します。
3	地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)	地域包括ケアシステムを推進するため、市町村が抱える地域支援事業等の施策や庁内連携、多職種連携等の課題に対し、有識者とともに個別支援を行う伴走支援事業を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度(実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数	176人	200人	200人	200人	200人
地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議への専門職員等派遣事業の派遣人数	69人	80人	90人	90人	90人

キーワード 地域ケア会議

地域ケア会議について

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催
(高齢者の個別課題の解決)

- 多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた
 - ① 地域支援ネットワークの構築
 - ② 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③ 地域課題の把握
 などを行う。

《主な構成員》
自治体職員、自治体職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加

※適宜サービス提供に当たらない専門職種も参加

地域課題の把握

地域づくり・資源開発

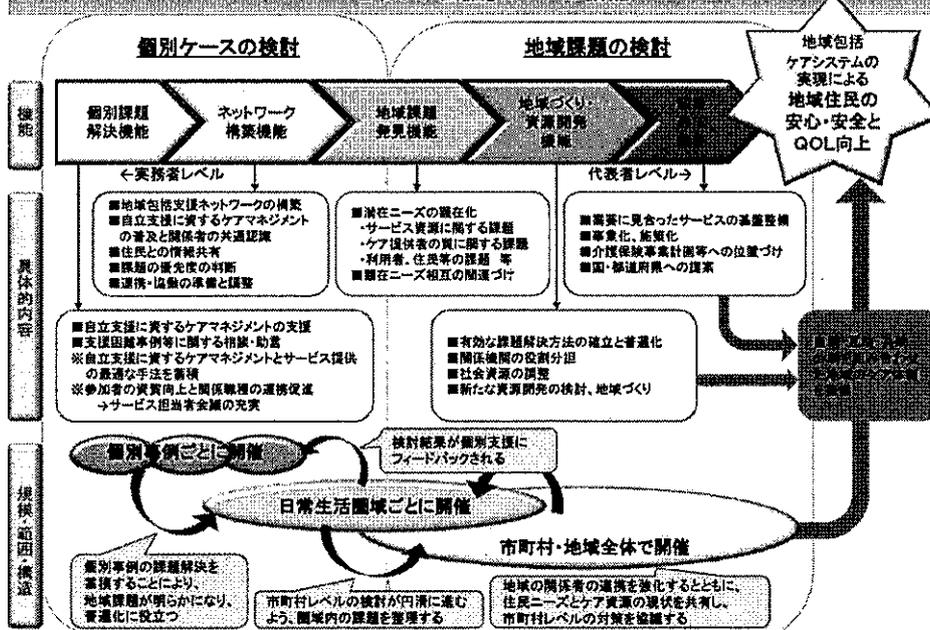
政策形成

介護保険事業計画等への位置づけなど

市町村での開催

(地域課題を解決するための社会基盤の整備)

「地域ケア会議」の5つの機能



※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

(出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」)

構成施策② 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施

- 地域包括支援センターは、高齢者や家族に対する支援のワンストップサービスの拠点として、地域支援事業である総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。
- 地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての様々な関係機関やボランティア等との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。
- 2020年（令和2年）の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業においても、地域包括支援センターは「断らない相談支援」の中心的な役割を果たすことが期待されます。
- 県は、地域支援事業の費用の一部を負担するほか、地域の関係機関をつなぐコーディネート機能を強化するとともに、高齢者や家族が抱える複合的な課題にも適切に対応できるように、市町村を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
4	総合相談支援事業 (市町村)	地域の高齢者とその家族が必要とする支援を把握し、適切なサービス、機関、制度の利用につなげていくため、 ①保健・医療・福祉等の様々な関係者とのネットワークの構築 ②高齢者の心身の状況、家庭環境等の実態の把握 ③本人や家族等からの相談を受け、適切な機関等につなげるなどの総合相談支援を行います。
5	介護予防ケアマネジメント事業(市町村)	市町村が把握した要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、介護予防事業を含めた適切なサービスが提供できるよう、必要な援助や調整を行います。
6	権利擁護事業 (市町村)	高齢者への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合的な相談窓口として、権利擁護相談や支援を行います。
7	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (市町村)	要介護者、要支援者及び要支援となるおそれのある者が継続的・包括的なケアを受けることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携を強化するための取組を行います。 また、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を中心に、地域の介護支援専門員が要介護者や要支援者に対して適切なサービスの提供を目指したケアプランを作成できるよう、介護支援専門員への情報提供や指導・助言等を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)		3
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)	85	94

キーワード 重層的支援体制整備事業

市町村において、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、2020年（令和2年）の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、2021年（令和3年）4月から施行されました。

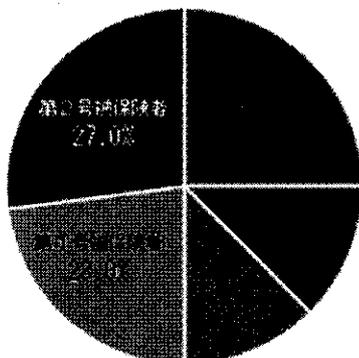
重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。

キーワード 地域支援事業

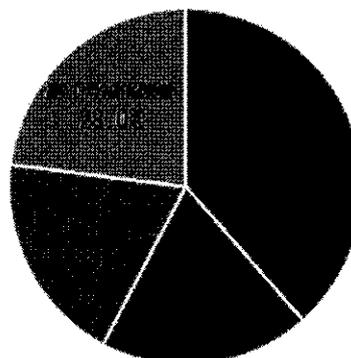
市町村は、被保険者が要介護状態等になることを防止し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した生活を営むことができるよう、地域支援事業を実施します。

区分	事業
必須事業	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活サービス事業 〔要支援者に対する訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント〕 一般介護予防事業（住民主体の通いの場など）
	包括的支援事業 地域包括支援センターの運営 〔介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援、地域ケア会議〕 在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 （認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等） 生活支援サービスの体制整備 （生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）
	任意事業 介護給付等費用適正化事業
	任意事業 家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業等、市町村が必要と認める事業

介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業の財源構成



（注1）第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。

（注2）第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付。

地域支援事業に要する費用の見込み

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	合計
地域支援事業		調整中			
介護予防・日常生活支援総合事業					
包括的支援事業					

主要施策2 医療と介護の連携の強化

医療や介護が必要な高齢者に対して、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行うため、医療と介護の連携を強化します。

主要施策の方向

- ◇ 地域における保健・医療・福祉の関係機関や団体等の連携を強化する取組を進めます。
- ◇ 医療に係る専門的・技術的な対応が必要な事項や、広域的な連携が必要な事項に関する市町村支援を推進します。
- ◇ 在宅医療施策や訪問看護の充実を図ります。

構成施策① 地域における連携強化の取組の推進

▶ ケアマネジメント等に関する連携強化の取組

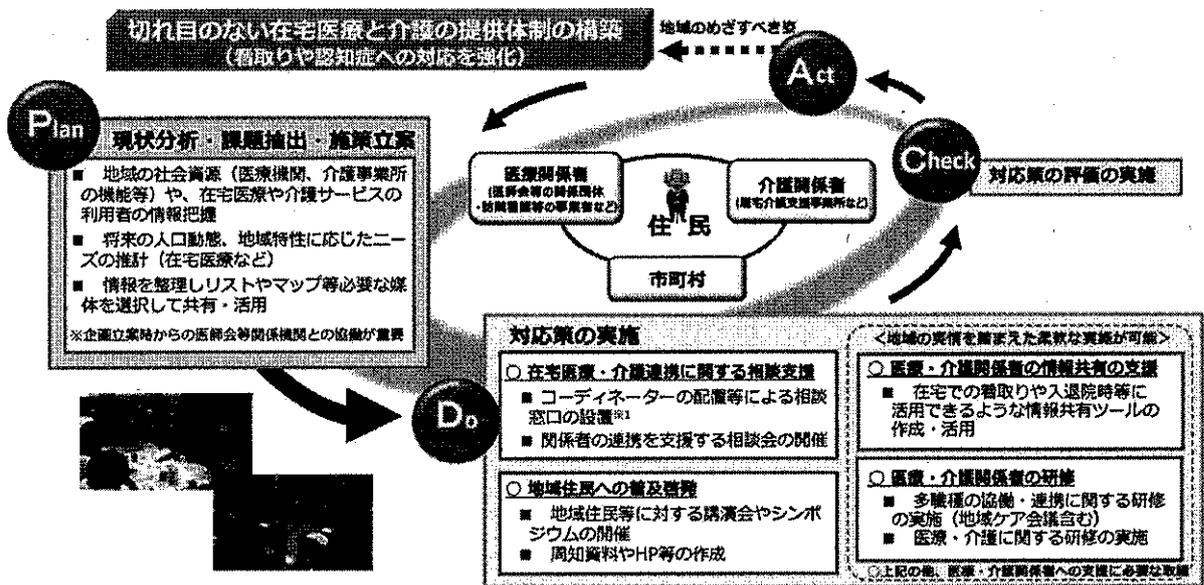
介護保険サービス等のケアマネジメントにあたって、包括的・継続的なケアを行うため、地域において主治医と介護支援専門員等との連携を強化する必要があります。

県は、介護支援専門員の養成や資質向上のための研修等による連携強化に取り組みます。

▶ 市町村における医療と介護の連携

市町村は、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、地域資源の把握、課題の抽出、地域住民への普及啓発、相談支援等に取り組みます。

県は、県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、医師会等とも連携しながら、市町村の取組を支援します。



(出典：厚生労働省 令和5年8月30日 社会保障審議会介護給付費分科会(第222回)資料)

➤ **情報通信技術（ICT）を活用した地域医療介護連携ネットワークの構築**

地域医療介護連携ネットワークは、患者の同意を得た上で、医療介護の関係機関間において医療情報を電子的に共有・閲覧できる仕組みです。

適切な医療・介護サービスを県民に提供するために、地域医療介護連携ネットワークの構築による医療情報の共有や、在宅における多職種連携の推進が有効です。

県では、医療機能の分化・連携を促進するため、情報通信技術（ICT）を活用した地域医療情報ネットワークの構築を進めています。

➤ **認知症に関する連携強化の取組**

県は、かかりつけ医等の医療従事者が、認知症を初期の段階で発見した際に、適切な支援が行えるよう、医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修や、かかりつけ医のアドバイザーとなる認知症サポート医の養成に取り組みます。

また、市町村は、認知症初期集中支援チームを設置し、医療と介護の連携のもとに、初期の段階で認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

➤ **高齢者の口腔機能向上の推進**

高齢者の歯及び口腔の健康は、全身の健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響するため、継続的な歯科保健対策が必要です。

また、高齢者のオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策を進めます。

【主要事業】

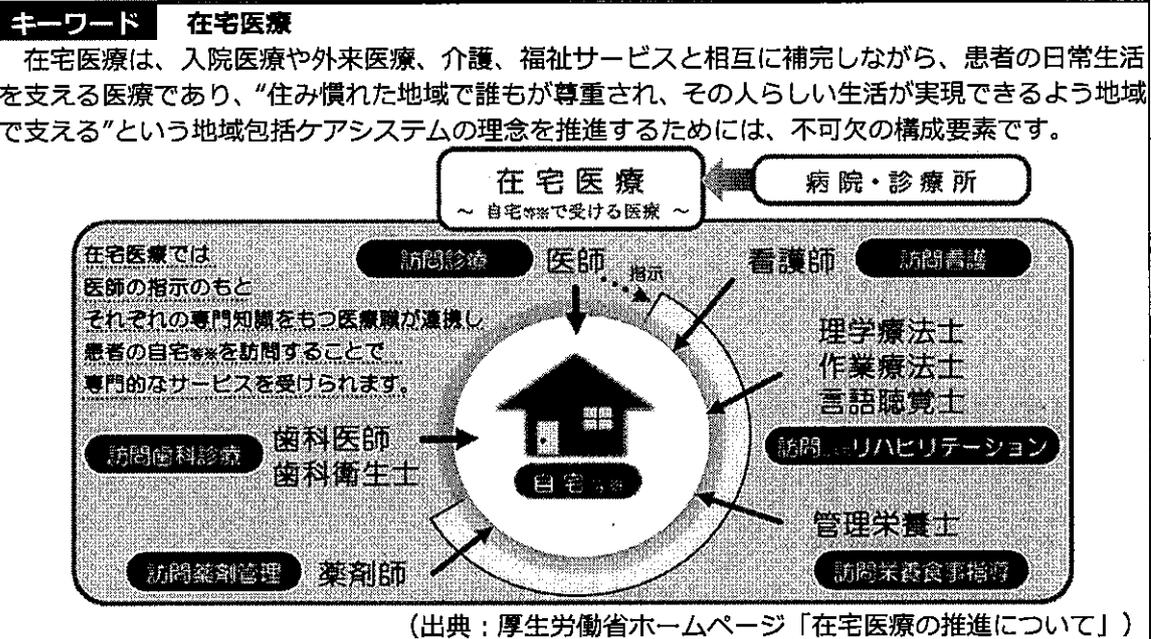
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
8	在宅医療・介護連携推進事業(市町村)	地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携に関する相談支援等に取り組みます。
9	地域包括ケア会議の開催(県)	県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等を行い、市町村の取組を支援します。 特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築や、相談支援、関係市町村等の連携の取組は、医師会等と連携し、重点的に対応します。
10	在宅医療体制構築事業(県・民間)	県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域ケア多職種協働推進事業(県)	44	2
在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 *保健所設置市域除く)	89	106
オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 *保健所設置市域除く)		107
オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)		108
未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)		109
認知症施策総合支援事業(県)	119	157
介護支援専門員の養成(県)	134	170
介護支援専門員の資質向上(県)		171

構成施策② 在宅医療体制の充実

在宅医療体制の充実を図るため、在宅医療施策や在宅歯科医療の推進、訪問看護の充実に取り組みます。



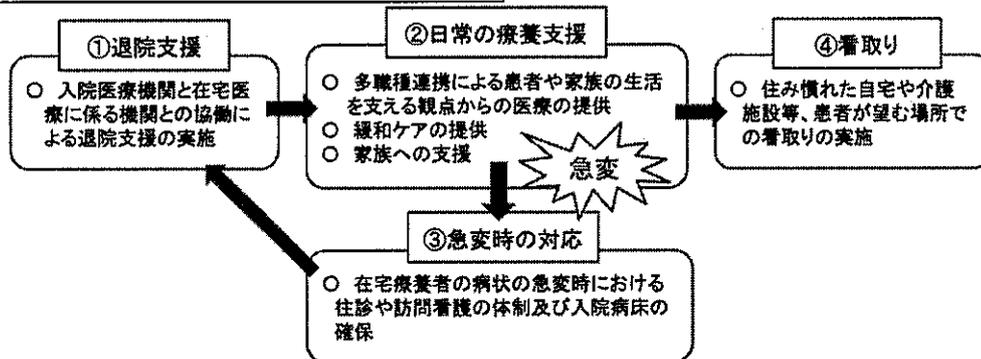
在宅医療は、患者のライフサイクルや健康状態の変化の中で起こりうる節目となる、以下の「4つの場面」を意識した取組や個別疾患への対応が必要であり、それぞれの現状と課題を整理し、対策を進めていくことが重要です。

また、今後さらに増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するためには、在宅医療を支える医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の従事者を確保・養成していくことに加え、在宅医療を支える多職種連携体制の強化が必要です。

【4つの場面】

場面	現状・課題
1 退院支援	スムーズな入退院の移行を行う必要があることから、適切な入退院支援の実施促進が課題
2 日常の療養支援	住み慣れた場所での在宅療養を継続していく必要があることから、訪問診療等（薬剤・歯科含む）の促進が課題
3 急変時の対応	容態急変時対応を行う必要があることから、24時間の往診や緊急入院受入の体制を継続的に確保していくことが課題
4 看取り	人生の最終段階における、患者が望む場所での看取りを行う必要があることから、在宅・施設での看取り体制を確保していくことが課題

在宅医療の提供体制に求められる医療機能



➤ **在宅医療体制の構築**

在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を設置し、課題の抽出や好事例の共有を行うとともに、在宅医療従事者の増加を目指し、訪問診療への同行研修や座学研修を行います。また、在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師による看取りに関する研修会を開催します。

加えて、切れ目のないリハビリテーション提供体制を構築するため、退院元の医療機関、退所元の介護老人保健施設等から訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所等の連携を促進します。

➤ **在宅歯科医療の推進**

在宅歯科医療に関わる地域の拠点として在宅歯科医療中央連携室及び地域連携室を設置し、在宅歯科診療を行っていない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入や、既に参入している歯科医療機関における在宅歯科医療の充実を促進します。

➤ **かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着**

厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン^{*}」に則した取組や、薬剤師が在宅医療に取り組むための教育研修を推進し、「かかりつけ薬剤師・薬局^{*}」の普及・定着を図ります。

キーワード 患者のための薬局ビジョン

2015年（平成27年）10月に厚生労働省が策定した、患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示したもの。

キーワード かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局

患者が使用する医薬品について、一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応できる資質を有するとともに、地域に密着し、地域の住民から信頼される薬剤師・薬局。

➤ **訪問看護の充実**

訪問看護の充実のため、質の高い看護人材を育成する研修事業等を実施します。

➤ **歯科衛生士・歯科技工士の人材養成・確保**

歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介等を行う普及啓発事業に対する支援や、在宅歯科医療に対応できる歯科衛生士を育成するための在宅歯科医療教育の実施に対する支援を行います。

➤ **在宅サービスの充実**

医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型の在宅サービスの普及を図ります。

キーワード	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービス。	

キーワード	看護小規模多機能型居宅介護
「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス。	

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
11	在宅歯科医療連携拠点運営事業(民間)	在宅歯科医療中央連携室を設置し、各種会議の開催、地域連携室の統括に関する業務等を実施します。 在宅歯科医療地域連携室を設置し、相談対応業務、在宅歯科医療に関するコーディネート、広報活動、講習会・研修会の開催、高度な歯科医療機器の貸出等を実施します。
12	「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助(市町村・民間)	在宅歯科では対応できない歯科診療領域における、在宅要介護者等の患者の治療機会を提供するため、休日急患歯科診療所等が設置する「要介護・高齢者歯科」外来での継続治療に必要な施設・設備の整備に対して補助します。
13	訪問看護推進支援事業(県・民間)	今後の在宅医療の進展及び高度化、多様化する訪問看護のニーズに対応できる看護職員を育成するため、実態を調査・検討し、研修等を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
在宅医療体制構築事業(県・民間)	49	10

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
在宅歯科医療地域連携室の相談対応件数	4,961件	4,900件	4,900件	4,900件	4,900件

トピック 医療と介護の一体的な体制整備について

1 総合確保方針等

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針（平成26年9月告示）、医療計画作成指針（令和5年4月改正医政局長通知）及び介護保険事業計画基本指針（令和6年1月頃告示予定）において、県の「神奈川県保健医療計画（県医療計画）」並びに「かながわ高齢者保健福祉計画」及び市町村の介護保険事業計画（市町村計画）を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが求められています。

2 協議の場

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要について、協議の場で調整・協議を行いました。

県医療計画と本計画及び市町村計画の整合性を確保するための協議の場は、高齢者保健福祉圏域単位（≒二次保健医療圏単位）で設置されている「地域医療構想調整会議」を活用しました。

病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要（人/日）

患者数	令和7年（2025年）	
	在宅医療	介護保険施設
	1,150.66	798.80

3 神奈川県の医療・介護需要

県と市町村及び「協議の場」の調整結果に基づき、県医療計画における在宅医療の整備目標と市町村計画における介護保険施設等の整備目標をそれぞれ検討し、県医療計画、本計画及び市町村計画に反映しました。

※数値は、2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需の機械的試算（平成29年8月10日厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長通知）を使用しています。

【介護保険施設等の整備目標】

本計画及び市町村の介護保険事業計画においては、介護保険施設が受け皿になる分である上記2を特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院のサービス見込み量として計上しています。

主要施策3 地域での支え合いの推進

認知症の人や一人暮らしの高齢者が増加する中、誰もが地域において、いきいきと自立した生活が送れるよう、世代を超えたすべての地域住民、行政、関係機関が連携し、「ともに生き、支え合う社会づくり」を進める必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 高齢・障害・子育て・生活困窮などの分野を超えて、当事者目線で必要な支援が行えるよう、地域住民や行政、社会福祉協議会、NPO、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員など関係機関による地域づくりやネットワークづくりを進めます。
- ◇ コミュニティの再生・活性化を推進し、地域の特性を生かした支援が行えるよう、適切な福祉サービスを提供する人材、サービスとそれを必要とする人をつなぐ人材の育成に取り組みます。

構成施策① 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、高齢者等にとって住み慣れた地域を日常生活圏域として設定した上で、介護保険サービスの供給見込量を算出し、適切な提供を行います。また、要介護者に対して、住み慣れた地域における生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の生活圏域内にサービス提供の拠点が確保される「地域密着型サービス」の提供を促進します。

構成施策② 住民参加による地域での支え合いの推進

＞ 地域での見守り活動の実施

一人暮らしの高齢者等の安否を確認するとともに、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、市町村や地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域住民等による見守り体制を充実します。

こうした支え合い活動による見守り体制を、認知症高齢者施策や災害時の支援活動等にもつなげ、高齢者が孤立しないコミュニティづくりを市町村や関係団体と連携して進めます。

＞ 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援等の実施

要支援者に対する予防給付サービスである「介護予防・日常生活支援総合事業」により、市町村は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、生活支援を含めた多様なサービスを提供することができます。高齢者も生活支援サービスの運営に支え手として参加することにより、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していくことが期待されます。

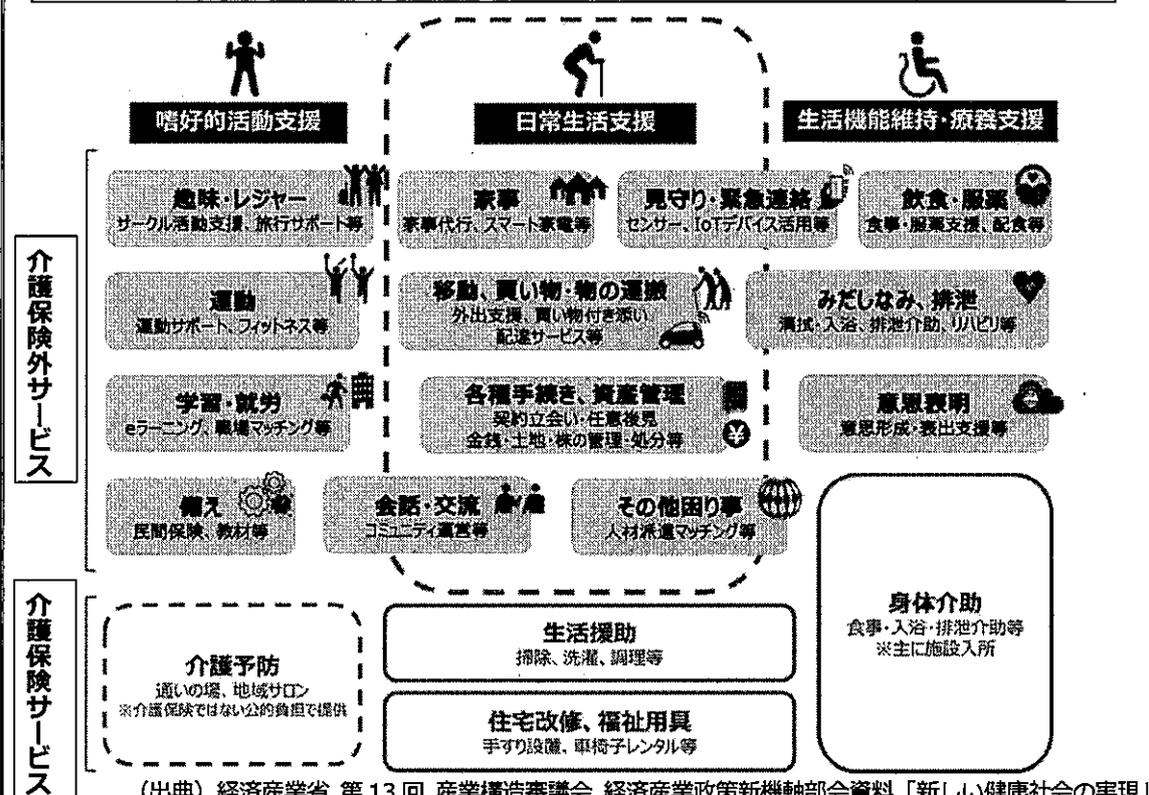
県は、人材育成や、地域ケア会議や地域支え合い体制づくりに向けてのアドバイザー派遣など、ともに考え課題に応じた市町村伴走支援を行います。

トピック 介護保険外サービス

公的な介護保険サービスに加えて、介護保険では提供できないサービスを提供する、民間の介護保険外サービスを利用することで、高齢者の生活をより豊かにすることや、ケアラー(家族介護者)の負担を軽減することなどが期待されます。

元気な高齢者やNPOなどが地域で行う支え合い活動も介護保険外サービスと捉えることもできます。

区分	目的	利用者	費用負担
介護保険サービス	最低限の生活支援	介護認定等を受けている	一部自己負担
介護保険外サービス	生活をより豊かにする	誰でも利用可能	全額自己負担



(出典) 経済産業省 第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現」

【介護保険外サービスの例】

- 身寄りのない高齢者に対する日常生活の支援や入院・介護施設への入所時の身元保証、死後事務
- 同居する家族の援助となる調理、買い物、掃除などの家事代行
- 配食サービス ○介護タクシーによる移送サービス など

解説 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護

身寄りのない高齢者が病院に入院する際や介護施設等に入所する際の身元保証等の支援を、民間事業者が家族・親族に代わって行ういわゆる「身元保証等高齢者サポート事業」の需要が今後増加することが見込まれます。

身寄りのない高齢者が死後の事務を委任したりするなどサービス内容が多岐にわたり、かつ、契約内容が複雑で費用体系も明確ではないといった特徴から、消費者保護の必要性が高いものとなっています。また、現状では、事業者が提供するサービスについて直接規律・監督する法令・制度等はなく、監督官庁や事業者団体も存在しないため、利用者とのトラブルも発生していますが、対策が十分に講じられてきたとは言えない状況であり、消費者保護の必要性が高まっています。

消費者保護の推進や事業の健全な発展に必要な施策の検討に資するよう、総務省、厚生労働省、消費者庁及び法務省が連携して取り組んでいます。

(出典) 総務省 報道発表資料 (令和5年8月7日)

「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査 <結果に基づく通知>」

構成施策③ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり

▶ 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置付けられており、神奈川県社会福祉協議会では、各種福祉人材の養成や無料職業紹介、ボランティア活動の振興、権利擁護の取組をはじめとした様々な活動を行っています。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会との協働・連携により、地域福祉の一層の推進を図ります。

▶ 地域福祉を推進する人材の活動支援・育成

市町村は、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの開発、そのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を地域に配置するとともに、生活支援サービスを担う多様な主体で情報共有や連携・協働を進めるための協議体を設置します。

県では、高齢者支援だけではなく、地域の課題に寄り添った支え合い活動を支援するとともに、生活支援コーディネーター研修等による人材育成に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
14	民生委員・児童委員の活動支援(県・指定都市・中核市)	民生委員・児童委員を対象に、新任研修・会長部会長研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員活動の手引を作成しています。 また、民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。
15	生活支援コーディネーター研修(県)	地域における生活支援サービスの充実に向けて、市町村に設置されている生活支援コーディネーターの業務に役立つ研修や、アドバイザー派遣による個別の伴走的支援等を実施します。
16	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業(県)	市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備にあたり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員等を対象とした研修や連絡会を行うとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備に向けた技術的助言や支援を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
民生委員・児童委員1人あたりの住民に対する訪問回数	175.7回	190回	190回	190回	190回
生活支援コーディネーター研修の受講者数	435人	440人	455人	470人	485人
包括的な支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数			28市町村	31市町村	33市町村

構成施策④ 多世代居住のまちづくり

- 少子高齢化や空き家の発生などによって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できる「多世代居住のまちづくり」を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
17	多世代居住のまちづくり 推進(県)	まちづくりの担い手養成講座や、地域展開の検討、普及啓発等を行い、「多世代居住のまちづくり」を推進します。

主要施策4 NPO・ボランティア等との協働

地域における多様なケアを行う体制を確保するため、NPO・ボランティアや高齢者自らを含めた地域活動を行う個人やグループの活動を促進することが重要です。

主要施策の方向

- ◇ NPO・ボランティア及び高齢者を含めた地域活動を行う個人やグループとの協働を当事者目線で推進します。
- ◇ NPO・ボランティア等の活動を促進するため、相談、情報提供や活動のための環境整備などに取り組みます。

構成施策① NPO・ボランティア等の活動の促進

- 県と社会福祉協議会等が連携して、ボランティア活動を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
18	かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進 (民間)	県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。 市町村社協ボランティアセンターへの支援を通じて、地域におけるボランティア活動を支援します。
19	かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進 (県)	県民のボランティア活動支援の拠点として、活動の場や情報の提供、相談・コーディネート業務等を実施します。
20	地域介護予防活動支援事業(市町村)	介護予防に関するボランティアなどの人材や住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施します。

構成施策② NPO等との協働

- 県は、地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性を持つNPO等の協働を推進します。

主要施策5 ケアラー（介護者）への支援

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ ケアラーが抱える様々な課題に応じた当事者目線の支援ができるよう、関連分野や関係機関の連携を進めます。
- ◇ ケアラーに身近な市町村が中心となって支援を進められるよう、市町村の支援体制づくりを後押しします。
- ◇ 介護をしながら働く家族等（ビジネスケアラー）が、介護を理由に離職することのない環境づくりを進めます。

キーワード ケアラー（家族介護者）

ケアラーとは、「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「こころや身体に不調があると家族などへの気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者・友人・知人など無償でケアする人と定義されています。（一般社団法人日本ケアラー連盟「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の支えあいに基づく介護者支援の実践と普及に関するモデル事業報告書」（平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）

また、同報告書では、

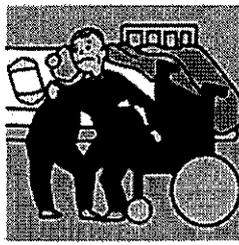
- ・ケアラーは全世代にいること、
- ・老老介護や複数同時介護など、多様なケアラーが存在すること
- ・多くの時間をケアに追われ、自分の時間が十分に取れない人もいる。不本意な介護離職や勤務時間を減らすなど、働き方を変更した人もおり、行政や専門職、職場や地域の理解を強く欲していること
- ・ケアラーの多くが孤立を感じており、同居の主な介護者や認知症のある人をケアしている人の負担感が高いこと

などの実態や課題が明らかにされています。

多様なケアラーの実態に合わせた支援が求められます。



障害をもつ子どもを育てている



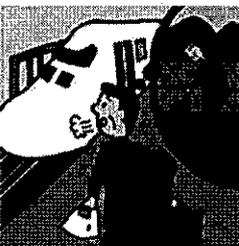
健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護で精一杯で他に何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



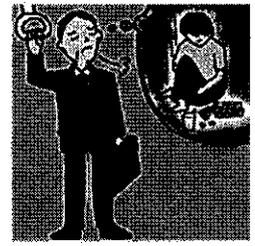
遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟/illustration : Izumi Shiga

構成施策① ケアラーを支えるネットワークの構築

- 県が策定する各種個別計画にケアラー支援を位置付けていきます。

ケアラー支援が位置付けられている県の個別計画等	
・ かながわ子どもみらいプラン	・ かながわ子ども・若者支援指針
・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）	・ 神奈川県地域福祉支援計画
・ かながわ男女共同参画推進プラン	・ かながわ人権施策推進指針
・ かながわ困難女性等支援計画（仮称）	・ かながわ自殺対策計画
・ 神奈川県アルコール健康障害対策推進計画	・ 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画

- 県は、ケアラー支援に関係の深い関係課による部局横断的な「ケアラー支援庁内連絡会議」を開催して課題や支援方策について検討し、全庁的に取組を進めます。
- 県は、ケアラーやヤングケアラーの支援者・支援機関（市町村、各種相談窓口等）のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど市町村単独では対応が困難な事例の解決に向けた支援を行う「ケアラー支援専門員」を配置します。
- ケアラー支援に当たっては、様々な制度や、民間団体も含めた地域資源を組み合わせ、オーダーメイドの支援チームを編成できるコーディネーターが必要です。県は、市町村がこうしたコーディネーターを設置できるよう、コーディネーターの養成研修を行って支援します。また、地域包括支援センターが家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員養成研修などの支援を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
21	ケアラー支援専門員配置事業(県)	ケアラー支援のためのネットワーク構築、市町村単独では対応困難な事例の解決に向けた支援を行うケアラー支援専門員を配置します。
22	地域包括支援センター職員等養成研修事業(県)	地域包括支援センターが家族等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員養成研修などの支援を行います。
(3) 再掲	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業(県)	市町村が包括的な支援体制を円滑に整備できるよう、また、体制整備にあたり重層的支援体制整備事業を活用する市町村が適切に事業を実施できるよう、市町村職員等を対象とした研修や連絡会を行うとともに、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備に向けた技術的助言や支援を行います。(本掲はP44)



構成施策② ケアラーへの支援の推進

- ケアラーが、ケアしている家族等のことだけではなく、ケアラー自身の悩みや不安を気軽に相談できるよう、ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口を設けます。また、県で設置する様々な相談窓口でケアラーからの相談に応じます。
- ケアラーがケアに追われて社会から孤立しないよう、ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。
- 必要な介護サービスが受けられないことを理由にビジネスケアラーが離職することがないよう、引き続き介護サービス基盤の整備を進めるとともに、企業等への育児・介護休業法の周知や意識啓発を行い、仕事とケアを両立できる職場環境づくりに取り組みます。
- 市町村は、サービスの提供主体として介護保険や障害福祉サービスを提供するほか、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、地域の実情に応じて、介護している家族等の様々なニーズに対応したサービスを提供します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
23	ケアラーコールセンター事業(県)	ケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口(SNSを活用した相談・電話による相談)を設けます。
24	つながりサポート事業(県)	仕事が減り生活が苦しい、家族の介護により社会とのつながりが持てないなど、不安や生活上の課題を抱える女性を支援するため、面接相談、訪問支援、居場所の提供などの支援を行います。
25	SNS児童虐待防止相談事業(県)	虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもの悩みに関する相談を受けます。
26	ひきこもり等相談関係事業(県)	いわゆる「8050問題」について、ひきこもる子を支え続けてきた親が、高齢化することでさまざまな問題が明るみになるケースが増えています。関係機関が連携して支援を行うとともに、関係者等にひきこもりへの正しい理解を促し、相談しやすい環境を整備します。
27	医療的ケア児支援センター運営事業(県)	医療的ケア児及びその家族等に対する相談対応、情報提供等を行います。
28	難病相談支援センター事業(県)	難病患者やその家族に対し、療養や日常生活における各種相談や就労支援等を行います。
(86)再掲	こころつなげよう電話相談事業(県)	県精神保健福祉センターにおいて、広く県民のこころの健康に関する電話相談を受け、専門的な立場から適切な対応を行います。(本掲はP88)
29	いのちのほっとライン@かながわ(県)	LINE相談により、電話相談にハードルを感じる若年層等の相談を受けます。
30	24時間子どもSOSダイヤル事業(県)	いじめなど子どものSOS全般について、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談に応じます。
31	かながわ子どもサポートドック(県)	困難を抱える子どもを早期に把握し、相談から医療・福祉へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」を実施します。

キーワード 8050問題（「はちまる・ごうまる」問題）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。高齢の親が経済的に逼迫した状態で福祉関係の相談に訪れる例が共通に確認されています。困窮するにつれて親の年金に生活を依存するなどの状況に陥ることも指摘されています。また親が要介護状態になることで、子どもが離職するなどの要因も、社会的孤立や経済的な窮迫の背景となっています。

(出典) 平成30年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「長期高齢化する社会的孤立者(ひきこもり者)への対応と予防のための『ひきこもり地域支援体制を促進する家族支援』の在り方に関する研究報告書～地域包括支援センターにおける『8050』事例への対応に関する調査～」

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
32	ケアラー居場所づくり支援事業(県)	ケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所づくりを支援します。
33	地域子育て支援拠点事業(市町村)	子育てに関し、世代や属性を超えて交流できる場を提供します。
34	かながわサポートケア企業認証制度(県)	介護休業や休暇などに係る制度の社内制度化や、仕事と介護の両立支援に関する社内の責任者を明確化しているなど、県の定める認証基準の審査を行い、認証します。
35	家族介護支援事業(市町村)	高齢者を介護する家族等に対して、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」を開催します。また、家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会等を行う「家族介護継続支援事業」により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。
36	地域自立生活支援事業(市町村)	高齢者の地域における自立した生活を継続するため、生活援助員の派遣、介護サービス相談員の活動支援、栄養改善の必要な方に対する配食サービス、家庭内の事故等への対応の体制整備などのサービスを実施します。
37	子育て世帯訪問支援事業(市町村)	ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を行います。
38	医療型短期入所事業所開設促進事業(県)	医療型短期入所事業所の開設を支援します。
39	障害児等メディカルショートステイ運営事業(県)	医療的ケアを必要とする在宅の重度心身障害児者を介護する家族等の負担を軽減するため、医療機関が対象児者を短期入院で受け入れる事業を実施します。
40	ケア付き通学支援事業(市町村)	医療的ケア児の円滑な通学を支援する事業を実施します。
41	医療的ケア児在宅レスパイト事業(市町村)	在宅で生活する医療的ケア児の介護を行う家族の休息(レスパイト)確保を支援する事業を実施します。
42	在宅難病患者一時入院事業(県)	ケアラーの休養や疾病等により介護が困難になった在宅難病患者が、県内の協力病院に短期間入院できる事業を実施します。
43	ヤングケアラー通訳支援事業(県)	家族等の言語支援を行うヤングケアラーを支援するため、外国語対応が必要な家庭への通訳支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
福祉用具・住宅改修支援事業(市町村)	65	51
認知症施策普及・相談・支援事業(県)	119	158

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわサポートケア企業認証制度の参加企業数	20社	26社	31社	36社	41社
家族介護支援事業の実施市町村数	26市町村	27市町村	29市町村	31市町村	33市町村

構成施策③ ケアラーに関する広報の充実

- ケアラーが抱える課題やその支援に対する社会の理解を深めるとともに、ケアラー本人がケアラーであると気づき、相談や支援につながるよう、広報の充実を図ります。
- 県ホームページに「ケアラー支援ポータルサイト¹⁾」や「ヤングケアラーのコーナー²⁾」を設け、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
44	かながわケアラー支援ポータルサイトの運営(県)	県ホームページにおいて、ケアラー支援に関する情報提供やケアラーの置かれている状況などの周知を行います。
45	私立学校経常費補助(県)	ヤングケアラーに関する周知・啓発等の取組を実施した私立学校に対し、一定額を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわケアラー支援ポータルサイトの年間閲覧数	35,805件	36,000件	42,000件	48,000件	54,000件

かながわケアラー支援ポータルサイト
(ケアラーの方が利用できる支援一覧)



ケアラーの方が利用できる支援一覧

神奈川県が取り組むケアラー（身近な方の介護、看護、日常的な世話をする方）への支援についてご案内します。

ケアラーの方が利用できる支援一覧

<p>● 悩みを相談したい（相談窓口）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ ヤングケアラー（子ども・若者）の相談 ▪ 高齢者に関する相談 ▪ 障がい者・障がい児に関する相談 ▪ 妊娠・出産・子育ての相談 ▪ 生活全般の相談（生活困窮） ▪ がん・難病に関する相談 ▪ 一般的な健康相談 	<p>● サービスなどの支援を受けたい（各種サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 高齢者への支援 ▪ 障がい者・障がい児への支援 ▪ 生活の困りごと（生活困窮） ▪ 難病患者の方の在宅生活への支援 ▪ 医療的ケア児への支援 ▪ がん患者への支援 	<p>● 同じ悩みを持つ人と話したい（当事者・居場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ ケアラーズカフェ ▪ 認知症の方の介護 ▪ 養児の悩み ▪ 当事者団体の活動事例紹介
--	--	---

¹ ケアラー支援ポータルサイト URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>

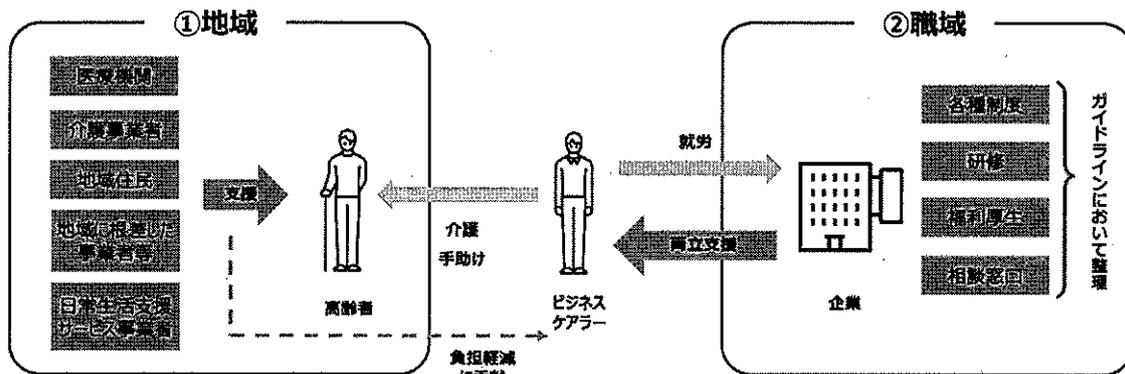
² ヤングケアラーのコーナー URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

キーワード ビジネスケアラー

高齢化の進行に伴い、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数が増加しています。介護のために離職する人が全国で毎年約10万人いると見込まれ、2030年には、家族介護者のうち約4割（約318万人）がビジネスケアラーになる見込みです。

経済産業省による推計によると、仕事と介護に係る経済損失は、両立困難による労働生産性損失などにより2030年には約9.1兆円となる見込みです。

ビジネスケアラー問題への対応に当たっては、①地域における介護需要の新たな受け皿の整備、②企業における両立支援に向けた取り組みの促進を両輪で進めていく必要があります。



地域における介護需要の新たな受け皿の整備

◎高齢者が住み慣れた地域で自立度高く生活することにより、間接的にビジネスケアラーを含む家族介護者の負担を軽減

- ①介護需要の新たな受け皿（地域に根差したスーパー・薬局等の事業者、日常生活支援サービス（家事代行業等））の整備
- ②介護保険外サービスの信頼性確保

企業における両立支援に向けた取り組みの促進

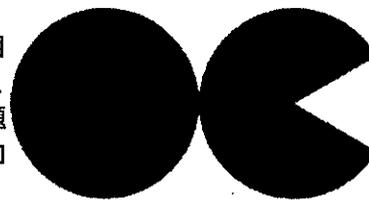
- ◎介護休業・休暇制度の整備など、法定された制度面での支援
- ◎介護に係るリテラシー向上や組織内（特に上司の理解）での理解促進、相談窓口の整備といった実態面での支援

（出典）経済産業省 第13回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現」

トピック OPEN CARE PROJECT (オープン ケア プロジェクト)

介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ転換することを目的として、介護当事者や介護業務従事者、メディア、クリエイター、企業等、多様な主体を横断して、介護に関する話題を議論し、課題解決に向けたアクションを推進する、経済産業省が発足させたプロジェクトです。

ロゴマークによる普及啓発や、介護当事者やクリエイターといった業種横断での対話・マッチングの場を設けることでコミュニティ拡充や、業務横断での連携に係る社会機運の醸成を図ります。



OPEN CARE PROJECT

介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ。



OPEN CARE PROJECT ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/opencareproject/index.html

主要施策6 多様な住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康に暮らすことができるよう、生活環境などの都市基盤の整備に取り組むことが必要です。

そのため、民間事業者による高齢者に配慮した住まいの供給、高齢者に対応した公営住宅の整備や福祉サービスと連携した住宅供給などの事業に取り組むことが大切です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備の促進に努めます。
- ◇ 高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等により、入居の円滑化を支援するとともに、高齢者の様々なニーズに対応した、多様な住まいの普及を推進します。

構成施策① 高齢者向け住宅の整備

- 段差の解消や手すりの設置などを行った高齢者向け住宅の整備を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
46	高齢者向け公営住宅の整備等(県)	県営住宅の建替に当たっては、全ての住戸について室内の段差解消や手すりの設置などバリアフリー化を進めます。

構成施策② 高齢者等の居住支援の推進

▶ 居住支援の推進

高齢者は、病気や事故、安全面等への不安から賃貸住宅の入居を敬遠されることがあることから、賃貸住宅の家主から、高齢者等住宅の確保に配慮を要する者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するなどの取組を進めます。

▶ 多様な住まいの普及の推進

高齢者のみの世帯の増加を背景に、ライフスタイル・価値観の多様化に伴う「住み替えニーズ」の増大が見込まれており、介護が必要となったときに、365日、24時間安心して住み続けることができる住まいへの期待が高まっています。

2011年(平成23年)10月から施行された改正高齢者住まい法によるサービス付き高齢者向け住宅の登録制度の創設などを受けて、高齢者の様々なニーズに応える多様な住まいの周知と普及に努めていきます。

有料老人ホームについては、神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、入居者の福祉を重視した施設運営が行われるよう取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
47	神奈川県居住支援協会による取組 (県・市町村・民間)	民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や供給の促進、その他必要な措置について協議・実施します。
48	サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進(県・指定都市・中核市)	サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するとともに、バリアフリーなどの住宅の質や生活支援サービスの質を確保するため、事業者等に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の普及啓発や定期的な報告の徴収、立入検査を実施します。
49	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度(県・指定都市・中核市)	賃貸住宅の家主から、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
50	居住支援活動をとりまく周辺環境整備事業(県)	高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		
	2022 年度(実績)	2023 (見込み)	2033 (令和15)
サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数	14,945 戸	15,295 戸	19,500 戸

構成施策③ 住宅改修・福祉用具利用の相談体制の充実

住宅の改修や福祉用具の利用によって、高齢者の日常生活の活動能力が高まる事例があることから、市町村の高齢者福祉相談窓口や地域包括支援センターでは、在宅介護に関する相談の一つに住宅改修や福祉用具利用に関する相談を位置付け、取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
51	福祉用具・住宅改修支援事業(市町村)	福祉用具・住宅改修の効果的な活用のため、情報提供、相談、助言を行うとともに住宅改修費支給申請の理由書作成経費の補助を行います。

柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進

現状と課題

- 介護保険制度の施行後、介護支援専門員等の第三者が家庭に介入することにより、高齢者への虐待が顕在化してきました。高齢者虐待防止法に基づく市町村等への相談・通報が増加する中では、対応が困難な事例も多く見受けられる状況となっています。
- 高齢者虐待のうち、認知症の人の虐待被害の割合が多いことから、認知症施策とも連動するなど、虐待の未然防止や支援のネットワークの構築が必要です。
- 施設や事業所における虐待に関する相談・通報件数も増加しているほか、内容も複雑化しています。施設等での虐待は、職員の知識・介護技術等に関する問題やストレスの問題が要因であることが多く、こうした問題に対応するとともに、身体拘束防止への取組など虐待を未然に防止する取組が必要です。
- 高齢者に対する権利侵害の問題に着実に対応するため、高齢者一人ひとりが尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護のしくみを充実する必要があります。

目指すべき方向性

- 高齢者虐待を防止するため、医療、保健、福祉等地域ネットワークの整備や、虐待事例に対応する市町村への支援、関係する保健福祉人材に向けた対応力向上のための研修等の実施に取り組みます。
- 介護サービス事業所等で介護に従事する職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修の実施や、苦情・相談受付等の施設体制の整備のほか、身体拘束廃止の取組を推進します。
- 判断能力が十分でない高齢者の福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援するなど、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるように権利擁護のしくみの充実に努めます。

主要施策1 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者への虐待が顕在化し、虐待対応の窓口となる市町村や地域包括支援センターに寄せられる相談や通報も増加傾向にあります。

高齢者虐待を未然に防止するため、地域ぐるみの取組が必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者虐待を防止するための体制の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束をしない介護の取組を推進します。

構成施策① 高齢者虐待防止の取組の推進

高齢者虐待防止法では、家庭における養護者や養介護施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、市町村や地域包括支援センターへ通報しなければならないこととされています。

➤ 市町村の役割

市町村は、地域支援事業（権利擁護事業）として高齢者虐待防止に取り組みます。
 (⇒地域支援事業の制度概要はP47 参照)

虐待の通報や届出窓口を住民に周知するとともに、通報を受けた場合は速やかに事実確認を行い、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、一時的に身柄を保護する等の安全確保を行います。

また、虐待の未然防止のほか、養護者への支援を円滑に進めるため、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、地域の実情に応じて総合相談、早期発見、見守り、適切な介護サービスの提供を行うための、高齢者虐待防止ネットワークの整備を図ります。

➤ 県の役割

県は、リーフレットやホームページを活用し、虐待の正しい知識等について県民に対して普及啓発や虐待対応を行う市町村へ必要な支援・助言を行うとともに、県内の虐待対応の状況を毎年度公表します。

〔県ホームページ「高齢者虐待防止のために」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/index.html>〕



また、介護保険施設等の従事者による虐待の通報については、必要に応じて市町村と連携して事実確認を行い、施設や事業所への助言・指導等を行います。

虐待の未然防止及び養護者への支援に向けて、関係機関の連携強化、体制整備を図るため、有識者等で構成する「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」において、虐待防止に関する諸課題について検討を行います。

認知症の高齢者が虐待を受ける割合が多いため、会議の運営にあたっては、「神奈川県認知症施策推進協議会」とも連携します。

キーワード **かながわ高齢者あんしん介護推進会議**

高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、高齢者に対する虐待や身体拘束の廃止等の取組を通じて介護の質の向上を図るとともに、施設や在宅での介護の諸課題を協議する組織として、2つの部会を設置して検討を行っています。

実施主体：県

構成委員：医師会、看護協会、弁護士、専門職団体、学識経験者、市町村、保健福祉事務所等のほか、県が主催する下記の2部会ならびに認知症対策推進協議会を含む

部 会：高齢者虐待防止部会……高齢者虐待防止対策の推進
 拘束なき介護推進部会……身体拘束廃止対策の推進

➤ 介護サービス相談員の活用に向けた市町村支援

施設での高齢者虐待を未然に防ぐためには、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。市町村による介護サービス相談員の派遣を支援するため、相談員の養成や資質の向上を目的とした研修を充実するとともに、事業効果の周知等により市町村での活用や施設での受入の促進を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
52	市町村の高齢者虐待対応困難事例への弁護士派遣事業(県)	養護者による高齢者虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が困難な事例について、弁護士等の専門職の派遣や相談により支援します。
53	高齢者虐待防止関係職員研修(県)	高齢者虐待の相談・通報受付や事実確認調査、養護者の支援等の対応に関わる市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、法の趣旨を理解し、高齢者及び養護者に速やかに介入・支援できるよう、実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。
54	介護サービス相談員養成研修(県)	介護保険サービス利用者の相談に応じ、地域のサービスの質の向上や適正化に資する介護サービス相談員を養成し、現任の介護サービス相談員の資質の向上を図り、市町村における介護サービス相談員派遣事業の取組を推進します。
55	介護保険施設における看護職員研修(県)	介護施設等の看護職員を対象として、権利擁護意識に基づいた、介護に関する実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を、スキルに応じて段階的に実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県)	117	156

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数	49人	160人	200人	200人	200人
介護保険施設における看護職員研修の受講者数	132人	170人	170人	170人	170人
(再掲)認知症介護実践研修の受講者数	272人	300人	320人	340人	360人

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組を推進するため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
56	「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営(県)	関係機関との連携強化や相談体制の充実を図るため、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」において諸課題を協議します。
57	高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修(県)	介護保険施設等が各地域において自ら高齢者の権利擁護及び身体拘束廃止に関する実践的な取組ができるよう、介護保険施設等の職員を対象として、階層別に研修を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわ高齢者あんしん介護推進会議等の開催数	3回	5回	5回	5回	5回

解説 かながわ高齢者あんしん介護推進会議 高齢者虐待防止部会

かながわ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会では、市町村及び県職員を対象に虐待防止に資するマニュアルを策定したほか、毎年、虐待防止関係職員への研修を実施するなど、高齢者虐待相談や通報に対応する市町村及び県職員の対応能力の向上を図っています。

また、今後はこれらを活用して、複雑化する高齢者虐待への対応力の標準化にも取り組みます。これまでに作成した市町村及び県職員対象のマニュアル等の資料は以下のとおりです。

年度	資料名
2005 (H17)	高齢者虐待防止マニュアル
2010 (H22)	市町村養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報への対応マニュアル
2012 (H24)	養護者による高齢者虐待対応事例集
2014 (H26)	高齢者虐待防止対応マニュアル(養護者による高齢者虐待対応)
2017 (H29)	高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点を示した研修会用資料
2019 (R元)	高齢者虐待防止マニュアルの全面改訂

上記のマニュアル等のほか、施設や事業所への支援として、2008年度に施設職員のための高齢者虐待防止の手引きを策定したほか、高齢者虐待防止に向けた啓発リーフレットなども作成しています。

解説 身体拘束における「緊急やむを得ない場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、次の3つの要件を満たす「緊急やむを得ない場合」で、かつ、これらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されている場合以外は認められません。

<3つの要件>

- 1 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 3 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

主要施策2 権利擁護のしくみの充実

高齢者や障害者が、相続等の際に財産の権利を侵害されたり、身体的虐待や長時間の放置及び心理的虐待等により、身体・精神面の権利を侵害されたりする事例があります。

このような権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるよう権利擁護のしくみを充実する必要があります。

主要施策の方向

- ◇ 権利侵害に対する相談や支援の取組を当事者目線で進めます。
- ◇ 判断能力が十分でない高齢者のサービス利用や日常的な金銭管理の支援等の権利擁護のしくみの充実に努めます。

構成施策① 地域包括支援センターによる権利擁護の取組

- 地域包括支援センターは権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
58	権利擁護事業(地域支援事業)(市町村)	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。

構成施策② 神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組

- 県は、神奈川県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が実施する権利擁護事業に対する支援を行い、権利擁護の取組の促進を図ります。

【主要事業】

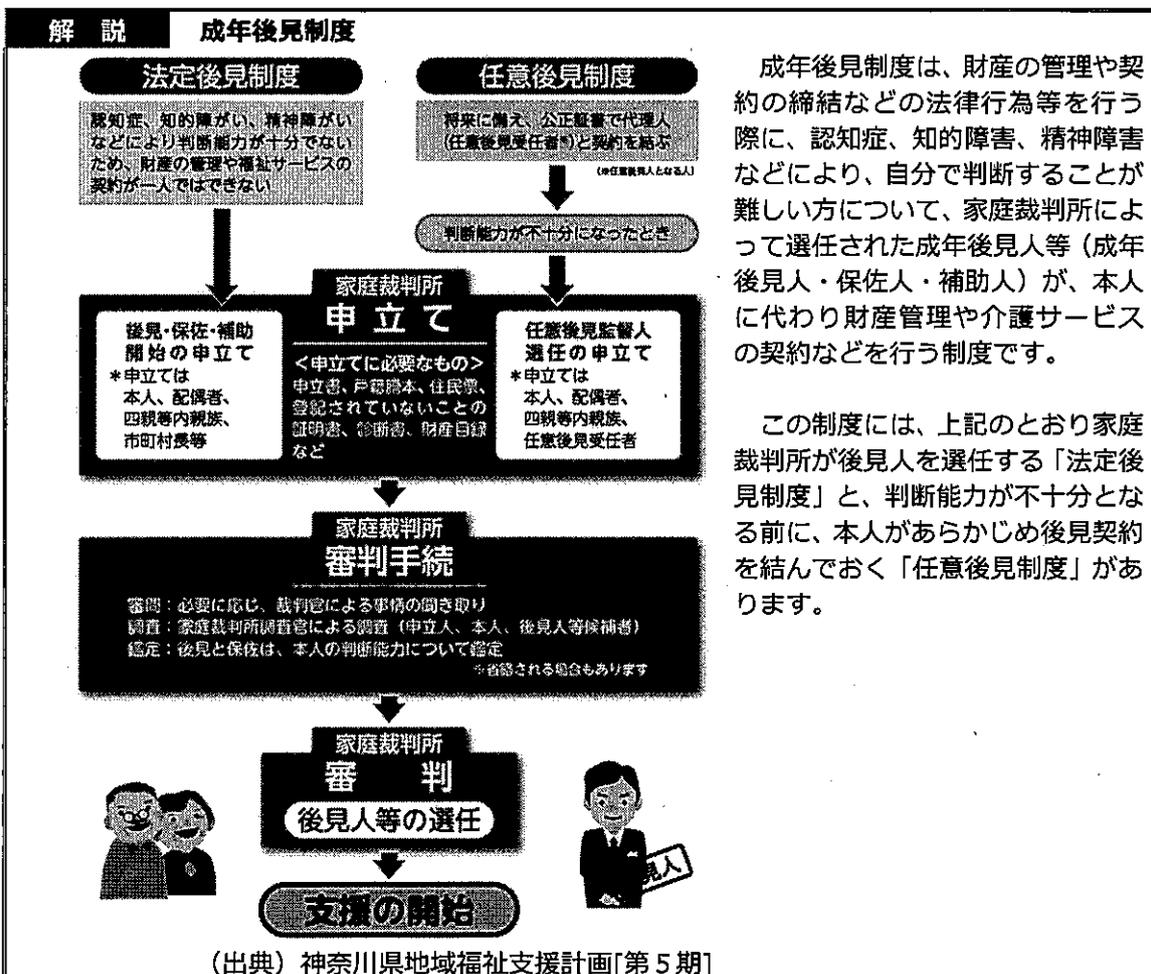
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
59	日常生活自立支援事業の推進(社会福祉協議会)	認知症高齢者等判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用の継続の援助や、日常的な金銭管理等の支援を行う「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」を市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等の取組を行います。
60	福祉サービス苦情解決事業(社会福祉協議会)	神奈川県社会福祉協議会が設置する第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっせんを行い、また、事業者の主体的な苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)」の運営を監視する事業を行います。

構成施策③ 成年後見制度の利用促進

- どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の整備等に対して、家庭裁判所、社会福祉協議会、専門職団体等と連携して支援し、成年後見制度の利用促進に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
61	かながわ成年後見推進センター事業(県)	判断能力が十分でない高齢者等が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、「かながわ成年後見推進センター」を拠点として、成年後見制度の利用を支援します。 また、市町村、市町村社会福祉協議会及び専門職団体等との成年後見制度に関する連絡会や研修を実施し、各市町村における成年後見制度の利用促進を支援するとともに、法人後見の担当者や市民後見人の人材育成に取り組みます。
62	成年後見制度推進事業(県)	認知症高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者等の権利擁護を推進するため、市町村が実施する市民後見人の養成、資質向上及び活動支援体制の構築等を支援します。
63	成年後見制度利用支援事業(市町村)	申立てを行える親族がいないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合に、申立てに要する経費や成年後見人等の報酬について補助を行うとともに、成年後見制度の利用促進のためにさまざまな広報・普及活動を行います。



構成施策④ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

高齢または障害を有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者に対する支援を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
64	地域生活定着支援事業 (県)	高齢または障害を有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。

トピック 神奈川県地域生活定着支援センターの業務

地域生活定着支援センターでは、高齢または障害を有することにより福祉の支援が必要な刑務所等矯正施設の退所予定者や被疑者・被告人等が、退所後や釈放後に、円滑に福祉サービスを受けられるよう支援をしています。

＜主な業務＞

- 1 矯正施設を退所する予定の人の居住地調整支援（コーディネート業務）
- 2 矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等（フォローアップ業務）
- 3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等（被疑者等支援業務）
- 4 犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援（相談支援業務）

トピック 「神奈川県再犯防止推進計画」について

2016年（平成28年）12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の第8条において、県は、国の再犯防止推進計画を勘案し、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。それに伴い、2019年（平成31年）3月に神奈川県再犯防止推進計画を策定しました。

計画では、「就労・住居の確保」「保健医療・福祉サービスの利用の促進」「非行の防止等」「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援」「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」の5つの項目について、出所者等の雇用に協力する雇用主の確保や出所者で福祉的支援が必要な高齢者・障害者を福祉的なサービスへつなげ生活の安定を図る等再犯の防止に取り組んできました。

計画の期間が2023年度（令和5年度）末までであることから、現行計画の成果、課題や2023年（令和5年）3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の内容等を踏まえて、令和6年度を始期とする第2期神奈川県再犯防止推進計画を策定し、引き続き再犯防止に取り組みます。

柱3 安全・安心な地域づくり

現状と課題

- 高齢者の安全を確保するためには、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が孤立しないよう、地域における見守りなどの支え合い活動を充実していくことが必要です。
- 高齢者が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーの街づくりを推進することが重要です。
- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康で暮らすことができるよう、医療及び介護の提供体制の整備を「まちづくり」の一環として位置づけていく視点を明確にするとともに、生活支援サービスの充実や都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- 高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加傾向にあるため、高齢者の事故や犯罪被害防止に向け、総合的な取組を進める必要があります。
- 近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により、全国各地で高齢者や障害者などが被害を受ける例が発生しました。これら災害時に特に配慮を要する要配慮者に対する支援体制を引き続き整備する必要があります。

目指すべき方向性

- 一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や急病等の緊急時に迅速な対応をとるため、また、地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、行政や地域住民による見守り体制の充実に取り組みます。
- 関係団体が相互に協調しながら、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を推進するとともに、高齢者や障害者など誰もが安心して、快適に移動できる歩道や、誰もが利用できる公共交通機関、快適に利用できる公園など、都市基盤の整備を進めます。
- 事故や犯罪などを防止するため、県民運動や関係機関との連携のもとに交通安全対策、防犯対策や消費者被害の未然防止と救済のための取組を進めます。
- 災害時要配慮者への支援体制を整備するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。また、災害時において福祉的な配慮が必要な要配慮者を支援する災害救援ボランティアの育成をはじめ、関係機関や団体等の連携等による支援体制の整備に取り組みます。

指標

	指標	現状	目標
	県民ニーズ調査「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度	2022年 27.8% (令和4年)	2026年 29.2% (令和8年)
指標の考え方	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を推進するとともに、高齢者や障害者など誰もが安心して、快適に移動できる都市基盤の整備を進めていくことで、2026年に29.2%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域における見守り体制の充実

高齢者の安全を確保するため、一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、緊急時には必要な対応をとる必要があります。また、高齢者が地域や社会から孤立しないよう地域で見守ることが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 地域住民等による訪問活動の充実を図ります。
- ◇ 福祉サービスの提供とあわせて安否確認を行います。

構成施策① 訪問活動の充実

- 地域の一人暮らしの高齢者などに対して、行政機関や地域住民が行う訪問活動の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
65	老人クラブによる訪問活動への支援 (県・横浜市・川崎市)	老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問して、話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。
66	地域警察官による巡回連絡(県)	犯罪、各種事故その他自然災害等から高齢者を守るための防犯指導や助言等を実施するため、地域警察官が、巡回連絡の一環として訪問活動を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
民生委員・児童委員の活動支援(県・指定都市・中核市)	56	14

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度(実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数	2,278 チーム	2,300 チーム	2,350 チーム	2,400 チーム	2,450 チーム

構成施策② 福祉サービスの提供に際しての安否確認

- 高齢者の世帯を訪問して行う生活指導や相談、配食等のサービスの際に、併せて安否確認を行います。
- また、緊急通報システムやGPS、センサーなどの機器の貸し出しを行っている市町村もあります。県は、こうした機器についてホームページで情報提供を行います。



県ホームページ
「センサー・機器等による高齢者の見守り・安否確認サービス実施企業一覧」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/r6401/p1215623.html>

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
67	生活援助員派遣 (市町村)	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)やサービス付き高齢者向け住宅等に生活援助員(ライフサポートアドバイザー)を派遣し、生活指導や相談等と併せて安否確認を行います。
68	配食サービス事業 (市町村)	栄養改善の必要な高齢者に対する配食サービスを行う際に、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、健康状態等の変化があれば、地域包括支援センター等の関係機関への連絡を行います。

構成施策③ 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を行うための協定を締結します。

【主要事業】

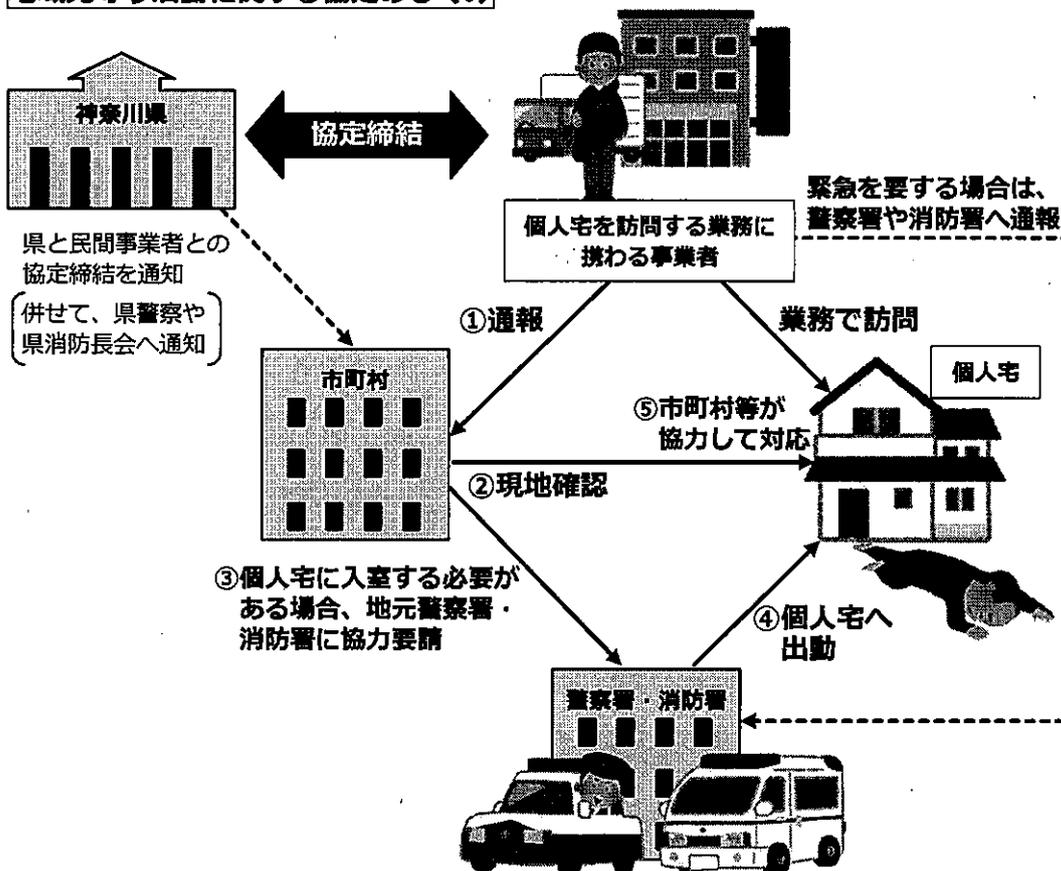
事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
69	地域見守り活動の推進 (県・民間)	孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と、地域見守り活動を行うための協定を締結します。

トピック 地域見守り活動の推進

県では、孤立死のおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、2012年(平成24年)から個人宅を訪問する機会のある事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結しています。2023年(令和5年)3月現在、協定締結事業者が64事業者となり、これまでに約1,650件の通報の報告があり、うち約140件が人命救助につながっています。

今後も事業者等との協定締結を進め、地域見守り活動の輪を着実に広げることにより、孤立死・孤独死の防止につなげられるよう取り組んでいきます。

地域見守り活動に関する協定のしくみ



【人命救助につながった活動例】

- ・ 定期的に商品を配達しているお宅で、一週間前に配達した商品が玄関前にそのまま残されており、インターフォンと電話にも応答がない。郵便受けには郵便物が溜まり、玄関の電気が点いたままであったため、市役所へ通報した。通報を受けた市役所が警察と連携のうえ、対象者の自宅を訪問し、室内を確認したところ、対象者が倒れているのを発見し、救急搬送となった。
- ・ 定期的に商品を配達しているお宅で、いつも在宅している対象者がこの日はインターフォンに応答しなかった。ドアを開けたところ、玄関で倒れている対象者を発見し、救急搬送となった。

主要施策2 バリアフリーの街づくりの推進

高齢者や障害者などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるまちづくりの実現に向け、バリアフリーの街づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者などが安心して快適に生活でき、自由に外出することができるやさしいまちをつくるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」*を当事者目線で推進します。
- ◇ 道路や公共交通機関のバリアフリー化を進めます。

構成施策① みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発

- 高齢者や障害者など、すべての県民が安心して快適に生活できる街づくりを推進するため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の推進体制の整備と普及啓発事業を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
70	みんなのバリアフリー街づくり推進事業(県)	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組を進めます。また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発やバリアフリーアドバイザーの派遣を行います。

構成施策② 福祉有償運送等の推進

- 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障害者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。
- また、住民主体の移動支援について、取組が広がるよう先進事例の市町村への情報提供に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
71	福祉有償運送推進事業(県)	NPO法人との協働により、市町村担当者向け制度説明会や福祉有償運送制度の普及啓発のための研修を実施します。

構成施策③ 道路や公共交通機関のバリアフリー化

- 高齢者や障害者などの方が自由に移動できるよう、道路のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
72	交通安全施設等整備事業 (県*指定都市域除く)	県管理道路において、高齢者や障害者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅広歩道の整備や、横断歩道部の段差解消などに取り組みます。
73	交通安全施設整備事業 (県)	高齢者や障害者などが安心して道路を横断できるように、駅や公共施設の周辺等に、バリアフリー化に資する交通安全施設の整備を推進します。
74	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助 (市町村)	鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備に対し、市町村の助成経費を補助します。
75	ホームドア設置促進事業費補助(民間)	鉄道事業者が行うホームドアの設置事業に対し補助を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
1日あたりの平均利用者数10万人以上の鉄道駅におけるホームドアの累計設置駅数	23 駅	23 駅	28 駅	31 駅	31 駅

構成施策④ 都市公園施設のユニバーサルデザイン化

- 高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に利用できる県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
76	都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進(県)	園路の段差解消や手すりの設置、誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」の整備など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

主要施策3 事故や犯罪被害などの防止

高齢者に関わる事故や犯罪被害などが増加しています。事故の防止のためには、広く県民に高齢者の行動特性を理解していただくとともに、高齢者自らも、事故に遭わない行動をとることが大切です。

主要施策の方向

◇ 高齢者の事故や犯罪被害などの防止に向け、県民運動や市町村との連携のもとに総合的な取組を進めます。

構成施策① 交通安全対策の充実

○ 高齢者に関わる交通事故を防止し、安全かつ快適な交通社会を実現していくため、交通安全教室の開催など、総合的に交通安全対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
77	交通安全県民運動の推進(県)	交通事故のない安全で住みよい社会の実現を目指して、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、ドライバー等に対する高齢者の行動特性などについての啓発活動を行うなど、交通安全県民運動を実施します。
78	県警察による高齢者への交通安全教育の推進(県)	高齢運転者が交通事故を起こさないため、シルバードライビングスクールや高齢者運転免許自主返納サポート制度の拡充を推進するとともに、高齢者が交通事故に遭わない(被害者にならない)ため、参加・体験型交通安全教育(トラフィック、生き生きシルバートレーニング等)を実施します。
79	高齢者への交通安全教育の推進(県・民間)	高齢者が交通事故に遭わない、起こさないために、高齢者の特性や高齢者の交通安全意識の高揚とその地域のリーダー養成のための講習会等を実施するほか、地域の交通安全ボランティアなどを活用して、「高齢者世帯セーフティアドバイザー事業」などを実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	66

構成施策② 防犯対策の推進

- 警察による防犯指導など、地域における防犯対策を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
80	高齢者防犯対策事業 (県)	各警察署と警察本部が連携し、高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺をはじめとする各種犯罪被害の防止に向け、防犯講話、キャンペーン等のあらゆる機会を通じて防犯指導を行うとともに、官民連携した防犯環境整備に取り組み、犯罪に遭いにくいまちづくりを促進します。
81	防犯指導等の実施 (県)	市町村等と連携しながら、県内各地域において防犯指導等を実施することにより、県民の防犯意識や地域の防犯力を高めるとともに、地域における自主的な防犯活動・啓発活動を促進します。
82	特殊詐欺被害防止対策の推進(県)	特殊詐欺被害防止を図るため、高齢者をはじめとした幅広い世代に対し普及啓発活動を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域警察官による巡回連絡(県)	74	66

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
各種防犯キャンペーンの参加人数	5,000人	5,000人	5,500人	5,500人	5,500人

構成施策③ 高齢者の消費者被害の未然防止と救済

- 高齢者からの消費生活相談件数が増加傾向にあります。一人暮らしの高齢者が増えており、身近に相談する人がいないことで被害が深刻化することも多いと考えられるため、関係機関と幅広い連携を進め、高齢者の消費者被害未然防止と救済のための取組を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
83	高齢者の消費者被害未然防止のための消費者教育の推進(県)	高齢者団体、障害者団体をはじめとする関係機関と幅広い連携を進め、高齢者、障害者等に伝わりやすい啓発資料の作成などを通じて消費者被害の未然防止に取り組みます。 また、高齢者や障害者だけでなく、地域で見守る方々などに対しても、出前講座などの消費者教育を実施します。
84	消費者安全確保地域協議会の設置促進 (県、市町村)	県と市町村の消費生活部局、福祉部局での協議の場を設定し、「消費者安全確保地域協議会」設置にかかる課題解決に向けた個別の助言、働きかけを通じて、市町村における法定協議会設置を促進します。
85	消費生活相談の充実 (県)	身近な市町村での消費生活相談窓口を支援するとともに、県の専門的・広域的な相談機能の向上を図り、県全体として消費生活相談体制を充実します。また、福祉の現場との連携等を進め、高齢者、障害者等の特性に配慮した相談対応に取り組みます。

構成施策④ 犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成をめざし、かながわ犯罪被害者サポートステーション等において、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供するとともに、被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民等への理解を促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
86	総合的支援体制の充実と支援機関との連携 (県・民間)	犯罪被害者等が必要とする支援を途切れることなく受け取ることができるよう関係機関が連携して総合的な支援を提供できる体制を充実します。
87	日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供 (県・民間)	犯罪被害者等の負担が軽減され、少しでも早く平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等の状況に応じて適切できめ細かい支援を提供します。
88	県民・事業者の理解の促進(県・民間)	犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性等についての理解を深めるための取組を進めます。
89	犯罪被害者等を支える人材の育成(県・民間)	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減のため、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。

主要施策4 災害時の要配慮者への支援の推進

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等が全国各地で発生しており、さらに南海トラフ地震などの地震や津波の切迫性が懸念されていることから、高齢者等の災害時の要配慮者への支援体制を整備するなど、災害対策のさらなる推進が必要です。

主要施策の方向

- ◇ 市町村における要配慮者に対する支援体制の整備を支援するとともに、広域的な支援体制の確立に努めます。

構成施策① 要配慮者への支援体制の整備

- 市町村は、地域における見守り体制の整備と連動して、高齢者や障害者の居住情報を事前に把握し、災害時の救出、避難誘導、安否確認等の災害に備えた体制の整備や、住民の自主的な防災組織による訓練等への支援、防災知識の啓発などに取り組みます。
- また、高齢者・障害者等が災害時にあっても必要な生活支援を受けられる体制を整備した避難所（福祉避難所）の指定に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
90	広域的な要配慮者支援(県)	大規模災害時に高齢者や障害者等の要配慮者を広域的に支援するため、福祉関係団体等と連携して設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時の福祉的支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム(神奈川 DWAT)」を派遣するなど、要配慮者支援体制の強化を図ります。
91	福祉避難所市町村サポートチーム(県)	庁内関係各課で構成された「福祉避難所市町村サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題等を把握し、計画作成や避難訓練に当事者である要配慮者が参加し主体的に関わる事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押しします。
92	市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進(市町村、民間)	災害発生時に、在宅生活をしてきた高齢者が一時的に在宅での介護が困難になった場合などに、市町村が速やかに高齢者施設へ入居受入要請を行えるよう、事前に市町村と施設との間で協定を締結しておくことが重要です。そのため、「神奈川県高齢者福祉施設協議会」等の団体との連携により作成した「災害時における高齢者福祉施設と行政の対応についての協定(標準例)」に基づき、市町村と高齢者福祉施設等との協定の促進に努めます。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度(実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定締結数	調整中				

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

柱1 未病改善の取組の推進

現状と課題

- 県は、健康と病気は二分論ではなくグラデーションであり、連続的に変化していくものであるという「未病」の考え方に立ち、食・運動・社会参加を通じた「未病改善」の取組を進めています。
- 「未病」の考え方は高齢者の心身の状態についても当てはまり、「介護を要する人」「介護を要しない人」という二分論ではなく、高齢者の心身の状態は自立、フレイル（虚弱）、要支援、要介護というように連続的に捉え、どのような状態にあっても改善を支援するという考えに立って取り組んでいくことが重要です。
- 本県では全国でも屈指のスピードで高齢化が進んでいくと予想されています。高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、健康寿命の延伸に向けて日頃から未病改善に取り組むことが重要です。

健康 未病 病気

介護を要しない 介護を要する

目指すべき方向性

- 高齢になっても元気でいきいきと暮らせるよう、「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。
- 「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」や地域ケア会議、「住民主体の通いの場」など、市町村が行う未病改善の取組を支援します。
- 市町村は、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民等の多様な主体の参画による介護予防事業の充実を目指します。
- 高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進します。
- 地域リハビリテーションが適切に、効果的に提供されるようにするため、リハビリテーション関係機関と栄養・口腔関連機関が相互に連携を図り、高齢者に適切なリハビリテーションを提供できるしくみづくりを推進します。また、リハビリテーションに関わるこれらの人材の充実を図ります。

指標

指標	現状	目標
平均自立期間	2021年（令和3年） 男性：80.40年 女性：84.50年	2027年（令和9年） 男性：82.26年 女性：86.11年
指標の考え方	<p>「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現するため、県民の平均自立期間（日常生活動作が自立している期間の平均）を延伸することが必要です。</p> <p>そこで、県民の未病改善を推進することで、県より平均自立期間が長い都道府県の中から、増加率が最も高い都道府県の増加率をめざし、平均自立期間の目標とします。</p>	

主要施策1 地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 要支援者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、自立支援・重度化防止の取組を進めます。
- ◇ 地域の多様な主体による参画や、元気な高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を当事者目線で推進します。
- ◇ 日常の暮らしの中で地域のつながりや支え合う関係を広げ、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを進めることで、未病改善の取組を促進します。
- ◇ ICTも活用して自立支援・重度化防止に携わる人材の育成を行うとともに、課題の解決に向けて市町村とともに取り組む伴走的支援に取り組みます。

構成施策① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

市町村の取組

市町村は、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するため、地域支援事業として「介護予防事業」を実施します。また、要支援者に対する訪問介護と通所介護は、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施します。

■介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方などの事業対象者に対するサービスです。

事業名	内容
訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

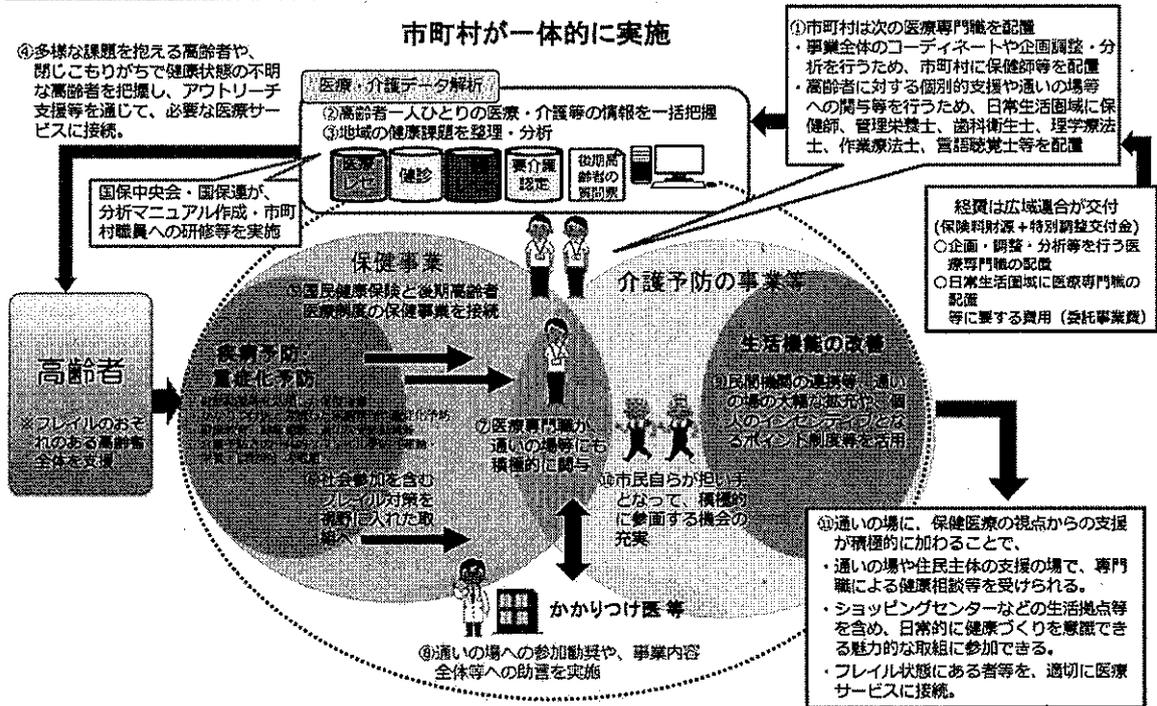
■一般介護予防事業

全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方が対象です。

事業名	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	市町村が介護予防に資すると判断する地域における「住民主体の通いの場」等の介護予防活動の育成・支援を行います。
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し一般介護予防事業の評価を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

2020年度（令和2年度）から、市町村ごとに高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に行う取組が始まっています。これにより、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえた効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな事業が進むことが期待されます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～
（出典）厚生労働省ホームページ「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 事業の概要等」

➤ 県の取組

県は、広域的な観点から人材の養成を行うとともに、市町村の支援策の検討などを行う介護予防市町村支援委員会を開催します。

ここでの検討等も踏まえ、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施の取組を促進するため、市町村の個別の課題やニーズに対応した伴走支援に取り組みます。

また、住民主体の通いの場等における認知症未病改善やフレイル（虚弱）対策の取組を実施するとともに、元気な高齢者によるボランティア活動を推進するなど、高齢者の参加による介護予防事業の取組を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
93	介護予防市町村支援事業(県)	介護予防市町村支援委員会を運営し、地域支援事業及び介護予防サービスについて、事業効果の調査・分析・評価を行い、市町村を支援するための事業の検討などを行います。 また、市町村の「介護予防事業」や「住民主体の通いの場」で活動するボランティアやリハビリテーション専門職を対象に実務的な研修を実施します。
94	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業(県)	市町村が通いの場において実施する、生活習慣病の重症化予防等のハイリスクアプローチと生活機能の向上に向けた取組(ポピュレーションアプローチ)を効果的に進められるよう、有識者等と協働し、データ分析などを取り入れた個別の課題に応じ、支援を行います。
95	介護予防・生きがいづくり支援事業(県・民間)	地域での様々な活動に取り組む老人クラブとの連携・協働により、健康寿命の延伸を図るために地域が主体となって実施する健康づくり等に係る講座を「ゆめクラブ大学」として開講します。 また、高齢者が地域支援事業の担い手として参加するために必要な知識・技術を習得する研修を地域の実情に応じて実施します。
(3) 再掲	地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)	地域包括ケアシステムを推進するため、市町村が抱える地域支援事業等の施策や庁内連携、多職種連携等の課題に対し、有識者とともに個別支援を行う伴走支援事業を実施します。(本掲はP41)

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
後期高齢未病改善推進事業(県・市町村)	87	98
介護・認知症未病改善プログラム事業(県・市町村・民間)	123	164

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数(再掲)	69人	80人	90人	90人	90人
住民主体の通いの場への参加者数	71,233人 (見込み)	93,200人	101,500人	102,900人	104,300人
市町村介護予防事業支援のための人材育成研修の修了者数	162人	170人	180人	190人	200人
地域包括ケアシステム推進のための市町村伴走支援事業等*に係るアドバイザーを派遣した市町村数	調整中				
ゆめクラブ大学の参加者数	738人	750人	800人	850人	900人
地域支援事業担い手養成研修の受講者数	335人	350人	400人	450人	500人

※ 下記4件の伴走支援事業で個別支援した市町村の累計数

- ① 地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における通いの場への伴走支援事業
- ③ チームオレンジの構築に向けた伴走支援事業
- ④ 生活支援コーディネーター

キーワード 住民主体の通いの場

住民主体の通いの場は、地域の高齢者が集い、様々な活動を主体的に行うことで、生きがいづくり、健康づくりに取り組む場であり、未病改善に寄与しています。

住民主体の通いの場とは、厚生労働省により以下のとおり定義されます。

- ・ 体操や趣味活動を行い介護予防に資すると市町村が判断する場であること。
- ・ 通いの場の運営主体は、住民であること。
- ・ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らない。
- ・ 月1回以上の活動実績があり、市町村が「主な活動内容」及び「参加者実人数」を把握しているものであること。

(厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」による定義)



主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組

高齢者一人ひとりが健康でいきいきと自分らしい生活を送れるようにするためには、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むことが大切です。また、障害や身体的に機能低下のおそれがある高齢者が、地域社会や家庭で自立した生活を送れるようにするため地域リハビリテーションの支援体制の推進を図ることが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸等を目標とした「かながわ健康プラン21（第3次）」に基づき、食生活改善等の県民の健康づくりを推進します。
- ◇ こころの健康づくりや歯及び口腔の健康づくりなど未病改善の取組を支える環境づくりを推進します。
- ◇ 関係機関の連携による地域リハビリテーションの支援体制を推進するとともに、一般介護予防事業へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。

構成施策① 地域における健康づくりの推進

- 健康増進法に基づき、2024年（令和6年）3月に「かながわ健康プラン21（第3次）」を策定（予定）し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の2つの全体目標の実現による「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」をめざし、県民一人ひとりの健康づくりを推進しています。
- 「かながわ健康財団」を健康づくり運動の推進母体として、県・市町村・企業・健康関連団体・地域団体等と協力して、県民の健康づくりを支援していきます。
- 介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」対策に取り組みます。
- 市町村は、生活習慣病などの疾病予防及び介護予防の観点から、他に保健サービスを受ける機会のない40歳以上の方を対象に、健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
96	健康増進対策事業(県)	生活習慣病の予防に向けた栄養・食生活の改善を進めるため、健康づくりを推進するための体制づくりや研修会、健康増進を担う人材育成などを進めます。
97	かながわ健康財団による健康づくり事業(民間)	県民の健康づくり・がん予防意識の普及啓発を行うほか、生活習慣病予防や介護予防に関連する事業を実施します。
98	後期高齢未病改善推進事業(県・市町村)	高齢者が、自らフレイルを早期に発見し、改善の取組を実践できるようにするため、市町村や関係機関と連携し、自己チェックの機会を提供するとともに、フレイル対策の重要性について啓発を図ります。

構成施策② 地域の食生活の改善

- 高齢期を元気でいきいきと自分らしく過ごせるように、低栄養や生活習慣病の予防に資する対策を推進します。
- 若い人も高齢者も、元気で健康に暮らすことができるよう、地産地消や食育等、地域における食生活改善の取組をすすめます。地域の健康課題を理解し、地域に密着した活動を展開している食生活改善推進員と連携し、健康増進に資する食事知識の普及啓発など、食生活改善の取組を充実させます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
99	地域食生活対策推進協議会による取組 (県 * 保健所設置市域除く)	各保健福祉事務所管内市町村や医療機関、福祉施設、食生活改善推進団体、民間企業等と連携を図り、地域の栄養・食生活課題について協議し、その結果を踏まえた事業展開、課題解決に向けた取組を行います。
100	専門的栄養指導・食生活支援事業 (県 * 保健所設置市域除く)	食生活や生活習慣に起因するところが大きい慢性疾患や長期療養の必要がある個別性の高い疾病の重症化及び合併症の進行を防ぐとともに、生活の質の向上を目指して、個別の栄養指導や食事療法等の実践技術の改善を図ります。また、地域での食生活支援に係わる関係者の研修会の実施を通して知識及び技術の共有化や連携強化を図ります。

* 保健所設置市域: 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

構成施策③ こころの健康づくりの推進

- 高齢期においては、体の衰えに喪失体験などが加わってうつになりやすく、自殺を図る人も多くなっています。悩みや不安を抱える高齢者に対し、いつでも対応できる相談体制の充実などを図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
101	こころつなげよう電話相談事業(県)	こころの健康に不安を持つ方の話を傾聴し、自殺防止や心の健康保持・増進につなげます。
102	精神保健福祉普及相談事業(県 * 保健所設置市域を除く)	県保健福祉事務所・センターにおいて、こころの健康に関する面接・電話相談や、訪問支援を行います。
103	こころの健康づくり推進事業(県)	総合的な自殺対策を推進するため、「かながわ自殺対策会議」において関係機関・団体と連携を図るとともに、自殺対策講演会を開催し、県民の自殺に関する理解を深めます。
104	こころといのちの地域医療支援事業(自殺対策) (県・指定都市)	うつ病に対するかかりつけ医の理解を深めるための研修を実施し、うつ病の早期発見、早期対応を図ります。
105	かながわ自殺対策推進センター事業(県)	自殺対策に係る研修会等、人材の育成や自殺対策に関わる情報を広く県民や関係機関に情報提供することで、地域における自殺対策を推進するとともに、市町村支援や自死遺族に対する相談を行います。

* 保健所設置市域: 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かかりつけ医うつ病対応力向上研修の修了者数	280人	270人	270人	270人	270人

構成施策④ 歯及び口腔の健康づくりの推進と口腔ケアの充実

- 生涯にわたって、満足度の高い食生活や社会生活を送り、健康寿命を延ばすために、歯及び口腔の健康づくりは大変重要です。
- 県民一人ひとりが歯及び口腔の健康を意識し、80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした8020運動や、オーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）の予防と改善に取り組みます。
- 要介護者等が誤嚥性肺炎や低栄養状態になることを防ぐために、口腔ケアや口腔機能の維持・向上の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
106	在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業(県 *保健所設置市域除く)	在宅療養者への歯科疾患予防やQOL(生活の質)の改善を図るため、訪問口腔ケアを実施するとともに、在宅療養者等の自立と介護支援の体制づくりを地域で推進するため、介護に携わる者に対する口腔ケアの普及に取り組みます。
107	オーラルフレイル健口推進員養成事業(県 *保健所設置市域除く)	全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操を主体的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員の養成・育成研修及び交流会を行います。
108	オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業(県)	高齢者における要介護状態の入り口のひとつである口腔機能の低下を回復可能な段階で改善するため、オーラルフレイル改善プログラムの普及を図ります。
109	未病改善のためのオーラルフレイル対応型指導者育成事業(県)	高齢者の未病を改善するため、オーラルフレイル対策(機能面)と誤嚥性肺炎の防止に有効な口腔内清掃(衛生面)を一体的に対応できる医療・介護分野におけるリーダーの育成を行います。

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
オーラルフレイル健口推進員の養成数	1,556人	1,616人	1,676人	1,736人	1,796人

キーワード 高齢期の歯及び口腔の健康づくりの推進体制

県では、歯及び口腔の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことから、県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的として、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」を平成23年7月に施行しました。平成25年3月には「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」(第1次計画)を策定し、令和6年3月に第2次として計画を改定予定です。

【高齢期における歯及び口腔機能について】

- 高齢期の口腔機能を維持向上することにより要介護状態とならないよう、引き続きオーラルフレイル対策に取り組んでいくことが重要です。
- 高齢者の誤嚥性肺炎には、口腔機能と口腔衛生状態が関係しています。歯及び口腔の健康づくりが全身の健康づくりにも影響することを踏まえて、医科歯科連携をはじめ他職種との連携を引き続き進めていく必要があります。
- 高齢期は進行した歯周病(歯肉炎や歯周炎)が多くなり、歯を失う主な原因の一つです。糖尿病や心臓病などの病気と関連があり、全身の健康のためにも歯周病の対策や治療が大切です。
- 歯の本数は、認知症や死亡リスクなど健康寿命に関わり、生涯にわたる健康の保持増進に大きく寄与することが指摘されています。

構成施策⑤ 未病改善の推進

- 未病指標等を活用し、未病の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
110	未病センターの設置促進(県)	県民が身近な場所で自らの身体の状態を把握し、その結果に基づくアドバイスや「未病改善」の取組のための情報提供を受けられる場である未病センターの設置を進めます。市町村や企業等が設置・運営し、県が認証します。
111	未病指標活用促進事業(県)	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
112	エイジフレンドリーシティの推進	「健康な高齢化」に向けた取組を活性化するため、WHO が推進するエイジフレンドリーシティ参加自治体に対し、高齢者ケアに係る取組支援を行うとともに、好事例の発信等を行います。

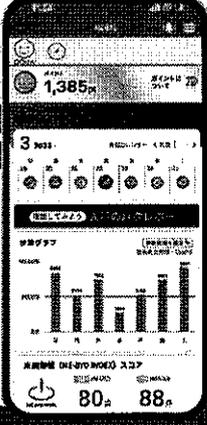
【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	全年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
未病指標の利用者数	171,259人	300,000人	500,000人	800,000人	900,000人

キーワード 未病指標

健康をもっと身近に。
マイME-BYOカルテ

毎日のアプリ利用で
未病改善行動を習慣化



自分が「健康」と「病気」のグラデーションのどこにいるのか、生活習慣、認知機能、生活機能、メンタルヘルス・ストレスの4つの領域から、現在の未病の状態を数値等で「見える化」するものです。

未病改善に向けた個人の行動変容を促進するため、本県がWHO等と連携して開発しました。

県が運営する無償のスマートフォン用アプリ「マイME-BYOカルテ」をダウンロードし、15個の項目を測定・入力することで、未病の状態を100点満点で確認することができます。

(出典) 県ホームページ
アプリ「マイME-BYOカルテ」で未病を改善！
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/cnt/f532715/p991437.html>



構成施策⑥ 地域リハビリテーション支援体制の推進

- 高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、要支援者や要支援・要介護になるおそれのある人に対して、地域リハビリテーションによる未病改善の取組を進めます。
- 2022年度（令和4年度）と2023年度（令和5年度）に実施した地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査結果を踏まえ、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組が進むよう、リハビリテーション専門職の派遣体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(10) 再掲	在宅医療体制構築事業 (県)	県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。(本掲はP49)
113	地域リハビリテーション活動支援事業 (市町村)	地域支援事業により、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職による助言等を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域リハビリテーション従事者向け 相談対応件数	188件	300件	300件	300件	300件
地域リハビリテーション従事者向け 研修受講者数	120人	100人	100人	100人	100人

構成施策⑦ 特定健康診査・特定保健指導の推進

- 医療保険者は、40歳から74歳の被保険者・被扶養者の方を対象に、生活習慣病の発症と重症化を防ぐことを目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）を実施し、その結果に応じメタボリックシンドロームの予備群該当者の方に対して健康の保持への支援（特定保健指導）を行います。
- 県は、市町村等の担当者を対象とした研修会等を開催するなど、市町村の取組を支援します。

構成施策⑧ 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 2008年（平成20年）4月から開始された後期高齢者医療制度は、急速に進む高齢化に伴い増大していく高齢者医療費を安定的に支えるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平で分かりやすく、また、75歳以上の高齢者の心身の特性等を踏まえた医療給付を行うために創設された医療制度です。
- **神奈川県後期高齢者医療広域連合における取組**
県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」（以下、「広域連合」という。）では、後期高齢者医療制度における医療給付、保険料の賦課等を行い、制度の健全・円滑な運営を担います。
- **市町村における取組**
市町村では、後期高齢者医療制度の保険料の徴収事務や被保険者への窓口業務を担当し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を担います。
- **県における取組**
県では、広域連合や市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全・適切に行われるよう必要な助言・援助を行います。また、広域連合や市町村が行った行政処分に対する不服申立ての審査・裁決を行う附属機関として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき後期高齢者医療審査会の設置・運営を行います。

構成施策⑨ 「健康団地」の取組

- 県営住宅において、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取組を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
114	団地再生整備事業 (県・市町村・民間)	高齢化の進んでいる県営住宅を、健康で安心して住み続けられるよう、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点づくりを行い、「健康団地」として再生していきます。
115	県営団地におけるシニア合唱事業(県)	文化芸術の振興とともに、共生社会の実現や、団地におけるコミュニティの活性化、未病改善など健康団地の推進に向けた取組強化を図るため、高齢化が進んでいる県営団地において、団地住民等を対象に合唱事業を行います。

柱2 社会参画の推進

現状と課題

- 健康寿命が延び「人生100歳時代」を迎える中、県民一人ひとりが生涯生きがいを持っていきいきと暮らしていける社会の実現が求められます。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進める必要があります。高齢者が自らの経験や知識をいかしつつ、いきいきと主体的に地域社会に参加できるようにしていくことが大切です。
- 労働・雇用の観点では、2013年（平成25年）4月の改正高齢者雇用安定法の施行により、年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に対し段階的に65歳までの継続雇用等が義務付けられています。さらに2021年（令和3年）4月からは、70歳までを対象として、社会貢献事業に従事できる制度の導入など、雇用以外の措置等を講じるように努めることを義務付けています。
- 今後は、元気な高齢者が、働くことやボランティア活動への参加など、それぞれの希望に応じて活躍できる環境づくりが求められます。

目指すべき方向性

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。
- 高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させていくことができるよう、ICTも活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。
- 経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

指標

	指標	現状	目標
	長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしている人の割合	2022年度 67.0% (令和4)	2026年度 73.0% (令和8)
指標の考え方	県民ニーズ調査において「長い人生を充実させるため、コミュニティなど、地域社会との関わりを大切にしていますか」の項目に対し「そう思う」と回答した人の割合を、社会参画活動を促進することで2026年度（令和8年度）に73.0%とすることを目標とします。		

主要施策1 地域共生社会の実現に向けた活動への支援

高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画活動を支援するための様々な取組を推進することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした社会参画活動を通して、いきいきと活躍できるよう、生きがい・健康づくりを当事者目線で推進します。

構成施策① 人生100歳時代の設計図の取組の推進

- 「人生100歳時代」において、県民一人ひとりが生涯にわたり輝き続けることができるための「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
117	人生100歳時代の設計図の取組の推進(県)	県、市町村や民間企業、大学、NPO等の多様な主体が参画する「かながわ人生100歳時代ネットワーク」において、「学びの場」や「活動の場」を創出する様々なプロジェクトに取り組みます。

構成施策② 老人クラブ活動の推進

- 老人クラブは、地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を進めています。
- 県では、多様な価値観を持つ高齢者のニーズに対応した魅力あるクラブ活動の推進や、子どもの見守り等の次世代育成支援、安全・安心対策などの取組、ICTを活用した、地域や仲間とのつながりを持続できるような取組を、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
118	神奈川県老人クラブ連合会による老人クラブ活動の推進(民間)	地域のニーズに対応した魅力ある活動を進めるため、市町村老人クラブ連合会や単位老人クラブの育成指導などに取り組みます。
119	老人クラブ助成費補助事業(民間)	ボランティア活動、生きがいづくり活動、健康づくり活動や友愛チームによる訪問活動を行う単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の活動に対し、国、県と協調して支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護予防・生きがいづくり支援事業(県・民間)	85	95
老人クラブによる訪問活動への支援(県・横浜市・川崎市)	107	140

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
老人クラブ等による訪問活動「友愛チーム」の設置数	2,278 チーム	2,300 チーム	2,350 チーム	2,400 チーム	2,450 チーム

構成施策③ ボランティア活動等の推進

- かながわボランティアセンターやかながわ県民活動サポートセンター等において、県民のボランティア活動等に対する様々な支援を行います。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
かながわボランティアセンターによるボランティア活動の推進(民間)	57	18
かながわ県民活動サポートセンターにおけるボランティア活動の推進(県)		19
地域介護予防活動支援事業(市町村)		20

構成施策④ 情報アクセシビリティの推進

- 高齢者や障害者など、誰もが情報通信技術の利便を享受できるように、情報アクセシビリティを推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名(事業主体)	事業内容
120	情報アクセシビリティ推進事業(県)	神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に則り、JIS規格に準拠した県ウェブサイトを作成に努めるとともに、検証・試験の実施によりウェブアクセシビリティの維持・向上を図ります。

主要施策2 就業に対する支援

働き続ける意欲をもった高齢者に対し、経験や知識をいかして活躍できるよう、多様な就業ニーズに応える取組を推進する必要があります。

主要施策の方向

◇ 個々の高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組みます。

構成施策① 中高年齢者の就業支援の推進

○ 中高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、40歳以上の中高年齢者の就業支援を行う「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリング等と、国の職業紹介をあわせて実施することにより、利用者の利便性を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
121	「シニア・ジョブスタイル・かながわ」の運営(県)	国(神奈川労働局)との密接な連携のもと、40歳以上の中高年齢者の多様な働き方の相談に対応する「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	47.8%	48.5%	50.0%	51.0%	52.0%

構成施策② シルバー人材センター事業の支援

○ 健康で働く意欲のある高齢者に、臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供するシルバー人材センター等の育成を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
122	シルバー人材センター等の育成(県・市町村)	シルバー人材センター及び生きがい事業団への助成を行うとともに、県内全域でシルバー人材センター事業を展開するために設立された神奈川県シルバー人材センター連合会への助成を行います。

柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

現状と課題

- 高齢社会においては、価値観が多様化するとともに、社会の変化に対応して新たな知識や技術を習得する機会が必要となってきます。生涯にわたって多彩な学習機会を確保し、高齢者が学ぶことを通して自己実現や心の豊かさの充足を図り、いきいきと暮らせるよう支援することが大切です。
- それぞれの運動機能や健康状態などに応じて、生涯にわたりスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活ができるよう、スポーツを通じた高齢者の健康・生きがいづくりを推進することが必要です。
- 各世代が高齢社会についての理解を深めることができるよう、世代間の交流を促進することが必要です。

目指すべき方向性

- 高齢者が健康で生きがいのある生活を続けられるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代とともに参加する機会を提供します。
- 学校をはじめとした地域の資源などをいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

主要施策1 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

高齢者の学習に対する意欲の向上をはじめとして、生きがいつくりや健康づくり、さらには世代間の交流の促進などを図るため、生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援を行うことが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代の方とともに参加する機会を提供します。
- ◇ 学校等の地域の資源をいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

構成施策① 生涯学習・文化活動への支援

- 高齢者が自らの経験、知識、意欲を活かして行う生涯学習活動や文化活動を支援し、生涯にわたり地域で健康にいきいきと活躍できる社会の実現を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
123	県立社会教育施設における生涯学習事業の実施(県)	県立社会教育施設において、各館の専門性や特色を生かした展示や講座などを開催します。
124	県立学校公開講座事業(県)	県立学校の施設や人材を活用して、多様な講座を開講することで、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、異なる世代が共に学び合える機会を提供します。
125	県立保健福祉大学公開講座の開催(地方独立行政法人)	県立保健福祉大学の研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、また、開かれた大学として地域社会に貢献するため、公開講座を開催しています。
126	「かながわシニア美術展」の開催(県)	高齢者の文化的活力を地域に広げ、生きがいを高めるために、高齢者の日ごろの文化活動の成果を発表する場として、「かながわシニア美術展」を開催します。
127	共生共創事業の実施(県)	文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー(マグカル)の取組の一環として、共生社会の実現や未病改善を意識した魅力的なコンテンツの創出と発信を行います。 具体的には、シニア劇団やシニアダンス企画の運営、障害者等が参加する舞台公演等を実施します。

【構成事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
県営団地におけるシニア合唱事業(県)	92	115

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
共生共創事業の参加者(出演者、観覧者等)の満足度	77.8%	78.0%	80.0%	81.0%	82.0%

構成施策② 生涯スポーツへの支援

- スポーツを通じた健康・生きがいづくりの支援と普及を図るため、健康・体力づくり運動を推進し、社会とのつながりを持ち、スポーツや運動に親しむことができる機会や場の提供に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
128	3033(サンマルサンサン)運動の推進(県)	運動やスポーツを習慣化するため、くらしの一部として気軽に運動やスポーツを行うことができるよう、「3033運動(1日30分、週3回、3ヶ月継続)」を推進し、高齢者向けの3033運動プログラムをスポーツ関係団体と連携しながら、高齢者への普及に取り組みます。
129	レクリエーションスポーツの推進(県)	スポーツ関係団体と連携し、レクリエーションスポーツの普及推進を図るため、スポーツイベントの開催や教室などの機会を提供します。
130	「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に向けた取組(県 *指定都市を除く)	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手の派遣に向け、県内での機運を高めるとともに、選考大会でもある「かながわシニアスポーツフェスタ」を開催し、高齢者の健康の保持増進、生きがいづくりを支援します。

構成施策③ 学習やスポーツ活動、交流体験の場の提供

- 学習やスポーツなどの活動や交流体験の場を提供します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
131	県立学校の学習施設、体育施設の地域開放(県)	学校の会議室、音楽室、美術室等の学習施設、体育館や運動場などの体育施設を地域に開放することにより、地域に親しまれる学校づくりを促進するとともに、学習や文化、スポーツ等の活動や交流の場を提供します。

サン マル サン サン

3033運動で
あなたのからだ



1日30分

気軽にからだを動かしましょう。10分程度の運動を含めて30分でも結構です。

週3回

できれば2日に1回、運動しましょう。運動の効果が期待できる目安です。

3ヶ月間

続けてみましょう。運動習慣が身につぎ、体調が良くなるなど、運動の効果が現れます。

第3節 認知症とともに生きる社会づくり

柱1 認知症施策の総合的な推進

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者の約5人に1人、全国で約700万人前後、本県で約45万人前後が認知症になると見込まれます。
- また、2023年（令和5年）には、早期のアルツハイマー病患者等を投与対象とする新薬が日本でも承認され、早期発見、早期診断及び早期対応の重要性が増しています。
- 2023年（令和5年）6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進することが目的とされました。
- 県が実施した「認知症施策評価のためのアンケート調査」の2022年度（令和4年度）の結果では、認知症の人ご本人で「自分の思いが尊重されていると思う」と回答した方は59%で、第8期計画で定めた指標を上回りましたが、認知症の理解に関する質問では、指標を達成することができず、理解促進について課題があると考えられます。
- こうした現状を踏まえ、認知症に関する正しい知識と、正しい理解を深め、共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

目指すべき方向性

- 県では、2023年（令和5年）4月1日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～とともに生きる社会を目指して～」を施行しており、認知症の人も含め、当事者一人一人の立場に立った福祉の推進を図り、当事者が望む暮らしを実現する施策に取り組みます。
- 併せて、ご家族やケアラーの意見にも耳を傾け、ご家族等の支援にも取り組みます。
- 県は、これまで、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善」の取組を推進してきましたが、今後は、県内市町村や企業、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県への展開と、そのための基盤整備を進めます。
- 認知症基本法に定める地方公共団体としての責務を全うしながら、神奈川らしい施策を展開し、認知症とともに生きる社会、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

指標

指標	現状	目標
県のアンケート調査において、認知症の人が「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」と答えた割合	2022年 48% (令和4年)	2026年 65% (令和8年)
指標の考え方	同調査において、「周りのすべての人が、認知症を正しく理解してくれている。」との問いに「とてもそう思う」「わりとそう思う」と答える人の割合を、認知症に関する理解促進などを進めることで、令和8年に65%とすることを目標とします。	

¹ 認知症未病改善：認知症になることや、その進行を緩やかにすることをいう認知症施策大綱における「予防」に、県が推進する、健康と病気の間を連続的に変化する心身の状態を表す「未病」のコンセプトを取り入れた「認知症未病」を改善することであり、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善などによる取組のこと

主要施策1 認知症の人に関する理解の増進等

認知症とともに生きる社会、共生社会の実現のため認知症に関する正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深めるように取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 誰もが認知症になり、また、介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にも身近なものであることを伝えるため、社会全体に対する普及・啓発を当事者目線で推進します。
- ◇ 認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとし、また、多くの認知症の人の希望となるよう、認知症の人がいきいきと活動している姿を広く伝えます。
- ◇ 地域で認知症の人やその家族を見守る応援者の認知症サポーターの養成を、学校や企業とも連携して進めます。

構成施策① 認知症に関する理解促進

- 認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めるための施策に取り組めます。

＞ 認知症に関する理解の普及促進

認知症の人の視点に立ったキャンペーンなど、普及啓発を推進するとともに、県や市町村の相談窓口や認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについて、ホームページやリーフレットなどで周知します。

認知症についての情報提供や、認知症に関する講演会の開催、オンラインも活用した普及啓発を図るとともに、県立高校等における高齢者に対する理解を深めるための教育を進めます。

＞ 認知症サポーターの養成

県と市町村では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」や、サポーター養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」の拡充に取り組めます。

また、県の取組にあたっては、学校現場や企業と連携を図るとともに、オンラインを活用した認知症サポーター養成講座を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
132	キャンペーン等による普及啓発 (県・市町村・関係団体)	9月21日の認知症の日などの機会を捉えて、「オレンジライトアップ」などと併せた認知症理解のための取組を進めるとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
133	認知症ポータルサイト等による普及啓発 (県・市町村・関係団体)	認知症について情報をより一元的に提供するため、県ホームページにおいて、「認知症ポータルサイト」として認知症に関する基礎知識や相談窓口など、認知症に関する様々な情報を発信します。  県認知症ポータルサイト https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/index.html
134	認知症サポーター養成講座 (県・市町村・関係団体)	地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成します。高校生に対してVR体験を取り入れた講座の開催をするなど学校や企業等とも連携して実施します。
135	認知症キャラバン・メイト等養成研修事業 (県・市町村・関係団体)	認知症に対する理解の普及啓発を図るため、普及啓発の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成し、認知症サポーターの拡充に取り組みます
136	認知症高齢者地域施策事業(県 * 保健所設置市域を除く)	保健福祉事務所等は、認知症の人本人、家族等の専門相談等を実施するとともに、認知症の本人家族を支える応援者を養成し、活動を支援するため、認知症サポーターやオレンジパートナーの養成講座等の研修を実施します。 また、保健福祉事務所等が、市町村や地域包括支援センター等と連携し、地域の実情を踏まえた認知症普及啓発を進めます。

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県実施の講座による認知症サポーター新規養成者数	1,048人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

解説	認知症の日
	2023年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、第9条で、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」とすることが定められました。

構成施策② 認知症の人本人からの発信支援

○ 認知症の人本人がいきいきと活動している姿を積極的に発信していくことで、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するとともに、多くの認知症の人本人や家族の希望となるような取組を推進します。

➤ 認知症本人大使による本人発信

県では、認知症の人ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する仕組みとして、「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）を委嘱しています。

オンラインも活用し、講座やイベント等で自分の言葉で語っていただくなど、様々な媒体で本人の思いを発信していただくほか、ピアサポート活動や音楽演奏、美術作品や写真の展示などを通じた本人発信を支援します。

認知症の日や認知症月間のキャンペーンにおいては、集中的に発信していきます。

➤ 本人ミーティングの実施支援

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
137	認知症施策普及・相談支援事業(県・市町村・関係団体)	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援を実施します。本人の思いを発信していただくなど、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただいています。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
かながわオレンジ大使による講演等の回数	28回	30回	35回	40回	45回

解説 認知症本人大使

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）において、認知症の人が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会を実現するため、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう「認知症本人大使」を国が創設することとされました。国は令和2年1月に5人の認知症本人大使「希望大使」を任命しました。大綱には、都道府県ごとに「地域版希望大使」を設置することが目標として掲げられています。

解説 「かながわオレンジ大使」とは～神奈川らしいあり方を目指して～

本県には、既に活動されている認知症の人にご本人が多くいらっしゃることから、神奈川らしい大使のあり方について、そうした認知症の人ご本人やご家族、支援者の皆様から御意見を伺ってきました。

「国の本人大使は特別な人という感じ。認知症の人はそういう人ばかりではないということを知ってほしい。」「一人で活動するのは難しい。複数ならできるかもしれない。」「失敗したとき傷つきたくない。」「これまで活動してきた人以外にもやりたい人がいるかもしれないので、公募にするのがよい。」「選考はなじまない。登録制のようにするのがよい。」「といったご意見を踏まえ、本県では、「大使」の人数は定めず、なるべく応募された方全員に、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただくことにしました。

名称は、これまで本県が独自に取り組んできた「オレンジパートナー」等にちなみ、「かながわオレンジ大使」とし、令和3年4月に大使を創設し、令和5年5月より第2期の大使の方に委嘱しています。

主要施策2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりを推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人を含めた高齢者などにとってのバリアフリーのまちづくり、交通安全対策の充実に取り組むとともに、地域で暮らし続けられるよう多様な住まいの確保を進めます。
- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ オレンジパートナーネットワーク²により、認知症の人やその家族への当事者目線の支援の充実や、認知症サポーター及びオレンジパートナー³の活動を促進します。
- ◇ 認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を地域で行う「チームオレンジ」の構築を支援します。
- ◇ 行方不明になってしまった認知症高齢者等を早期に発見し、保護する体制を充実します。
- ◇ 老人クラブによる友愛訪問活動等を促進し、支援の必要な認知症高齢者の日頃から見守ります。

構成施策① 「認知症バリアフリー」の推進

- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていく、具体的な支援体制の構築を進めます。

➤ 「認知症バリアフリー」の推進

認知症の人を含めた高齢者などにとって暮らしやすい街づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく取組を進めるとともに、道路や公共交通機関のバリアフリーを進めます。

また、通院、通所等を目的とする福祉有償運送の制度普及を図るほか、高齢者の交通安全対策を推進するとともに、高齢者が地域で安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備、居住支援の推進を図ります。

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。さらに依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

² オレンジパートナーネットワーク：個人の支援者（認知症サポーター、認知症の方々を支援するボランティア等）、地域の支援団体（社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護サービス事業所等）、活動拠点（認知症カフェ、チームオレンジ等）、企業、行政等が連携し、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らしていくための取組

³ オレンジパートナー：「認知症オレンジパートナーネットワークウェブサイト」に登録している認知症サポーターやボランティアなど個人の支援者、地域の支援団体、認知症カフェ、チームオレンジ、企業などのこと

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
高齢者向け公営住宅の整備等（県）	64	46
神奈川県居住支援協議会による取組（県・市町村・民間）	65	47
サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進（県・指定都市・中核市）		48
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度（県・指定都市・中核市）		49
居住支援活動をとりまく周辺環境整備事業（県）		50
かながわ成年後見推進センター事業（県）	71	61
みんなのバリアフリー街づくり推進事業（県）	76	70
福祉有償運送推進事業（県）		71
交通安全施設等整備事業（県*指定都市域除く）	77	72
交通安全施設整備事業（県）		73
交通安全県民運動の推進（県）		77
県警察による高齢者への交通安全教育の推進（県）	78	78
高齢者への交通安全教育の推進（県・民間）		79

構成施策② 地域での見守り体制の整備

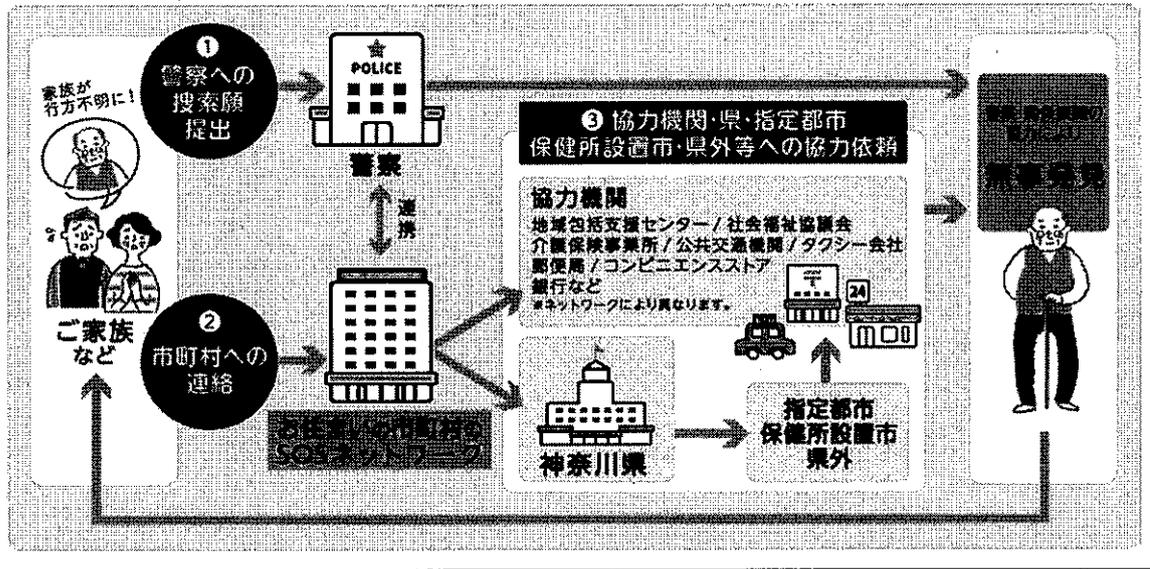
- 市町村では、認知症等のおそれがある高齢者を対象に、地域の見守り体制を構築しています。
- 県では、認知症の人が行方不明になった際に早期発見、保護ができるよう、市町村と連携した認知症等行方不明SOSネットワークの取組を充実していきます。
- また、民生委員・児童委員による一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などへの見守りを支援するほか、個人宅を訪問する事業者と見守り活動を進めるための協定を締結するなど、見守り体制の充実に取り組みます。
- さらに、オレンジパートナーなど、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援の仕組みづくりを進めます。

解説 神奈川県認知症等行方不明SOSネットワーク

認知症の人が、その症状により、道が分からなくなって行方不明になったり、交通事故や予期せぬケガに見舞われるなど、本人の生命にかかわる問題であるとともに、介護する家族の大きな負担となっています。

県と市町村では、道に迷った高齢者の安全を守り、家族が安心して在宅での介護を続けられるよう、認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明SOSネットワーク」を運営しています。

また、市町村では、行方不明となった高齢者を位置探索できるGPS機器や、通報先などを検索できる二次元コードシール等の給付・貸与のほか、ネットワークの登録者が、事故などで賠償責任を負った場合に備えた賠償責任保険に負担なしで加入するといった取組により家族に対する支援を行います。県では、市町村が実施する認知症高齢者見守り事業等の地域支援事業を支援するとともに、事例や機器等の情報収集を行い、市町村に情報提供します。



➤ **老人クラブによる訪問活動の支援**

老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。

県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。

➤ **「チームオレンジ」の構築運営支援**

市町村においても、認知症サポーターを中心に関係機関やボランティア等の支援者をつなぐチームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的に支援につなげる仕組みであるチームオレンジの構築を進めていく必要があることから、県では、「オレンジチューター⁴」を講師として、チームオレンジ・コーディネーター研修や、市町村伴奏支援事業を実施するほか、認知症オレンジパートナーネットワークを活用した周知などを行い、市町村におけるチームオレンジの構築や運営を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
138	認知症等行方不明 SOS ネットワークの運営 (県・市町村)	認知症等によって行方不明となった人や保護された人について、警察、行政、民間などの関係機関が連携し、事前の情報共有などにより、早期発見及び身元確認を推進する「認知症等行方不明 SOS ネットワーク」を運営します。
139	民生委員・児童委員による訪問活動への支援 (県・指定都市・中核市)	民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など生活面で不安がある方へ、行政機関、施設などとの連携を行いながら、地域での見守りを行います。 県では、民生委員・児童委員への研修を支援するなど、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを進めます。
140	老人クラブによる訪問活動の支援 (県・横浜市・川崎市)	老人クラブが中心となって、会員やボランティアなどからなる「友愛チーム」をつくり、地域の支え合いの担い手として、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話し相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。 県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。
141	チームオレンジの構築に向けた市町村伴奏支援事業(県)	市町村がチームオレンジを設置するにあたって、アドバイザーやオレンジチューター、県が市町村とともに課題の解決策を検討し、市町村の状況に応じたチームオレンジを立ち上げられるよう支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名 (事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域見守り活動の推進(県・民間)	75	69

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症等行方不明SOSネットワークの新規事前登録者数	1,786人	1,800人	1,900人	2,000人	2,100人
「チームオレンジ」の設置数(累計)	91チーム	119チーム	147チーム	175チーム	180チーム

⁴ オレンジチューター：認知症に対する正しい知識を有しており、チームオレンジの基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識や技術を持っているもの

主要施策3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加に関する啓発、知識の普及の取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会、認知症の人の社会参加の機会の確保に当事者目線で取り組みます。
- ◇ 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援（居場所づくり）等を行います。
- ◇ 若年性認知症の人の支援に携わる人たちに研修を実施し、日常生活の支援や就労支援のための知識及び技術を伝えるとともに、職域・障害福祉関係機関等と連携し、自立支援のネットワークを構築します。

構成施策①

認知症に係る経験等を共有することができる機会、社会参加の機会の確保

- 地域で暮らす認知症の人とともに、認知症の人ができることや、やりたいことを活かして、希望や生きがいを持って暮らしていけるよう認知症の人の経験を共有する機会や、本人による支援活動であるピアサポートの場を増やしていきます。

▶ 認知症の方の経験等の共有による社会参加の推進

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画し、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組を進めています。

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

また、ご本人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援します。

▶ 認知症オレンジパートナーネットワークの推進

県では、認知症サポーターや個人の支援者、地域の支援団体、企業、行政、さらには認知症カフェや、チームオレンジなどの関係者が連携し、認知症の人やその家族を支援する「認知症オレンジパートナーネットワーク」を構築しています。

2022年度（令和4年度）には、専用ウェブサイトをリニューアルし、支援者同士の情報共有や意見交換、若年性を含む認知症の人のニーズと社会参加活動や就労をマッチングする取組などを充実させています。

▶ 老人クラブによる社会参加の推進

地域に密着した組織として、自らの健康、生きがい活動や友愛活動をはじめとするボランティア活動を行う老人クラブについて、神奈川県老人クラブ連合会や市町村と連携して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
142	オレンジパートナー活動支援事業(県)	認知症サポーターや、行政、地域の支援団体等が連携して地域で認知症の人やその家族を支える仕組みである「認知症オレンジパートナーネットワーク」の取組を推進します。 また、チームオレンジ・コーディネーター研修等を実施し、市町村が取り組むチームオレンジの整備に対して支援します。
143	老人クラブ高齢者社会参画活動推進事業 (県*横浜市・川崎市を除く)	県内31市町村老連が行う次に列記する各事業の企画運営にかかる指導・助言や情報提供等の取組を推進します。(横浜市・川崎市を除く) 社会参加活動推進事業、健康づくり振興事業、連絡調整事業、神奈川県主催(高齢者社会参画活動関係)事業への参加協力、運営等支援事業などを進めます。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
若年性認知症自立支援ネットワークの構築(県)	110	145
認知症施策普及・相談・支援事業(県・市町村・関係団体)	103	137

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村老人クラブ連合会事業の新規実施数	63事業	70事業	80事業	90事業	100事業



URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1393/orangepartner/index.html>



構成施策② 若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症は、初期症状が認知症特有のものではなく診断しにくい、本人や周囲の人が何らかの異常に気付くが、受診が遅れ、必要なサービスを受けるまでに時間がかかるなどの特徴があることから、改めて若年性認知症について普及啓発を進め、早期診断・早期対応へつなげることが重要です。
- 若年性認知症の人が役割を担い、社会参加を継続していくための居場所づくりや就労・社会参加等様々な分野にわたる支援を行っていく必要があります。

➤ 若年性認知症支援コーディネーターの設置

県内の若年性認知症支援コーディネーターの設置状況は、県域に3か所、横浜市に4か所、川崎市に1か所となっています。診断後の保健医療・福祉サービスを切れ目なく提供するため、連携を十分に図り、電話や面接、さらには本人の自宅や就労先の企業等の訪問、相談により必要なサービス調整等のほか、地域のつどいへの参加や支援などを行います。

また、若年性認知症の正しい理解の促進のため、地域で研修会等を開催するほか、若年性認知症の人が就労や社会参加を継続するための支援も進めます。

➤ 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

県では、若年性認知症の人への理解を促進し、雇用、ハローワークをはじめとした就労に関連する職域団体や産業保健関係者との連携、企業への周知、若年性認知症の人が利用できる通所介護サービス事業所・障害サービス事業所等の情報収集などに取り組みます。

また、若年性認知症自立支援のための会議を開催し、当事者を含めた関係者により、若年性認知症についての施策を検討するほか、若年性認知症の特性や就労支援についての理解を深めるなどの研修会等を通じて支援体制のネットワークを構築します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
144	若年性認知症支援コーディネーターの設置(県)	若年性認知症の一人一人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、相談やネットワークの調整を行うコーディネーターを設置します。
145	若年性認知症自立支援ネットワークの構築(県)	当事者、学識経験者、認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。 職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する研修を開催します。

【KPI・活動目標】

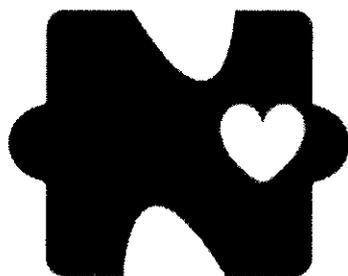
内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数	116件	120件	130件	140件	150件
若年性認知症研修の受講者数	77人	80人	90人	100人	110人

解説 若年性認知症

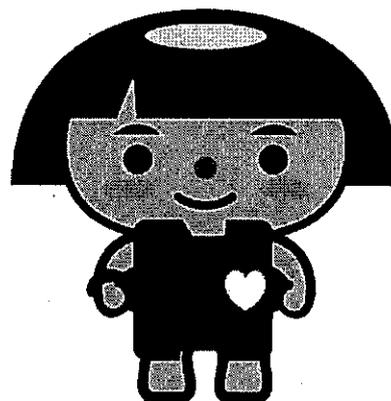
若年性認知症とは、65歳未満で認知症になった方のことをいいます。
 令和2年の調査*1によると最初に気づいた症状は、「もの忘れ」が最も多く(66.6%)、「職場や家事などでミス」(38.8%)「怒りっぽくなった」(23.2%)がこれに続いています。
 多くの方が現役で仕事や子育てをしているため、高齢者とは異なる課題を抱えており、診断の早期から、状態に応じた就労の継続や家族へのケア等の多様な支援につなげることが重要です。
 同調査によると18歳~64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数(有病率)は、50.9人(前回調査(H21.3)47.6人)です。年齢が高くなるにつれ、有病率も増加しますが、全国では、3.57万人と推計しています。
 これを神奈川県人口*2のあてはめると県内では、2800人程度と推計しています。
 *1 日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(令和2年3月より)
 *2 神奈川県年齢別人口統計調査・令和2年1月1日現在

解説 認知症の人と家族を支えるマーク

県では、認知症施策の普及啓発を推進するため、認知症の人や家族などの意見を踏まえ、独自のマークを作成し、市町村や団体等と協力して、このマークを活用した取組を行っています。



認知症の人と家族を支えるマーク



かながわキンタロウと
認知症の人と家族を支えるマーク

【認知症の人と家族を支えるマークの構成要素】

パズルのピース	①認知症の人の記憶が欠けてしまうこと、②認知症を支える人たちが、認知症の人が感じやすい不安や疎外感を埋めるピースとなれるように、との思いが込められています。
ハート	あたたかい心づかいを表しています。
N	認知症の頭文字

主要施策4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益を保護する取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症の人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進並びに消費者被害防止施策及び高齢者虐待防止施策の推進に取り組みます。
- ◇ 認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発等に当事者目線で取り組みます。

構成施策① 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護の取組

➤ 認知症の人の意思決定の支援

本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かした支援につなげるため、認知症サポーター養成講座や医療従事者、介護サービス事業所の従事者、認知症グループホーム等の管理者になる者に対して実施する研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018年（平成30年）6月）」の内容を盛り込みます。

➤ 成年後見制度の利用促進、消費者被害防止施策の推進、高齢者虐待防止施策

認知症高齢者等判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、消費者被害防止のため、認知症の人を含めた高齢者等を地域で見守る消費者安全確保地域協議会の構築を促進します。

さらに、依然として深刻な高齢者虐待の防止施策を推進します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
高齢者虐待防止関係職員研修（県）	68	53
かながわ成年後見推進センター事業（県）	71	61
成年後見制度推進事業（県）		62
成年後見制度利用支援事業（市町村）		63
消費者安全確保地域協議会の設置促進（県・市町村）	79	84

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
県のアンケート調査において、認知症の人本人が「自分の思いが尊重されていると思う」の問いに対して「とても思う」「わりとそう思う」と答える人の割合	59.2%	59.6%	60%	62%	64%

主要施策5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

認知症の人の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に提供するための取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。
- ◇ 市町村に設置される認知症初期集中支援チームの活動を増進します。
- ◇ 地域のネットワークの中で重要な役割を担うかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上を推進します。
- ◇ 認知症の人の生活を支える介護を提供するため、認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供や、認知症介護の専門人材の養成を推進します。
- ◇ 認知症の人やその家族を支援するため、有識者や本人、家族等で構成する協議会により認知症施策の諸課題について当事者目線で検討します。

構成施策① 早期発見、早期診断及び早期対応、医療提供体制の整備

- 認知症に対して、適切な医療とケアを行うためには、早期発見が何よりも重要です。できるだけ早期に、認知症専門医療を受診し、的確な診断に基づいた適切な医療や介護の療養方針を決定することが不可欠となります。
- 早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期対応の体制が構築されるよう、市町村に設置する認知症初期集中支援チームの活動を推進することが重要です。

➤ 認知症疾患医療センターを中心とした医療提供体制の整備

早期発見、早期診断及び早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化します。

認知症における専門医療の提供や介護との連携の中核機関としての役割を担い、県と指定都市が設置する「認知症疾患医療センター」は、2次医療圏に1か所設置する「地域拠点型」と地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化する「連携型」があり、適切な医療提供と介護との連携に努めています。

また、認知症施策推進協議会では、専門医療機関として認知症医療に関する研究や情報提供、人材育成、地域との連携の核としての機能を強化するため、統括的な役割を担う認知症疾患医療センターなどの認知症疾患医療センターのあり方について検討を進めます。

解説 神奈川県認知症施策推進協議会

県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者等が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図り、検討します。
なお、必要に応じて課題別に部会を設け、施策の検討を行います。

➤ 市町村における認知症初期集中支援チーム活動の充実

認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県では、認知症サポート医の養成や、チーム員と連携する「認知症地域支援推進員」の資質向上のための研修の実施、地域包括ケア会議、保健福祉事務所等からチーム員会議に専門職の派遣などにより、市町村の取組を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
146	認知症地域支援等研修事業(県・市町村)	認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援推進員の活動の推進が図られるよう、認知症初期集中支援チーム員研修へ受講者を派遣するとともに、認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を開催します。
147	認知症疾患医療センター運営事業(県・指定都市)	認知症の専門的な医療体制を強化するため、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村における認知症初期集中支援チーム員研修の新規受講者数	68人	70人	70人	70人	70人

構成施策②

保健・医療・福祉の連携強化・医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- 保健・医療・福祉の相互の有機的な連携を確保し、保健医療及び福祉サービスを切れ目なく提供することに取り組みます。
- 保健・医療・福祉の人材の資質の向上のための取り組みを推進します。

➤ 医療従事者等の認知症対応力向上

高齢者等が日頃から受診する病院や診療所の主治医（かかりつけ医）を対象として、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、かかりつけ医の研修指導者であり、市町村に設置される認知症初期集中支援チームの中心となって専門医療機関との連携を担う「認知症サポート医」を養成します。

さらに、認知症サポート医に対してフォローアップ研修を実施し、情報提供や事例検討を行うことで、地域における認知症サポート医の連携強化を図ります。

また、医療従事者及び地域の関係機関の職員を対象として、対応力の向上や多職種連携、医療と介護の連携を図るための「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」及び「病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修」を実施します。

➤ 認知症ケアと医療の連携

市町村に配置されている「認知症地域支援推進員」は、認知症の人や家族等への相談支援や、認知症の人の状況に応じて医療や介護サービス等と連携し、支援の充実を図ります。

地域包括支援センターでは、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターとの連携を通して認知症ケアと医療の連携に取り組みます。

また、認知症疾患医療センター・診療所や、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の医療と介護の切れ目のないケアを推進します。

➤ 認知症ケアパスの定着

県内の全ての市町村で、認知症の容態に応じて、地域ごとの医療・介護の資源について情報提供をしたり、相談窓口を案内する「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症の人一人一人が、ケアパスに沿って支援の目標を設定し、認知症の人や家族医療、介護関係者の間で共有され、切れ目なくサービスが提供されるようにその活用を推進します。

解説 認知症ケアパス

認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや支援を利用することができるのかを、各市町村で標準的にまとめたもの。

➤ 医療と介護の情報共有ツールの普及

県では、地域における認知症支援ネットワークの構築のため、「大切なあなたへのよりそいノート〜くらしと医療・介護をつなぐために〜」の普及を行っています。市町村が作成する認知症ケアパスと併せて活用することで、医療と介護関係者が相互に情報を共有する体制を支援します。



県ホームページ

『大切なあなたへの「よりそいノート」-くらしと医療・介護をつなぐために-』

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1141607.html>

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
148	認知症サポート医養成研修(県・指定都市)	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役であり、認知症初期集中支援チームの中心となる医師(認知症サポート医)を養成します。
149	認知症サポート医フォローアップ研修(県)	認知症サポート医に対して、地域における認知症の人への支援体制の構築という役割を果たすために必要な知識を習得するための研修を行います。
150	かかりつけ医認知症対応力向上研修(県)	かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施します。
151	病院勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上研修(県)	病院勤務の医療従事者及び地域の関係機関の職員に対し、認知症の基本的な知識、多職種連携の必要性、病院での適切な対応や、退院に向けた地域連携等について習得するための研修を実施します。
152	看護職員認知症対応力向上研修(県)	看護職員として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
153	歯科医師認知症対応力向上研修(県)	かかりつけ歯科医師として必要な、認知症の人にかかる基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
154	薬剤師認知症対応力向上研修(県)	薬局・薬剤師として必要な、認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する研修を実施します。
155	病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(県)	病院勤務以外(診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等)の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について習得するための研修を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症サポート医養成者数(累計)	527人	550人	575人	600人	625人

構成施策③ 介護サービスの基盤整備・介護従事者の認知症対応力向上の促進

○ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員等による適切なケアマネジメントに基づいた介護予防支援・居宅介護支援を実施し、医療と介護の密接な連携のもとで適切な医療・介護サービスの提供を推進します。

➤ 認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供を促進します。

➤ 認知症介護の専門人材の養成

認知症高齢者に対するサービスの充実を図るため、介護サービス事業所の従事者等に対し認知症介護技術の研修や講座を実施し、認知症介護への理解の啓発及び専門性の高い人材養成に取り組むとともに、認知症介護の現場において実践リーダーとなる者の養成を行い、介護技術の向上に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
156	認知症介護研修事業 (県・指定都市)	介護保険施設などの介護職員に対して、介護の質の向上につなげることができる人材を養成するために認知症介護に関する知識や実践的な介護技術を段階的に習得するための専門研修を実施します。 (認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修)

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業(県)		3
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15
介護サービス相談員養成研修等事業(県)	135	175
「かながわ感動介護大賞」表彰事業(県)	139	195
地域密着型サービス関係研修事業(県)	140	201

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症介護実践研修の受講者数	272人	300人	320人	340人	360人
認知症高齢者グループホームの定員数<再掲>	調整中				

構成施策④ 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- 認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援が重要です。
- 認知症の人やその家族を支援するため、本人や家族の立場に立って認知症施策の諸課題について検討し、介護者の負担軽減につながる施策に取り組むことが重要となっています。

➤ 本人や家族の視点を踏まえた諸課題の検討

県では、本人、家族及び有識者等とで構成する「神奈川県認知症施策推進協議会」を開催します。ここでは、認知症施策に係る諸課題について検討を行い、認知症の人や家族への支援も検討していきます。

協議会には、認知症の人の家族だけでなく、当事者も委員として参画することにより丁寧に検討を行い、認知症の本人やその家族の視点を重視した取組を進めます。

➤ 市町村における認知症初期集中支援チームの活動の推進

早期診断・早期対応の取組を推進することで、介護者の負担を軽減します。

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症の容態に応じた支援、家族の支援等の初期支援を実施し、自立生活のサポートを行います。

保健福祉事務所は、専門職を派遣し、認知症初期集中支援チーム員会議等の活動を推進します。

➤ 相談体制の充実

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師の専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人だけでなく、家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などにより、介護者の負担の軽減を図っています。

▶ **認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供**

高齢者が住み慣れた地域において、認知症の進行を緩やかにし、精神的に安定した生活を送ることができるよう、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」や「（介護予防）認知症対応型通所介護」、また「小規模多機能型居宅介護」など地域密着型サービスの適切な提供をすることにより、負担軽減を図っています。

▶ **認知症カフェ等の設置・普及**

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画する認知症カフェなど認知症の人や家族が集う取組を進めています。

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
157	認知症施策総合支援事業(県)	「神奈川県認知症施策推進協議会」において、県内市町村における認知症施策全般の推進について、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」と連携を図りつつ検討を行います。
158	認知症施策普及・相談・支援事業(県・横浜市・川崎市)	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、相談体制を充実します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組も行います。
(136)再掲	認知症高齢者地域施策事業(県 *保健所設置市域を除く)	保健福祉事務所は、専門医による相談や保健師・看護師・福祉職等による訪問、認知症の人本人、家族が対応方法を話し合う場の開催、本人、家族を支える応援者を養成し、活動を支援します。 また、地域の実情を踏まえ、認知症初期集中チーム員会議や研修等に専門職を派遣し、助言等を実施します。

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症コールセンター相談件数	887件	900件	930件	960件	1,000件

主要施策6 相談体制の整備等

認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、それぞれ状況に配慮しつつ総合的に応ずることができるよう、取組を推進します。

主要施策の方向

- ◇ 認知症に関する相談体制の充実を図ります。
- ◇ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うため、ピアサポートの場を増やすなど当事者目線の支援を充実していきます。

構成施策① 認知症の人や家族の相談体制の整備及び支え合いの充実

- 認知症の人及び介護者への支援のため、介護経験者等が応じるコールセンターの設置等、相談体制を充実させ、介護者の精神的身体的負担の軽減に取り組みます。
- 認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介などの情報提供を推進します。

➤ 相談先の周知

認知症コールセンターのほか、地域の高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなど県、市町村が設置する相談窓口を周知します。

県が運営する「かながわ認知症ポータルサイト」においては、相談窓口のほか、認知症に関する基礎知識や支援策などの情報をわかりやすく発信します。

➤ 相談体制の整備

市町村や地域包括支援センターでは、地域における認知症に関する本人や家族からの相談を受け、適切な支援や調整を行います。

県では、保健福祉事務所が、市町村や地域包括支援センターにおける取組を支援するとともに、医師や保健師が専門性を活用して認知症高齢者や家族等に対する相談や訪問指導を行います。

また、「かながわ認知症コールセンター」では、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する電話相談を行いながら、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐなど、相談体制を充実するとともに、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの紹介を通じて繋げていきます。

➤ 若年性認知症に関する相談

県内の8ヶ所に設置されている若年性認知症コーディネーターは、担当エリアを設け個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援等を行います。

➤ **本人ミーティングの実施支援**

認知症の人同士が自身の希望や必要としていること等を語り合う本人ミーティングや認知症カフェの開催を支援し、ピアサポートの場を増やしていきます。

➤ **認知症カフェ等の設置・普及**

市町村では、地域の実情に応じて認知症地域支援推進員等が企画するなど、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の、認知症の人や家族が集う取組を進めています。

県では、認知症の人や家族、地域住民など誰もが参加することができ、集う場である認知症カフェなどについての情報提供や普及を促進していきます。



〔県ホームページ「認知症カフェ、本人・家族のつどいのご案内」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1141652.html>〕

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(158) 再掲	認知症施策普及・相談・支援事業(県・横浜市・川崎市)	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取り組みも行います。 横浜市、川崎市においても、認知症コールセンターを設置しています。
(137) 再掲	認知症施策普及・相談・支援事業(県・市町村・関係団体)	「かながわオレンジ大使」(認知症本人大使)等による本人発信支援やピアサポート活動の場を増やしていきます。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症高齢者地域施策事業(県*保健所設置市域を除く)	102	136

*保健所設置市域:横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市(寒川町含む)

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症コールセンター相談件数 <再掲>	887件	900件	930件	960件	1,000件

主要施策7 認知症未病改善の推進及び調査研究等

認知症は、健康な状態からすぐに発症するのではなく、時間の経過とともに進行するものです。今後、認知症の人の増加が見込まれる中において、認知症の発症の抑制を図る取組や、発症を遅らせるまたは進行を緩やかにする取組等を着実に進めていく必要があります。

県では、「未病」の考え方に立ち、「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善などによる「認知症未病改善」を推進していますが、今後は、県内市町村や産業界、大学等と連携した、新たな認知症未病改善プロジェクトの全県展開と、そのための基盤整備を進めます。

主要施策の方向

- ◇ 認知症発症前の「軽度認知障害（MCI）」の兆候の見える化・介入を具体化し、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応までをシームレスに展開することで、認知機能の低下を抑制します。
- ◇ 未病指標⁵等の活用や最先端技術・サービス等の介入で、認知症未病改善を進めます。
- ◇ 認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズの普及・定着を推進します。

構成施策① 軽度認知障害（MCI）への取組

- 軽度認知障害（MCI）の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理を行い、日常モニタリングから診断の検査体制の構築と個別の介入モデルを具体化し、それらの中長期的にモニタリングする仕組みの構築を目指します。

キーワード 軽度認知障害（MCI：mild cognitive impairment）

認知症と完全に診断される一歩手前の状態（正常な状態と認知症の中間の状態）で、放っておくと認知症に進行しますが、早期に発見して対策を講じることで正常な状態に回復する可能性があります。

➤ 評価系の確立

MCIの評価法について、どの場面で誰がどう使うことが適切か、個別の評価法と「使う人・場面と精度」との関係や、及びMCIの評価の分類（機能・形状・物質）などについて、検証・整理する実証研究などを行います。

➤ 介入モデルの構築

MCIの可能性がある場合、投薬や生活習慣改善以外の具体的な対策が分かりづらく、不安だけが膨らむこととなる。そこで、MCIの疑いの際に、有効で効果的な商品・サービスの選択肢の提示を目指して実証研究などを行います。

➤ データ収集（プラットフォーム）

MCIの方が、どんな行動変容を起こし、その後どうなったかを中長期にモニタリングする仕組みの構築を目指して、評価系と介入モデルの実証フィールドを対象にデータ取得・分析等を行う実証研究などを展開します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
159	ヘルシーエイジングプロジェクト(県)	軽度認知障害(MCI)の評価の見える化及び介入技術等についての科学的検証と基準の整理のための実証研究等を行います。

⁵ 未病指標の詳細についてはP90参照

構成施策② 認知症未病改善の推進

- 未病指標等を活用し、認知機能の見える化を進めるとともに、最先端技術・サービス等の介入により未病改善を進めます。
- 認知症の発生と生活習慣は深く関係していることが分かってきており、「未病を改善する」観点から、認知症のリスクを軽減するためのコグニサイズなどの普及定着を図ります。



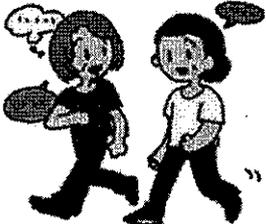
県ホームページ
「運動による認知症未病改善の取組-コグニサイズ-」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f12651/>

コグニサイズの普及・定着の推進

認知症のリスク軽減に効果が期待されている

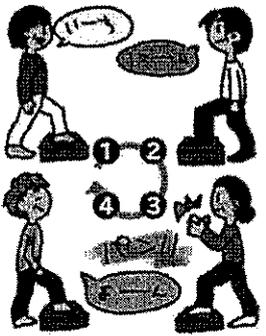
コグニサイズについては、平成27年から全県展開し、普及を進めてきました。今後は地域での定着に向け、指導者のフォローアップなどを進めます。

コラム 認知症リスク軽減のための運動「コグニサイズ」



ステップ+計算
計算を行いながらステップ運動を行う。計算は数字の逆順や連続して7ずつ引く引き算など。

歩行+会話
2人1組で、速度を保ちつつ会話をしながら歩く。



4人1組になって、順番に1人1つずつ声を出して数え、「3の倍数」のときは数を数えず、手をたたく。これに、運動を組み合わせる。

国立長寿医療研究センターが開発した、認知機能の維持・向上に役立つ運動で、コグニション(認知)とエクササイズ(運動)を組み合わせた造語です。

運動と認知トレーニングを組み合わせることで、脳への刺激を促すことが期待できます。

編：国立長寿医療研究センター
「認知症予防へ向けた運動 コグニサイズ」より作成

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
160	未病指標活用促進事業(県)	未病指標の社会実装化や算出機能の改修等を行います。
161	未病産業市場拡大プロジェクト等推進事業(県)	優良な未病関連商品・サービスの創出、社会実装化し、未病産業の市場拡大を図るため、未病ブランド等の取組を進めます。
162	神奈川 ME-BYO リビングラボ推進事業(県)	未病関連商品・サービスについて、科学的エビデンスを踏まえ、有効性・安全性を検証評価する仕組みを構築します。
163	認知症未病改善施策推進事業(県・市町村・民間)	市町村と連携し、オンラインによる発信も活用した認知症理解、認知症未病改善のための普及啓発を行うとともに、学校において認知症未病改善講座を実施し、若年層の認知症理解を促進します。
164	介護・認知症未病改善プログラム事業(県・市町村・民間)	認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度(実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域におけるコグニサイズ新規指導者数	419人	500人	500人	500人	500人

解説 認知機能

認知機能とは、人間が持っている機能の中でも、情報化に対応した仕事を遂行するために重要な役割を果たす機能です。認知機能の状態を把握することで、記憶力や思考力等の低下に気づくことができます。

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

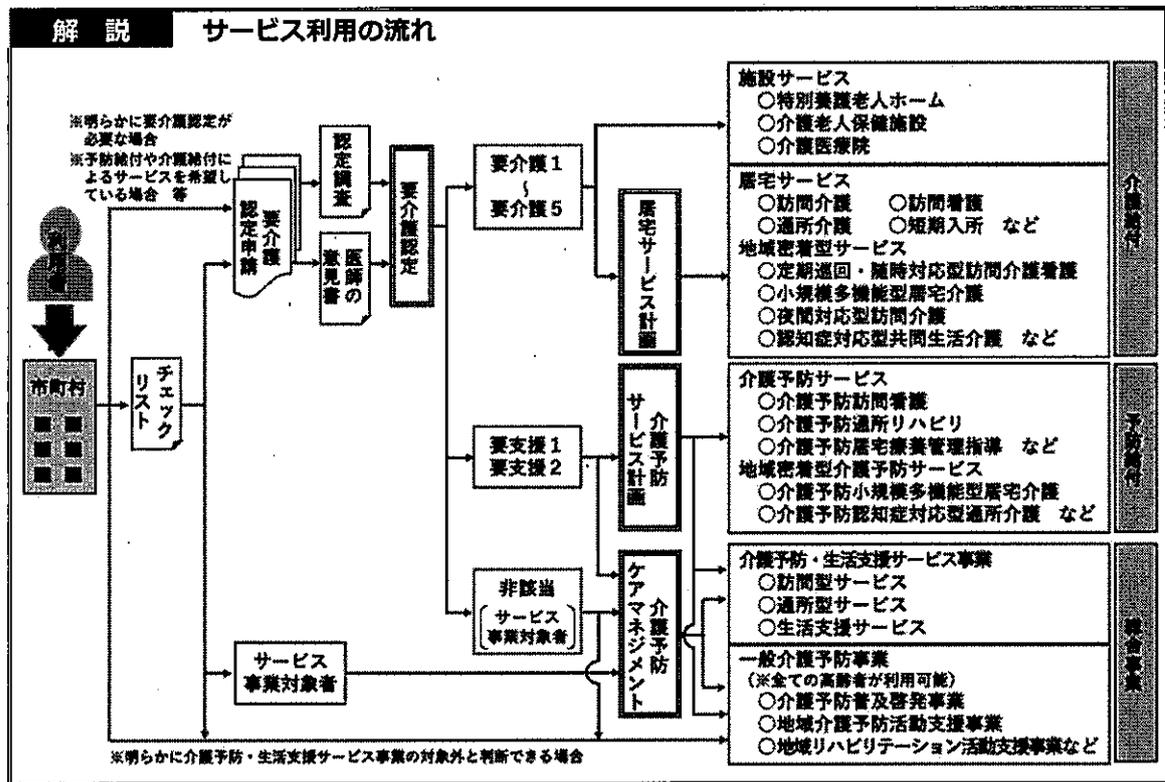
柱1 介護保険サービス等の適切な提供

現状と課題

- 介護や支援が必要な高齢者に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を図ることが必要です。
- 安心して介護保険サービスを利用できるよう、利用者の権利の保護や低所得者対策と合わせて、サービスの質の確保を図る必要があります。
- 利用者がサービスを選択する際に、必要な情報を入手できるしくみが必要です。

目指すべき方向性

- 介護保険制度を円滑かつ適切に運営するとともに、制度の信頼性の向上に努めます。
- 介護保険サービスが必要な高齢者が適切にサービスを利用することができるよう、所得に応じた配慮等を行うとともに、事業者が提供するサービスの質の向上に取り組みます。
- 利用者のサービスの選択を支援するため、サービスの評価や介護サービス情報等の公表に取り組むほか、相談・苦情処理体制の充実を図ります。



主要施策1 介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営

介護や支援が必要な方に対して、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護給付の適正化を推進します。

市町村は、保険者として、被保険者の要介護認定を行うとともに、サービス需給量や保険事業の収支の見通しを明らかにする介護保険事業計画を策定し、計画に沿って事業を運営します。

県は、広域的な観点から、市町村とともに介護人材の養成や施設整備などサービス基盤の充実に努め、介護保険事業の円滑な実施を支援します。

主要施策の方向

- ◇ 介護保険サービスの適切な提供に努めます。
- ◇ 介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ◇ 介護給付の適正化を進めます。

構成施策① 介護保険サービスの適切な提供

- 市町村は、保険者として、日常生活圏域ごとに、介護保険サービスの利用実績について分析・評価した上で、利用に関する意向等を踏まえ、地域の状況等に応じて介護保険事業計画における各介護保険サービスの見込量を算出し、適切な提供を行います。

構成施策② 介護保険制度の円滑な運営

- 市町村は、保険者として、介護保険事業計画に基づく介護保険制度の健全かつ円滑な運営を行います。県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行います。

表2-4-1 介護サービス給付費等の見込み

区分	年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	合計	2040 (令和22)
総給付費 (a) (居宅・地域密着型・施設・介護予防サービス)						
特定入所者介護サービス費等給付額・高額介護サービス費等給付額・ 高額医療合算サービス費等給付額・審査支払手数料 (b)						
介護サービス給付費等 合計 (a) + (b) = (c)		調整中				
要支援・要介護認定者数 (d)						
1人あたり給付費等 (c/d)						

注1 市町村介護保険事業計画の合計値。

注2 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

表2-4-2 計画期間の介護保険給付費総額に対する費用負担の内訳

保険料	第1号被保険者	調整中
	第2号被保険者	
公費	国庫負担金	調整中
	国調整交付金	
	県負担金	
	市町村負担金	
合計		

計画期間
2024年度～2026年度
(令和6) (令和8)

県高齢福祉課作成

➤ 介護保険財政安定化基金の運営

各市町村の介護保険財政が安定的に維持されるよう、介護保険財政安定化基金を適切に運営し、財政収支に不均衡が生じた市町村に対し、必要な資金の貸付等事業を行います。

2023年度(令和5年度)末残高(見込み)	(調整中)億円
-----------------------	---------

解説 介護保険制度における費用負担

介護保険制度は、保険料と公費を財源として運営されます
 介護サービスを利用する場合には、費用の1割(一定以上所得者は2割又は3割)が利用者負担となります。残りは、介護給付費で賄われ、その財源は、2分の1が公費負担、残りの2分の1は、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料です

支給限度基準額を超えたサービス費用

利用者負担	介護サービス費用
1割(2割・3割)	

食費、日常生活費、特別なサービス費用等

第2号被保険者 27.0%

第1号被保険者 23.0%

保険料 50%

公費 50%

※ 施設に係る公費負担割合は、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%となります。
 (注1) 第1号被保険者……65歳以上の被保険者。介護保険料を市町村に納付。
 (注2) 第2号被保険者……40歳以上65歳未満の被保険者。介護保険料は医療保険料と併せて納付

主要施策2 安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実

安心して介護保険サービスを利用できるよう、所得に応じた配慮や、サービスの質の確保を図る必要があります。

利用者の保護と介護サービス事業者の健全な発展を図る取組、介護サービスに関する相談や苦情を適切に処理するしくみが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 低所得者の負担に配慮した取組を行います。
- ◇ 介護サービス事業者の適切な指定や事業者に対する指導・監査の強化により、利用者の保護と事業者の健全な発展を図ります。
- ◇ 関係機関の連携による相談・苦情処理体制の充実に努めます。

構成施策① 低所得者の負担への配慮

＞ 介護保険における配慮

介護保険では、負担能力に配慮するという観点から、市町村が、所得に応じて段階別に第1号被保険者の保険料を設定します。また、低所得の第1号被保険者に対しては、公費による保険料の軽減が行われています。さらに、1か月に支払った利用者負担額（1世帯あたりの合算額）が一定の上限額を超えた場合には、その超えた部分について、介護保険から「高額介護サービス費」として支給されますが、低所得者には、負担が過重にならないよう、軽減された上限額を設定します。

市町村民税が非課税等となっている低所得者の方（配偶者の所得や預貯金等が一定額以上の方を除く）が、施設に入所（入院）したり、短期入所を利用する場合には、所得区分等に応じて設定された食費・居住費（滞在費）の負担限度額を超えた部分について、「補足的な給付（特定入所者介護サービス費等）」を行います。

＞ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

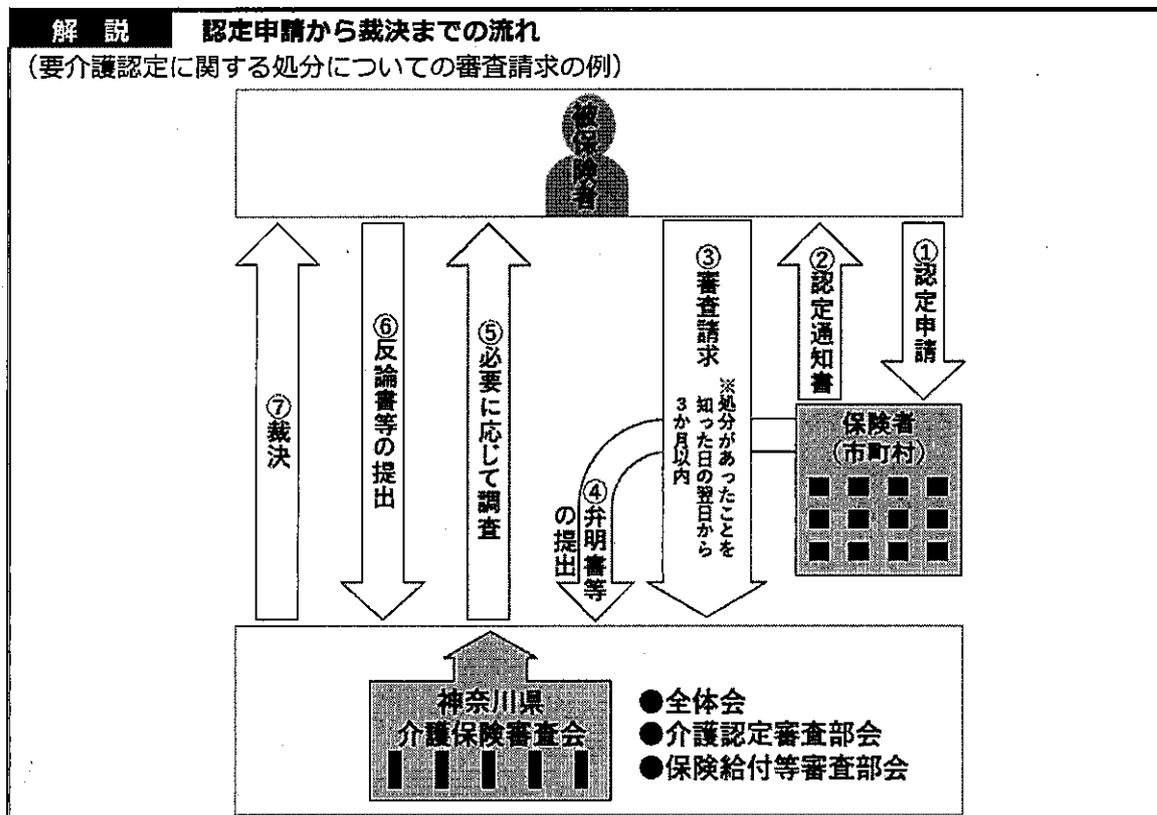
低所得で生計が困難な利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人等は、その社会的な役割の一環として利用者負担軽減事業を行います。これにより、利用者負担（介護サービス費用の1割負担、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則4分の1を軽減します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
165	低所得者利用負担対策事業(市町村)	低所得者のうち市町村が特に生計が困難と認める者への社会福祉法人等による負担軽減措置に対して補助します。

構成施策② 介護保険審査会の運営

- 介護保険制度の信頼性を高めるため、介護保険法に基づき市町村が行った処分（要介護認定、保険料の賦課等）に不服のある被保険者から提起される審査請求を審理する「介護保険審査会」を運営します。



構成施策③ 介護サービス事業者の適切な指定及び指定更新

- 適切な介護保険サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者からの申請に基づき人員、設備等に関して審査します。県の条例等で定める基準に適合し、指定の欠格事由・取消要件（申請者・開設者及び役員等の取消履歴）に該当しないと認められる場合には、指定（介護老人保健施設及び介護医療院は開設許可）や指定（許可）の更新を行います。
- 介護サービス事業者による法令遵守を徹底するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図ります。
- なお、2012年（平成24年）4月から、介護サービス事業者の指定及び指定更新の事務が指定都市及び中核市に移譲されています。また、2018年（平成30年）4月から居宅介護支援事業者の指定及び指定更新の事務が市町村に移譲されています。

構成施策④ 介護サービス事業者等に対する指導・監査の強化

- 介護保険法や老人福祉法に基づく事業所・施設における健全かつ適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して、サービス提供に関する基準を遵守するよう必要な助言や指導を行います。
- 指定基準違反や不正・不当が疑われる事案に対しては、介護保険法に基づく監査を実施し、厳正に対処します。
- 事故の未然防止や安全対策等を強化していく取組として、実地監査等において各施設が適切に事故防止策を講じているか確認し、不十分であれば報告のあり方も含めて指導を徹底するほか、個別に県に報告のあった事故事例・内容を精査し、改善すべき点や好事例について、講習会等において施設に情報を提供します。

指導	集団指導	<p>【集団指導講習会】介護サービス事業者を対象に、法令遵守の周知徹底や制度理解の促進を図るため、サービス別に「集団指導講習会」を開催します。</p> <p>【新規セミナー】新規に開設した介護サービス事業所の管理者等を対象として、制度の基本的事項の理解を促すための「新規セミナー」を開催します。</p> <p>【開設予定事業者向け説明会】指定申請手続を行う前から、指定基準等の内容を理解する機会を設け、介護サービス事業を運営するために必要となる基本的な知識の習得を図ります。</p>
	運営指導	介護サービス事業所等に赴き、帳票類等関係書類の閲覧や関係者からのヒアリングにより、原則、実地指導を行い、改善事項がある場合は改善を指導します。
	市町村支援	地域密着型サービスの指導を行う市町村を支援するため、定期的に連絡会議や研修会を開催します。
	その他の指導	未届の有料老人ホームに集団指導講習会への参加を促すとともに老人福祉法に基づく実地検査を実施するなど、適切な運営に向けた指導を強化します。
監査	<p>介護保険サービスの提供や介護報酬請求について、指定基準違反や不正、著しい不当が疑われる場合に、事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を図るため、介護サービス事業者に対して監査を実施します。</p> <p>監査の結果、指定基準違反が認められた場合には、勧告、命令により改善を指導するほか、悪質な不正等の事実が認められた場合は、指定の効力の停止、又は取消しの処分を行います。</p>	

構成施策⑤ 介護サービス情報の公表・提供によるサービス選択への支援

▶ 介護サービス情報の公表制度の円滑な実施

介護サービス情報の公表制度は、介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が事業者から報告を受け、県が指定する調査機関及び公表機関が事実関係を調査した上で公表するしくみです。

本県では、動画や写真を掲載するなどの独自の取組により、利用者、家族に分かりやすいものとなるよう、介護サービス情報の公表制度を運用します。

▶ 介護サービス情報などの提供

介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。

<p>介護サービス情報の公表</p>	<p>介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報を提供します。</p> <p>神奈川県指定情報公表センター かながわ福祉サービス振興会 ホームページ https://center.rakuraku.or.jp/</p>	
<p>介護情報サービス かながわ</p>	<p>かながわ福祉サービス振興会が県・市町村と共同して運用し、県内の介護サービス事業者に関わる情報を提供します。</p> <p>介護サービス情報の公表制度に基づく介護サービス事業者の情報の一部と介護サービス事業所の動画や写真も提供します。</p> <p>介護サービス情報かながわ ホームページ https://kaigo.rakuraku.or.jp/</p>	
<p>県ホームページ</p>	<p>介護保険制度についての説明や介護サービス事業者の情報ははじめとする介護保険に関する情報や高齢者のための施設案内、介護保険以外のサービスなどの情報を掲載します。</p> <p>県ホームページ「介護保険制度について」 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f812/index.html</p>	

構成施策⑥ 介護サービス評価制度の普及

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
166	福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」(運営主体は神奈川県社会福祉協議会)において、評価機関の認証・評価調査者の養成等、第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行います。

解説 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)のサービス評価

認知症高齢者グループホームは、定期的に県の定めた評価項目に基づき自己評価を行い、次のうちいずれかによる外部評価を受けることが義務づけられています。

- ①県が選定した評価機関が行うもの
- ②市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告するもの

これは、自己評価結果と外部評価結果を対比、公表することによって、評価の客観性を高め、介護保険サービスの質の向上を図るものです。

県は、外部評価調査員の育成と調査技術の向上を目的として、評価調査員養成研修やフォローアップ研修を定期的実施します。

構成施策⑦ 相談・苦情対応体制の充実

- 市町村が実施する介護サービス相談員派遣等事業の促進を図るなど、身近な相談窓口の充実を図ります。
- 相談・苦情対応体制の充実を図るため、利用者等からの相談や苦情について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、基準違反等が疑われる場合は、指定権限を持つ県や市町村が監査等を実施するなど、関係機関の連携に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
167	介護サービス相談員派遣等事業(市町村)	介護サービスの提供の場に介護サービス相談員を派遣し、介護サービス利用者のための相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護サービス相談員派遣事業を実施する市町村数	23 市町村	24 市町村	25 市町村	26 市町村	27 市町村

柱2 保健・医療・福祉の人材の養成、確保と資質の向上

現状と課題

- 保健・医療・福祉サービスは、サービスに直接携わる人材の役割が大変重要です。2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上となり、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、人材の養成、確保と資質の向上に取り組むことが重要です。
- 本県の介護人材にかかる需給推計は次のとおりであり、需給の差を解消するため、人材確保に係る具体的な方策を更に講じていく必要があります。（単位:万人）

○年度（令和○年度）			○年度（令和○年度）			○年度（令和○年度）		
需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差	需要	供給	需給の差
需給推計は調整中								

- 認知症や医療的ニーズがあるなど重介護の高齢者の増加に伴うケアに対応できるよう、資質向上への取組が必要となっています。
- サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就労希望者に対する就労支援や、看護職員などニーズの高い保健・医療・福祉人材の確保が必要となっています。
- 介護人材の不足を解消するため、人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材の確保を図る必要があります。また、人材の定着を図るため、介護の仕事にやりがいと誇りを持って働くための環境整備が必要です。

目指すべき方向性

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成と定着対策に取り組みます。
- 保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材を養成するとともに、資質の向上に努めます。
- 「地域医療介護総合確保基金」などの活用により、保健・医療・福祉に関する人材の就労支援を行うとともに、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策などを推進します。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します。
- 介護支援専門員の資質の向上を図ります。

指標

指標	現状	目標
事業所における介護労働実態調査「従業員の過不足の状況」の問いに「不足感がある」と回答した事業所の割合	2022年 66.3% (令和4年)	調整中
指標の考え方	多様な人材の確保、資質の向上及び労働環境の改善等により、人材の確保・定着対策を推進し、事業所における従業員の不足感の改善を図ります。	

主要施策1 人材の養成

保健・医療・福祉の各領域にわたる専門的な能力と、知識や技術の高度化にも対応できる高い資質を持った実践力のある人材の養成に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉の各分野のサービス需要の増加に円滑に対応するため、各領域にわたる人材の養成に取り組みます。
- ◇ 若者、中高年齢者、外国籍県民、潜在的有資格者など多様な人材層を対象に養成を図ります。

構成施策① 県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成

- 県立保健福祉大学において保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成、その他、保健、医療及び福祉の分野においてミッションであるヒューマンサービスを基軸に社会システムや技術の革新（イノベーション）を担うマインドをもって、当事者目線で社会的課題の解決に向けて積極的に向き合おうとする人材の育成に努めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
168	県立保健福祉大学の運営(公立大学法人)	看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科を設置し、保健、医療及び福祉の連携と総合化を実現できる能力を有する人材を育成しています。 また、広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成するため、大学院を設置しています。 さらに、大学の附置機関である「実践教育センター」では、急激な社会環境の変化に適応するために必要なスキルを身につけ、新たなニーズに対応できる現任者教育を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県立保健福祉大学の就職希望者の就職率	99.5%	100%	100%	100%	100%

構成施策② 介護職員等の養成

- 介護人材を確保するため、県、国、市町村、介護関係団体が連携・協力して、人材の養成に取り組みます。
- 介護職員初任者研修修了者などの介護職員の養成を図るとともに、キャリアアップを支援します

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
169	介護職員初任者研修修了者の養成(民間)	介護の業務に従事しようとする者等を対象に、一定の基準に基づいて県が指定した民間研修事業者等において、入浴、排せつ、食事等の介護に係る基本的な技術を修得するための介護員養成研修(介護職員初任者研修)を実施し、介護職員を養成します。
170	介護支援専門員の養成(県)	利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得するため、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、実務につくための研修を実施します。
171	介護支援専門員の資質向上(県)	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	136	180

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護支援専門員多職種連携研修の受講者数	1,383人	400人	400人	400人	400人

解 説 介護支援専門員(ケアマネジャー)

介護支援専門員とは、要介護者・要支援者からの相談を受け、その心身の状態等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるようにサービス事業者等との連絡調整を行う、介護保険制度の重要な役割を果たす職種です。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有します。

保健・医療・福祉の実務経験者で、都道府県知事の行う「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し「介護支援専門員実務研修」の課程を修了した人が、介護支援専門員として登録され、介護支援専門員証の交付を受けます。

実務研修受講試験は、介護支援専門員の業務に関し、

- ①介護保険制度に関する基礎的知識
- ②認定に関する基礎的知識・技術
- ③居宅サービス計画・施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識・技術
- ④保健医療・福祉サービスに関する基礎的知識・技術

があることの確認を目的として行われます。

医師等の法定資格に基づく業務及び相談援助業務を通算して5年以上経験している者が受験できます。

介護支援専門員は次のことが義務付けられています。

- ①要介護者等の人格を尊重し常にその立場に立ち、サービスが特定の種類や事業者・施設に不当に偏らないよう公正・誠実に業務を行うこと
- ②指定居宅介護支援等基準の基本取扱方針に従い業務を行うこと
- ③専門知識・技術の水準を向上・その他資質の向上を図るよう努めること

構成施策③ 看護師等の専門人材の養成

- 県立看護専門学校及び民間養成所において、看護師等を養成します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
172	県立看護専門学校の運営(県)	質の高い看護師等の養成を進めます。 (衛生看護専門学校・よこはま看護専門学校・平塚看護大学校)
173	看護師等養成所運営費補助(県)	民間の看護師等養成所での養成を支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
県立看護専門学校の卒業生数	263人	255人	255人	255人	255人

キーワード 県立高校における福祉教育に関する専門教育の展開

「二俣川看護福祉高校」、「横須賀南高校」及び「津久井高校」の福祉科においては、社会福祉の理念や意義、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に学び、地域・社会に貢献できる幅広い視野を有する人材を育成します。

さらに、「津久井高校」福祉科では、介護分野で即戦力となる人材育成を図ることを目的に、介護福祉士養成教育に指定されている学校として実践的な教育を展開します。

構成施策④ 介護認定調査員等、介護サービス相談員の養成

- 要介護認定の適正化を推進するため、介護認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医意見書を記載する医師などの養成を行うとともに、介護サービス利用者との相談に応じる介護サービス相談員の養成を進めます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
174	介護認定調査員等研修事業(県)	公正で公平な要介護認定等を行うために、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医意見書を記載する医師など要介護認定に携わる者に対する研修を実施します。
175	介護サービス相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護認定調査員等研修の修了者数	調整中				
介護サービス相談員養成研修の修了者数	調整中				

主要施策2 人材の確保・定着対策の充実

サービス需要の増加に円滑に対応できるよう、保健・医療・福祉サービス事業への就業支援などに取り組むことにより、保健・医療・福祉人材の確保や定着を図ることが必要となっています。

主要施策の方向

- ◇ 保健・医療・福祉分野の人材の就業支援を推進します。
- ◇ 有能な人材を育成し、確保するため、看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付など制度の充実を図ります。
- ◇ 福祉介護人材のキャリアアップのしくみづくりや若者、中高年齢者、外国籍県民等の多様な人材確保のための支援を進めます。
- ◇ 介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップ、介護職員の負担軽減対策等を推進し、働きやすい環境づくりを支援します。

構成施策① 保健・医療・福祉分野への参入促進

- 保健・医療・福祉分野の人材確保・定着を図るため、「かながわ福祉人材センター」や「神奈川県ナースセンター」を中心として、就業希望者に対する無料職業紹介や相談事業などを実施し、新規の就業や有資格者の再就職を支援します。
- 新たな介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労未経験者を対象に、資格取得、職業紹介、就労あつ旋までを一貫して支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
176	「かながわ福祉人材センター」による就労支援(県)	「かながわ福祉人材センター」において、福祉分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組みます。また、福祉介護の仕事の魅力発信・普及啓発を図るため、現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催します。
177	福祉介護人材キャリア支援専門員配置事業(県)	「かながわ福祉人材センター」にキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かな就労マッチング支援を行います。
178	潜在介護福祉士等再就業促進事業(県)	結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供します。
179	「神奈川県ナースセンター」による就業支援(県)	「神奈川県ナースセンター」において、看護職員の就業に必要な研修や無料職業紹介を行います。
180	介護分野未経験者等参入促進事業(県・指定都市)	介護分野での就労未経験者や外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所等への職業紹介、就労あつ旋までを一貫して支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022年度 (実績)	2023年度 (見込み)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)
キャリア支援専門員による相談支援件数	8,672人	8,500人	8,500人	8,500人	8,500人
介護未経験者等参入促進事業による就労者数	116人	108人	108人	108人	108人

構成施策② 看護師・理学療法士・介護福祉士等への修学資金の貸付

- 専門人材を育成・確保するため、県内で就業する意思を有する等の要件を満たす学生に修学資金を貸与します。県内で一定期間就業するなどの条件を満たすことで修学資金の返還を免除します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	対象職種	事業内容
181	看護師等修学資金貸付事業(県)	看護師 保健師 助産師	看護師等養成機関に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意思を有する学生に修学資金を貸与します。
182	理学療法士等修学資金貸付事業(県)	理学療法士 作業療法士	理学療法士等養成施設に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等への就業意思を有する学生に修学資金を貸与します。
183	介護福祉士等修学資金貸付事業(県)	介護福祉士 社会福祉士	次の者に必要な資金を貸与します。 ①社会福祉士、介護福祉士を目指す者の専門学校等修学資金 ②介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する者が、介護福祉士実務者研修の受講に要する資金 ③介護職としての資格や経験を有する離職中の者が、介護職として再就職するための準備資金

構成施策③ 福祉・介護人材のキャリア形成の支援

- 福祉・介護現場で職員が意欲をもち、やりがいを感じて働き続けることができるよう、介護職員のキャリア形成を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
184	神奈川県版ファーストステップ研修(県)	中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。
185	介護職員のキャリアアップ支援(県)	介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護職員の研修受講費用等の補助対象人数	308人	333人	288人	300人	300人

構成施策④ 福祉・介護人材の安定的な確保対策

- 福祉・介護人材の安定的な確保と定着を促進するため、若者の福祉・介護分野への参入を促すための取組や、外国人介護人材の確保を促すための取組を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
186	高校生介護職場体験促進事業(県)	「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布するとともに、希望する高校に出張介護事業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。 また、インターンシップによる職場体験を行います。
187	介護人材確保対策推進会議(県)	行政と介護サービス事業者、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が、介護人材確保等に向けた協議を行う場を設置し、当事者間が連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進します。
188	福祉・介護職場体験事業(県)	福祉介護の仕事に関心のある未経験者に職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。
189	外国籍県民への就労・定着支援(県)	外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行います。また、介護現場で必要なビジネスマナー等の研修を行います。
190	留学生等マッチング事業(県)	外国人留学生や特定技能外国人(介護)と受入介護施設とのマッチング支援を行います。
191	外国人介護福祉士候補者支援事業(県)	経済連携協定又は交換公文に基づき入国した外国人介護福祉士候補者の国家試験合格を支援するため、来日1～4年目の全候補者に対して国家試験対策講座等を実施します。
192	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助(民間)	経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設が、学習支援及び施設研修を行う費用の一部を補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
外国籍県民介護職員等定着支援事業による職業あつ旋登録者数	191人	281人	283人	285人	287人

構成施策⑤ 福祉・介護人材の定着の促進

- 福祉・介護人材のすそ野の拡大を進め、若者、中高年齢者、外国籍県民など多様な人材の確保・定着を図るため、介護の魅力発信や介護職員のモチベーションアップを図る取組を進めます。また、介護事業所の経営者層を対象に、経営マネジメントセミナーを実施するなど、人材育成や労働環境の改善を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
193	「介護フェア in かながわ」の開催(県)	11月11日の介護の日の関連イベントとして「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービス事業所の表彰や、若者介護職員の生の声などを伝えるなど、広く県民に介護の仕事の魅力ややりがいを発信します。
194	かながわベスト介護セレクト 20 及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした事業所を認証するとともに、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた事業所を表彰し、奨励金を交付することで、介護職員のモチベーションアップを図ります。
195	「かながわ感動介護大賞」表彰事業(県)	介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。
196	介護職員表彰等事業(県)	介護職員の各種表彰を実施します。 【神奈川県介護賞】 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を表彰します。 【神奈川県社会福祉関係者等表彰】 民間社会福祉施設等で多年にわたり社会福祉事業等に貢献し、その功績が顕著な方を表彰します。 【かながわ福祉みらい賞】 社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者又は若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体のうち、研究発表等の優れた功績があった方を表彰します。
197	介護事業経営マネジメント支援事業(県)	中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、セミナーの開催やアドバイザーを派遣し、職場環境に応じた経営マネジメント支援を行います。
198	介護職員子育て支援代替職員配置事業(県)	介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助します。
199	介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業(県)	介護職員のキャリアパス制度等について、介護サービス事業者に周知や介護報酬の加算取得に向けた助言等を行い、介護職員処遇改善加算の新規取得や労働環境の向上に向けた介護サービス事業者の取組を支援します。
200	介護サービス事業者ハラスメント対策推進事業(県)	介護職員が安心して働ける環境を整備するため、介護現場におけるハラスメント対策の普及啓発や、ハラスメント対策に係る施設管理者のマネジメント技術向上研修等を実施します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護職員処遇改善加算の取得率	94.0%	97.5%	98.0%	98.7%	99.3%
優良介護サービス事業所「かながわ認証」の新規認証事業所数	11事業所	39事業所	20事業所	20事業所	20事業所

主要施策3 人材の資質の向上

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉にかかわる人材の資質の向上に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護職員等に対して専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修を実施し、資質の向上を図ります。

構成施策① 介護職員の資質の向上

- 施設従事者研修をはじめとした各種研修事業を実施し、介護職員の資質の向上を図るとともに、国の動向も踏まえながらキャリアアップを支援します。
- 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護技術に関する研修や講座を実施します。
- 施設と在宅の両面で安心して医療的ケアが受けられるよう、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアに関する研修を実施します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
201	地域密着型サービス関係研修事業(県)	地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成するため、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施します。
202	喀痰吸引等研修支援事業(県)	介護職員が喀痰吸引を実施するために必要な研修のうち、研修対象者(実際にたんの吸引等が必要な高齢者)の確保が困難な受講者に研修対象者及び指導を行う看護師を確保し、研修が修了できるよう支援します。
203	メンター制度等導入支援事業(県)	新人介護職員の職場定着を図るため、メンター制度等を整備する意欲のある事業者を対象とした、制度構築につながるロールモデルの提供や効果を伝える研修を実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県・指定都市)	117	156
神奈川県版ファーストステップ研修(県)	137	184
介護職員のキャリアアップ支援(県)		185

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	年度 2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域密着型サービス関係研修の受講者数	330人	392人	392人	392人	392人
喀痰吸引等研修支援事業の実施数	179件	230件	230件	230件	230件
メンター制度導入セミナーの参加者数	85人	80人	80人	80人	80人

構成施策② 介護支援専門員の資質の向上

- 実務に携わっている介護支援専門員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(171) 再掲	介護支援専門員の資質向上(県)	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得させるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成します。(本掲はP133)
204	包括的支援事業 (市町村)	地域支援事業として、管内の介護支援専門員の業務を支援するため、各種会議等を通じて情報提供などを行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護支援専門員多職種連携研修の受講者数(再掲)	1,383人	400人	400人	400人	400人

構成施策③ 職能団体と連携した専門人材の資質の向上

- 保健・医療・福祉サービスに携わる各職能団体と連携しながら、専門人材の確保と資質向上に取り組みます。

団体名	団体名
神奈川県医師会	神奈川県歯科医師会
神奈川県看護協会	神奈川県歯科衛生士会
神奈川県理学療法士会	神奈川県薬剤師会
神奈川県作業療法士会	神奈川県介護福祉士会
神奈川県言語聴覚士会	神奈川県社会福祉士会
神奈川県栄養士会	神奈川県介護支援専門員協会

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
205	看護師等資質向上推進事業(県)	看護職員等の職種別、対象別の研修を行うなど、看護職員等の資質の向上を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
認知症介護研修事業(県・指定都市)	117	156
神奈川県版ファーストステップ研修(県)	137	184

構成施策④ 介護サービス相談員等の資質の向上

○ 介護サービス相談員や生活援助員の資質向上に取り組みます。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
(175)再掲	介護サービス相談員養成研修等事業(県)	介護サービス提供の場を訪問し、サービスを利用する利用者や家族等から話を聞き、相談に応じる等の活動を行う介護サービス相談員を養成するとともに、現任者に対する研修を実施します。(本掲はP134)
206	高齢者居住支援事業(県)	生活援助員として必要な知識の習得を目的とした研修を実施します。

解説 地域医療介護総合確保基金(介護分)の概要

地域医療介護総合確保基金は、医療介護総合確保法に基づき、都道府県が設置・運営する財政支援制度です。

医療分は2014年(平成26年)、介護分は2015年(平成27年)に制度が開始されました。

都道府県は、法に基づく都道府県計画を作成し、基金を財源として当該計画に記載された事業を実施します。

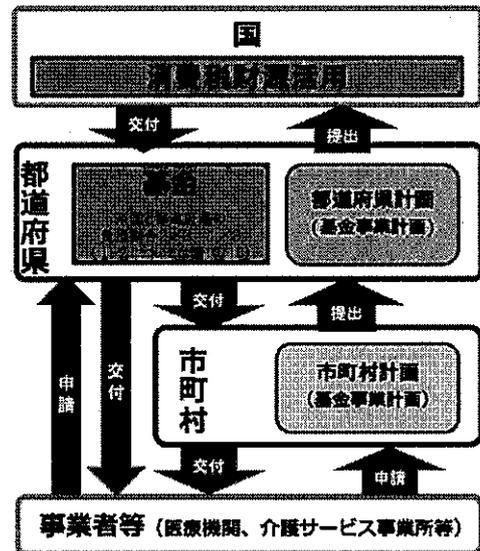
基金を造成するため、国は必要な費用の3分の2、都道府県は3分の1を負担します。

国が負担する費用については、消費税分を充てることとされています。

全国一律が原則となる介護報酬に対し、この基金事業は地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があります。

神奈川県における介護分の基金事業の活用額は、制度開始からの累計で約458億円に上ります。

(2015年～2022年の8年間の累計)



【地域医療介護総合確保基金(介護分)の対象事業】

介護施設等の整備に関する事業

- 1 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- 2 介護施設の開設準備経費等への支援
- 3 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 等

介護従事者の確保に関する事業

- 1 参入促進
 - 2 資質の向上
 - 3 労働環境・処遇の改善
- その他、雇用管理体制の改善等に取り組む事業所に対する認証評価制度の運営 等

柱3 介護サービス提供基盤の整備

現状と課題

- 介護サービスの提供基盤の整備について、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、着実な整備を進めてきました。今後とも、サービス利用の需要の増加や認知症高齢者の増加に対応するため、適切なサービス提供基盤の整備が求められています。
- 介護が必要になった時でも、在宅で暮らすことを望んでいる人が多く、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活を支援する取組を充実していく必要があります。
- 常時介護が必要で、自宅等で暮らすことが困難な人のために、引き続き特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の整備を進めていく必要があります。
- 特別養護老人ホームは、在宅と同様な居住環境のもとで適切なケアを進めることが必要であるため、個室ケアを基本とするユニット型の施設を推進していきます。
- 高齢者が、高齢者向け住まいや施設で安心して安全に暮らせるよう、豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等の災害、新型コロナウイルス感染症の流行などに対する備えを十分に行う必要があります。

目指すべき方向性

- 心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。
- 介護サービス基盤の整備に当たって、市町村は日常生活圏域における整備状況等を踏まえ、地域密着型サービスや介護予防拠点などの整備による地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、県としては、地域の実情に応じて広域的な施設である介護保険施設等の整備を促進します。
- 介護保険施設及び居住系サービスについて、サービス利用者に見合った適切な整備を進めます。特別養護老人ホームについては、ユニット型の施設を推進していきます。
- 施設環境の改善や身体拘束の廃止など、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。
- 災害による浸水や土砂災害などを想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施など、施設や地域の実情に応じた災害対策の整備について、市町村と連携しながら施設に促し、感染症対策の充実を図っていきます。

指標

指標	現状	目標
特別養護老人ホームのユニット化率	2022年度 51.8% (令和4年度)	2030年度 70.0% (令和12年度)
指標の考え方	利用者の状況に応じ、在宅と同様の住み慣れた環境で適切なケアを行える介護サービス提供基盤の整備を進めることを目指して、特別養護老人ホームのユニット化を推進します。 施設の居住環境の改善を図り、施設におけるサービスの質の向上を推進します。	

主要施策1 介護保険施設等の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の状態や生活環境等の状況に応じた適切なサービス提供基盤の整備が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 地域密着型サービスなど身近なサービス提供基盤の整備を進めます。
- ◇ 特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備を進めます。
- ◇ 短期入所施設の整備など在宅生活支援の取組を進めます。

構成施策① 地域密着型サービス等のサービス基盤の整備

- 市町村は、介護保険事業計画において、身近な日常生活圏域（概ね中学校区）を定め、必要な地域密着型サービスや介護予防拠点などのサービス基盤の整備を進めます。
- 地域密着型サービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び地域密着型特定施設については、サービスの利用実績や事業者指定の動向を踏まえて設定した必要利用定員総数に基づいて、市町村域内においてサービス事業者が適正に配置されるよう取り組みます。
- 県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援します。
- 県は、地域のニーズに応じ、市町村域を越えた施設の広域利用の調整を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
207	地域密着型サービス施設等整備費補助 (県・市町村)	地域の介護機能の強化を図るため、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対して補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域密着型サービス施設等整備費補助金による新規整備事業所数	33事業所	28事業所	調整中		

構成施策② 介護保険施設の整備促進と在宅介護支援体制の整備

- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設の必要数に応じた整備を促進するとともに、医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援や、在宅と入所の計画的な相互利用の促進などに取り組みます。
- 施設整備にあたっては、各市町村の計画を基礎としながら、高齢者保健福祉圏域内において調整した必要入所定員数の確保に努めます。併せて、市町村相互の協力による共同整備についても促進します。

➤ 医療的な対応が必要な高齢者の受入への支援

特別養護老人ホームの重点化により、今後、胃ろう、透析、経管栄養、喀痰吸引などの医療的な対応が必要な入所者の増加が見込まれます。また、施設における看取りの役割が重要になっていくため、医師、看護職員、介護職員等が連携して適切に医療的な対応ができるよう支援に取り組みます。

➤ 在宅と入所の相互利用の促進

在宅生活をできるだけ継続する観点から、在宅と施設それぞれの介護支援専門員が利用者に関する情報交換を行うなどして、複数の利用者が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に相互利用するしくみを促進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
208	特別養護老人ホーム整備費補助 (県・指定都市・中核市)	社会福祉法人等が事業主体となる特別養護老人ホームの整備事業に対し補助します。
209	介護老人保健施設整備費補助 (県・指定都市・中核市)	医療法人等が事業主体となる介護老人保健施設の整備事業に対し補助します。
210	民間社会福祉施設整備借入償還金補助(県・横浜市・川崎市(注))	独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付金)又は神奈川県社会福祉協議会(社会福祉振興資金)整備資金の融資を受けた社会福祉法人の償還元金及び利子の支払いに対して補助します。 注 その他の市町村においても独自の制度を実施している場合があります。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
特別養護老人ホームの定員数	39,221 床	39,676 床	調整中			
うち地域密着型 介護老人福祉施設	856 床	856 床				
介護老人保健施設の定員数	20,383 床	20,218 床	調整中			
うち定員29名以下の 介護老人保健施設	144 床	144 床				

➤ 施設サービス及び居住系サービスの計画的な整備

市町村と調整の上、今後の高齢者数の推移、地域の実情、施設・居住系サービスの利用者数の推移、医療と介護の連携などによる在宅ケアの利用者数の推移や介護予防等を踏まえつつ、適切な整備を推進します。

なお、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設、介護専用型特定施設及び混合型特定施設については、適切な介護サービスの提供やサービス供給量の確保及び計画的な整備ができるよう、各市町村の介護保険事業計画及び県の高齢者保健福祉計画に基づいて、県及び市町村が介護サービス事業者の指定等を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
認知症高齢者グループホームの定員数	13,764 床	13,876 床	調整中			
介護専用型特定施設の定員数	7,214 床	7,465 床	調整中			
地域密着型特定施設の定員数	295 床	295 床	調整中			
混合型特定施設の定員数	33,716 床	33,133 床	調整中			

➤ 介護サービスと障害サービスの連携

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」の普及を図り、高齢者・障害児者とも利用できる事業所の選択肢を増やし、地域共生社会を推進します。

構成施策③ 短期入所施設の整備

- 在宅での生活を継続し、また、家族の負担を軽減する観点からも、短期入所サービスの適切な利用が重要です。市町村及び高齢者保健福祉圏域内において、地域の実情を考慮した必要な量の短期入所施設を整備します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
短期入所施設の定員数	6,427 床	6,483 床				

構成施策④ 軽費老人ホームの整備等

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）は、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が、低額な料金で入所できる施設です。新設やケアハウスへの建て替えによる整備の場合には、介護保険の適用を受ける混合型特定施設への転換を促進します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
軽費老人ホームの定員数	2,135 床	2,135 床	調整中			
うちケアハウス	1,501 床	1,501 床				

構成施策⑤ 養護老人ホームの整備等

- 養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が老人福祉法に基づく市町村の措置により入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。地域の実情や県内各高齢者保健福祉圏域のバランスを勘案しながら、市町村及び圏域で必要な入所定員数を確保するとともに、老朽化した施設の建て替え等について検討を行います。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画			第9期計画		
	2021 年度(実績)	2022 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
養護老人ホームの定員数	1,335 床	1,335 床	調整中			
生活支援ハウスの定員数	15 床	15 床	調整中			

主要施策2 施設におけるサービスの質の向上

施設においては、できる限り在宅に近い居住環境の下で、高齢者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、入所者相互が社会的関係を築きながら日常生活を営むことができる適切なケアを提供することが必要です。

主要施策の方向

- ◇ 個別ケアを基本とするユニット型の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体拘束の廃止などサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

構成施策① 特別養護老人ホームの居住環境の改善

- 入所者のケアの充実及び居住環境の向上を図るため、特別養護老人ホームの新たな整備については、ユニット型を推進していきます。
- 市町村や施設に対し、特別養護老人ホームのユニット化への支援をするほか、老朽化した施設の耐震化やプライバシー保護のための改修など、サービスの向上と居住環境の改善に向けた取組を進めます。
- ユニットケアの効果を生かした個別ケアが実践されるためには、ユニットケアの意義、環境整備、管理方法等に関して理解することが重要であることから、施設管理者やユニットリーダーに対するユニットケア施設研修などを行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
211	高齢者施設改修費補助 (県・市町村)	入所者の自立した生活を支援するため、特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修費用に対して補助します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	全 年 度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
高齢者施設改修費補助金による整備事業所数	17事業所	11事業所	調整中		

構成施策② 拘束なき介護の取組の推進(再掲)

- 緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束は許されません。拘束のない介護の取組の推進を図るため、関係機関による会議を開催するほか、介護保険施設等の職員に対する研修を実施します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護保険施設における看護職員研修(県)	68	55
「かながわ高齢者あんしん介護推進会議・拘束なき介護推進部会」の運営(県)	69	56
高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修(県)		57
認知症介護研修事業(県)	117	156

構成施策③ 介護サービス評価制度の普及（再掲）

- 介護保険サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援するため、介護サービス事業者自身による自己評価や外部評価の取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及、推進に努めます。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
福祉サービス第三者評価推進事業(民間)	131	166

構成施策④ 質の高い介護サービス事業所の認証・表彰

- 介護サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証します。また、認証を受けた事業所のうち、さらなる取組の結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
かながわベスト介護セレクト20及び優良介護サービス事業所「かながわ認証」(県)	139	194

主要施策3 介護サービス事業所における災害や感染症への対応力の強化

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風などによる浸水、土砂災害等により高齢者福祉施設が被害を受ける例が全国各地で発生しており、高齢者福祉施設等の災害対策の整備が喫緊の課題となっています。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に罹患した場合、重症化するリスクが高いことから、感染症対策の充実が求められています。

主要施策の方向

- ◇ 浸水や土砂災害等の災害を想定した避難確保計画の策定や避難訓練の実施、災害に備えた設備整備を進めます。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症に対し、感染症対策研修の実施など、施設の感染症対策への支援を進めます。

構成施策① 高齢者福祉施設等における防火対策の推進及び防災体制の強化

- 国が作成したマニュアル等を活用し、火災や水害・土砂災害等の災害が発生した際に適切な避難行動がとれるよう、高齢者福祉施設等における避難確保計画の策定や避難訓練の実施などの防火・防災体制の強化等の取組を支援します。
- 災害による停電・断水時にも高齢者福祉施設等の機能を維持し、サービス提供に支障を来さないよう、非常用の給水設備や非常用自家発電設備の設置等を支援します。また、消防用設備の適正な設置の促進に努めます。
- 災害等が発生した際に、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援するため、介護施設等を対象とした業務継続計画（BCP）の作成・訓練等に係る研修等を行います。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
212	給水設備等整備補助事業(県)	高齢者福祉施設の給水設備、非常用自家発電設備の整備等に必要な費用を補助します。
213	介護施設等防災リーダー養成研修等の実施(県)	介護施設等を対象とした業務継続計画(BCP)の作成・訓練等に係る研修等を行い、災害や感染症等が発生した場合に於いても、必要な介護サービス等が継続的に提供できる体制の構築を支援します。

構成施策② 災害発生時の被災状況把握のための体制整備及び被災施設に対する支援

- 災害が発生した際、高齢者福祉施設等の被災状況について、市町村と連携して報告体制を整備するとともに、定期的に被災状況報告訓練を行い、速やかな被災状況の把握に向けた取組を進めます。
- 福祉関係団体等を構成員とするかながわ災害福祉広域支援ネットワークにおいて、災害発生時に団体間の相互支援が円滑に行われるよう、ネットワーク構成団体の連携強化を図ります。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
214	災害時被災状況報告システムの運用(県)	災害時に高齢者福祉施設等から県に被災状況を報告する「災害時被災状況報告システム」を整備、運用するとともに、市町村も交えた被害状況報告訓練を実施します。
215	かながわ災害福祉広域支援ネットワークの取組(県、団体)	大規模災害発生に備え、高齢者や障害者等の要配慮者を支援するため、ネットワーク構成団体との連絡会等を開催し、連携の強化を図ります。

構成施策③ 高齢者福祉施設等の感染症対策の充実

- 高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした研修を実施し、感染症防止対策の周知徹底を図ります。
- 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、令和3年度介護報酬改定により高齢者福祉施設等の業務継続計画（BCP）の策定等が義務付けられたことを踏まえ、「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドライン」の周知や作成・訓練等に係る研修等を行うなど、計画作成を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
216	高齢者福祉施設等職員向け感染症防止対策研修等の実施(県)	高齢者福祉施設等で働く職員を対象とした感染症防止対策の研修や動画配信等を行い、感染の拡大防止を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
介護施設等防災リーダー養成研修等の実施(県)	150	213

柱4 介護現場の革新

現状と課題

- 少子高齢社会の進展と、生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層厳しくなる中で、高齢化に伴う介護ニーズが増大することが予想されており、大きな社会構造の変革期を迎えています。
- こうしたなか、介護事業所が地域における介護サービス提供の基盤としての役割を果たし続けるため、介護現場の持続可能性を高める見直しや、業務改善の取組を続ける必要があります。
- 介護現場の大きな課題として、介護職員の負担軽減、介護の質の向上、介護現場の業務効率化が挙げられ、介護ロボットやICTといったテクノロジーを活用し、デジタル化を推進することは、こうした課題への有効な解決策となり得ます。
- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため介護現場の業務の効率化は急務であり、文書に係る負担軽減の取組が必要です。

目指すべき方向性

- 介護職員の負担軽減のため、介護事業所に対し、現場のニーズに即した介護ロボット・ICT導入の普及推進を図ります。
- 介護の質の向上を目指し、エビデンスに基づく介護サービスを提供し、介護現場のデジタル化を推進するため、介護事業所のICT化や介護ロボットの導入の推進に取り組みます。
- ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

指標

	指標	現状	目標
	介護報酬において、データに基づき質の高いサービスを提供する事業所が取得する「科学的介護推進体制加算」の取得率	2023年 51.4% (令和5年)	2026年 62.0% (令和8年)
指標の考え方	質の高い介護サービスの提供を推進するためには、エビデンスに基づく介護を実践してもらう必要があります。そのため、国が推進する科学的介護情報システム(LIFE)を活用した、エビデンスに基づく介護サービスの質の向上の取組を進めることで、事業所が得られる加算の取得率を、ICT導入経費の補助や介護生産性の向上に取り組むことで年3.5%ずつ向上させ、2026年に62.0%とすることを目標とします。		

主要施策1 介護現場の生産性向上

介護ロボット・ICTを導入することで、介護職員の身体的・精神的負担軽減を図り、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、利用者との介護者の触れ合う時間や利用者の安心感が増すよう取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護現場の生産性向上を図るため、介護ロボット・ICTの導入を促進し、職務環境の改善、介護職員の負担軽減に努めます。
- ◇ 介護職員が介護サービスの提供に集中するため、事業所の指定、更新の申請や各種届出等の行政文書の標準化、簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。

構成施策① 介護ロボット・ICTの導入推進

- 介護現場の職務環境の改善や、職員の負担軽減のため、ロボット企業に対し現場ニーズに沿った開発を促すとともに、介護現場に対しては、円滑な導入に向けたサポートを行うことで、介護ロボット・ICTの導入を推進します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
217	介護ロボット普及推進事業(県)	介護サービス事業所等で、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入経費を補助します。 機器の普及を推進するため、介護ロボット公開事業所を位置付け評価内容を製造元へフィードバックするとともに、オンラインなどによる視察・見学、導入効果を情報交換するセミナーなどを開催します。
218	ICT導入支援事業(県)	介護現場におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一貫して行うことができる介護ソフトやタブレット端末等の購入経費等を補助します。 また、介護事業所の規模や実態にあったソフトウェア等の導入や、ICTの利活用に関する助言や指導を行います。
219	ロボット普及・浸透推進事業費(県)	様々な生活支援ロボットの体験を通じて、その有効性を実感してもらい、安心してロボットを導入できるよう、一定期間ロボットを貸与する取組を行います。
220	ロボット実装促進事業	ロボットの実用化と普及を促進するため、「ロボット実装促進センター」を設置し、ロボットの活用が進んでいない介護施設や医療施設等に対して、その施設の課題を解決できるロボットとのマッチング及び実装をワンストップで支援します。併せて、より多くの現場のニーズに即したロボットの改良・開発を支援します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
介護施設等への介護ロボット導入支援補助金による累計導入台数	2,219 台	2,312 台	調整中		
ICT導入支援補助金による導入事業所数	266 事業所	256 事業所	調整中		

構成施策② 文書負担軽減の取組

- 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、ICT等も活用した行政文書の標準化・簡素化による文書作成等の業務に要する時間の効率化を進めます。
- 押印の廃止、添付書類の簡素化、郵送や電子メール等対面によらない手続き等、文書の簡素化、標準化を推進し、申請・届出の見直しを引き続き検討・実施します。
- ウェブ入力や電子申請などICTの活用による負担軽減を可能とするために、国や事業所と協働して、書類を提出する際のルールと様式の統一を図っていきます。

主要施策2 エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上
生産年齢の減少による介護人材確保が困難な状況の中においても、デジタル化を推進することで、エビデンスに基づき、介護の質を確保し、向上させていくことが重要です。

主要施策の方向

- ◇ 介護ロボットの活用により適切なケアを実施するとともに、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を推進するため、エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。
- ◇ 介護現場の情報共有、ビッグデータの蓄積のためのオンライン化を進めるため、介護現場のインフラとしてのICTの導入を促進します。

構成施策① 介護ロボット等の活用による適切なケアの実施

- 介護ロボットを活用することで、利用者にあった適切なケアを実施できるよう、介護ロボットの導入現場での利用・評価の成果を公表します。
- 利用者の状態の維持・改善状況の評価指標として「未病指標」の介護現場での活用を進めるとともに、「未病指標」の機能向上に向けた精緻化を図ります。
- エビデンスの蓄積による介護の質の向上を図ります。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
介護ロボット普及推進事業(県)	153	217

構成施策② 介護現場でのICTの導入の促進

- 従来の紙媒体の情報のやり取りを見直し、情報共有やビッグデータを蓄積するためICTを介護現場のインフラとして積極的に導入します。
- 介護保険事業所が厚生労働省の科学的介護情報システムに負担なくデータを提出するとともに、情報システムからフィードバックを受けてエビデンスに基づいた介護サービスを提供できるよう支援します。
- これまで対面で実施していた研修参加を容易とし、幅広く参加可能とするため、オンラインによる研修等の実施を推進します。

【主要事業・再掲分】

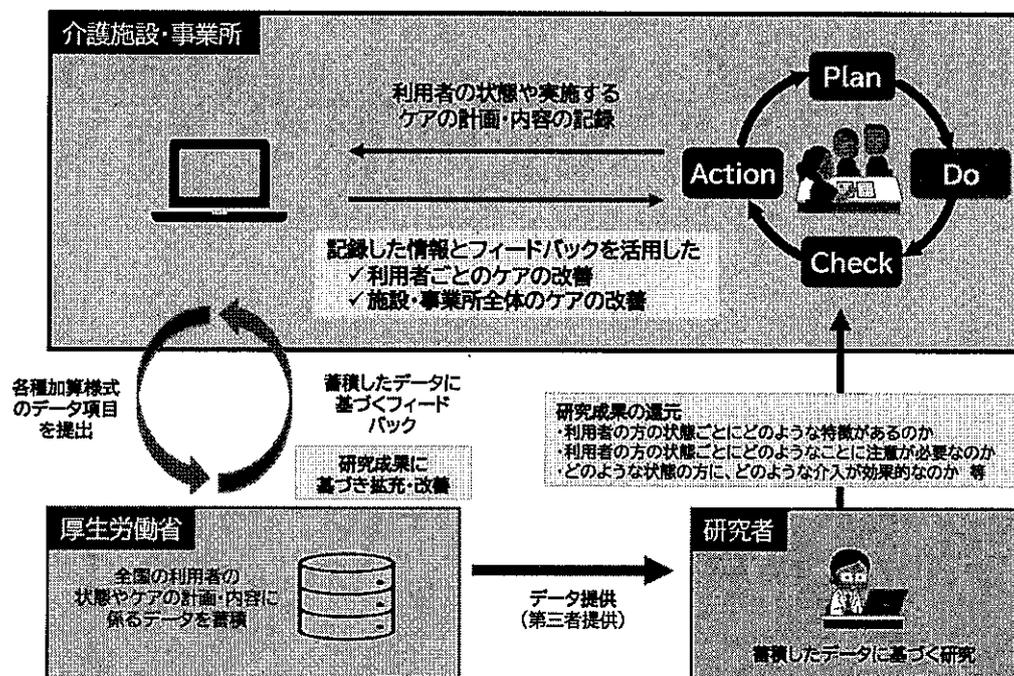
事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
ICT導入支援事業（県）	153	218

キーワード 厚生労働省の科学的介護情報システム「LIFE」

Long-term care Information system For Evidence の頭文字からLIFEとして2021年4月から稼働しています。

介護施設・事業所において記録されているサービスの利用者の状態やケアの計画・内容についてのデータを収集し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

介護施設・事業所においてデータを活用したPDCAサイクルが進むことで日々のケアが継続的に改善していくこと、また、蓄積データに基づく研究が進み知見が創出されることを通して、科学的根拠に基づく介護の実践につながることを期待されます。



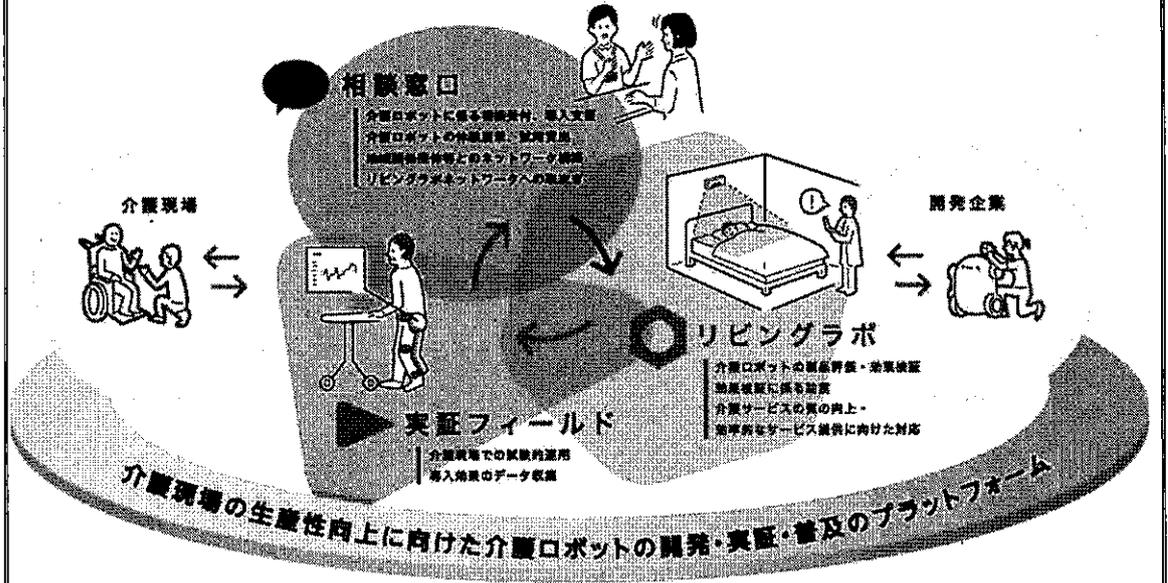
(出典) 厚生労働省

「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)の利活用のための自治体職員向け手引き」

トピック 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

介護人材の不足が深刻な社会的課題となる中、その解決策の一つとして、高齢者の自立支援の促進、質の高い介護を実現するためのICTや介護ロボットなどのテクノロジーの活用が期待されています。一方で、介護現場では、「どの種類の介護ロボットを選んでよいかわからない」、「現場が忙しく業務改革に取り組めない」といった声も少なくありません。また、開発企業は、より介護現場のニーズに合った製品開発を進めていくことなどが求められています。

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業は、地域における相談窓口の設置、介護ロボットの評価・効果検証を実施するリビングラボ（開発の促進機関）を含む関係機関のネットワークの形成、実証フィールドの整備などを行うことで、全国版プラットフォームを構築し、介護ロボットの開発・実証・普及の流れを加速化することを目指しています。



(出典) 株式会社NTTデータ経営研究所/厚生労働省

「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業」ホームページ

第5節 市町村が行う取組の支援施策

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.8倍の35万8千人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しました。
- 2025年（令和7年）には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、2040年（令和22年）には本県の高齢者人口は総人口の33.3%に達し、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。
- そのため、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態・要支援状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、保険者である市町村は、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが重要です。
- 市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確化し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

目指すべき方向性

- 市町村が、それぞれの地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を進められるよう、県は、地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を行い、市町村と課題を共有し、解決のための取組を促すなどして、市町村の保険者としての機能強化を支援します。
- 市町村が行う介護予防事業の充実を図ります。
- 地域包括ケアを担う人材を育成します。

指標

指標	第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合						
	第8期計画			第9期計画			
	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
計画値	9.7%	10.1%	10.4%	推計中	推計中	推計中	
実績値	9.9%	10.1%	10.3%	—	—	—	

(注)各年度9月末現在

指標の考え方

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図ります。

主要施策1 データを活用した地域分析支援

要介護認定率や一人当たり介護費用、施設サービスと居宅サービスの割合などは地域差があります。高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成など、それぞれの市町村が地域差の存在について多角的な分析を行い、その結果を踏まえて適切に対応していくことが求められます。県は市町村のこの取組を支援します。

主要施策の方向

◇ 地域包括ケア「見える化」システム等のデータを活用した地域分析を実施し、市町村の保険者機能の強化を支援します。

構成施策① データを活用した地域分析支援

- 地域分析は、認定率や介護給付費に関するデータ等に基づき、地域の現状の把握や将来に関する気付き、検証していくべきと考えられる仮説等を得ていくものです。その継続により、介護保険制度の適正な運営のみならず、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進に寄与するものです。
- 県は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、市町村が行う地域分析を支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
221	地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析(県)	地域包括ケア「見える化」システムや国保データベース(KDB)システム等のデータを活用し、地域分析を実施します。また、市町村が行う地域分析を支援します。 市町村職員を対象とした研修を実施し、分析結果を市町村と共有します。

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会の開催回数	9回	9回	9回	9回	9回

キーワード 地域包括ケア「見える化」システム

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための厚生労働省が運営する情報システムです。介護保険に関連する情報はじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

(URL : <https://mieruka.mhlw.go.jp/>)

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- ① 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とする
- ② 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- ③ 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる

本システムは、平成27年の本格稼働以降、一部の機能を除いて誰でも利用することができます。住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されます。

主要施策2 自立支援・重度化防止の支援

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていくことが重要です。

主要施策の方向

◇ 市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援します。

構成施策① 自立支援・重度化防止の支援

○ 広域的な観点から自立支援・重度化防止の取組の推進に向けて人材の養成を行うとともに、地域支援事業及び介護予防サービスの効果的な実施が図られるよう、介護予防市町村支援委員会を開催するなど、市町村の取組を支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名（事業主体）	本掲ページ	事業番号
地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業（県）	44	3
介護予防市町村支援事業（県）	85	93
高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における通いの場への伴走支援事業（県）		94
介護・認知症未病改善プログラム事業（県）	123	164

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 （実績）	2023 （見込み）	2024 （令和6）	2025 （令和7）	2026 （令和8）
住民主体の通いの場の参加者数	71,233人 （見込み）	93,200人	101,500人	102,900人	104,300人
住民主体の通いの場等で活躍するボランティア・専門職向け研修の修了者数	初任者研修	78人	150人	150人	150人
	リハビリテーション専門職向け基礎研修	84人	150人	150人	150人

主要施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援

関係機関や団体、ボランティアが連携し、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行うとともに、医療と介護の連携を強化し、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

主要施策の方向

◇ ICTも活用し、地域包括ケアを担う人材を育成します。

構成施策① 地域包括ケアを担う人材の育成

○ 県は、地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で課題等の情報共有と検討を行う「地域包括ケア会議」の開催や、地域包括支援センター職員研修の実施などにより支援するとともに、地域における医療と介護等の連携ネットワークづくりを支援します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
222	在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	在宅医療関係者の多職種連携研修や在宅医療の処置やケアなどのスキル向上に向けた研修等に必要な経費に対して補助することにより、在宅医療を担う人材を育成し、県内の在宅医療を支援します。

【主要事業・再掲分】

事業名(事業主体)	本掲ページ	事業番号
地域包括支援センター職員等養成研修(県・指定都市)	44	1
地域ケア多職種協働推進事業(県)		2
生活支援コーディネーター研修(県)	56	15

【KPI・活動目標】

内容	第8期計画		第9期計画		
	2022 年度 (実績)	2023 (見込み)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
地域包括支援センター職員養成研修(現任者研修)の修了者数(再掲) (本掲はP45)	176人	200人	200人	200人	200人

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援

現状と課題

- 介護保険制度は、その創設から23年が経ち、介護サービス利用者は介護保険制度が創設された2000年度（平成12年度）の約3.8倍の35万8千人に達しています。
- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用するしくみを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。
- 介護（予防）給付を必要とする受給者が、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促す必要があります。
- 保険者である市町村は、発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に取り組む必要があります。

目指すべき方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者と、広域的視点から保険者を支援する県、介護給付適正化システムなどにより適正化事業の取組を支える神奈川県国民健康保険団体連合会の三者が、相互の主体性を尊重しつつ、現状認識を共有し、一体的に介護保険給付適正化に取り組みます。
- 県は、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携、協力して、市町村が行うケアプラン点検等介護給付適正化の取組を支援します。

指標

指標	適正化主要3事業*の県内市町村における実施率			
		項目	R3 実施率	R8 目標
	主要 3事業	要介護認定の適正化	97%	100%
		ケアプランの点検	82%	100%
医療情報との突合・縦覧点検		100%	100%	
	※ 適正化事業は令和6年度より3事業に再編			
指標の考え方	県内市町村における適正化事業の着実な実施に向けた支援を推進することで、適正化主要3事業の県内市町村実施率を2026年度（令和8年度）末までに100%とします。			

主要施策 1 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことです。

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

▶ 介護給付適正化に向けた役割

実施主体	主な役割
国	指針の策定、事業の実施に必要な情報やデータの提供、システムの改善、所要の財政措置及び制度の見直しの検討などの支援
県	計画の策定、指導・監査の実施及び保険者が実施する事業に対して地域の実情に応じた支援
市町村 (保険者)	地域の実情に応じた主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合）などの実施
県国保連	介護給付適正化システム（介護給付等の審査支払業務を通して得られる給付実績データを活用、加工することにより、不適切・不正の可能性のある請求を抽出するシステム）による保険者への情報提供や苦情処理業務などの実施

▶ 市町村（保険者）の取組（主要3事業）

市町村は、地域支援事業の任意事業を活用した介護給付適正化に取り組みます。

区分	内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
ケアプランの点検 住宅改修等の点検 福祉用具購入・貸与調査	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目して保険者がケアプランの点検を実施します。 住宅改修について、保険者が請求者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施行状況の点検を行います。 また、保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。
縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 また、保険者が入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

解説 介護給付適正化主要事業の見直しについて

介護給付適正化については、厚生労働省の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、県及び各保険者において「介護給付適正化計画」を策定し、取り組んできました。

これまで、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけ、各保険者において、その実施に取り組んできたところです。

こうした中、令和4年12月に取りまとめられた国の社会保障審議会介護保険部会意見書において、「介護給付費の地域差改善と給付適正化は、相互に関係し合うものであり、一体として進めていくことが重要である。」「給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。その際、都道府県ごとに不合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要である。」と整理されました。

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの給付適正化主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ります。

従来（5事業）

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検
- 住宅改修等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 介護給付費通知

→

一本化

→

見直し後（3事業）

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検
住宅改修等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 任意事業化

➤ **県の取組**

県は、国の指針や市町村の取組目標等を参考に、県国保連と連携し、市町村の介護給付適正化の取組を支援します。

介護サービス事業者に対する指導・監査を実施するとともに、より効果的・効率的に取組を進めていくための手法の検討や先進的な取組事例等を情報収集し、市町村と共有化します。

【主要事業】

事業番号	事業名 (事業主体)	事業内容
223	介護給付等費用適正化事業(市町村)	介護給付適正化主要3事業を実施します。
224	介護給付適正化推進特別事業費国保連補助(県)	神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている「縦覧点検・医療情報との突合」に対し補助金を支出し、国保連介護給付適正化システムを活用して事業内容の拡充(事業実施月数、縦覧点検帳票の拡大等)を図るなど、効果的・効率的な事業を実施する保険者を支援します。

第2章 施策の展開
第5節 市町村が行う取組の支援施策

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と
社会福祉審議会等への報告
- 4 第8期かながわ高齢者保健福祉計画の
評価(令和5年12月時点)

1 推進体制

(1) かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会

計画の改定に向けての検討及び計画に掲げた施策・事業の評価を行い、計画の効果的、効率的な推進を図ります。

〔構成員〕 県民、医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(2) 福祉21推進会議

庁内関係局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、関係局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。

〔構成員〕 副知事、関係局長

(3) 市町村介護保険・高齢者福祉主管課長会議

市町村の策定する「老人福祉計画・介護保険事業計画」の取組を支援するとともに、市町村における取組状況を踏まえながら「かながわ高齢者保健福祉計画」を推進します。

〔構成員〕 県関係課職員、保健福祉事務所職員、市町村職員

(4) 地区保健医療福祉推進会議

保健福祉事務所に設置する地区保健医療福祉推進会議において、施策の広域的連携等、必要な調整を図ります。

〔構成員〕 保健福祉事務所長、医療関係者、福祉関係者、市町村職員等

(5) 地域包括ケア会議

県全域及び保健福祉事務所等の圏域単位で、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題等の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援します。

〔構成員〕 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

(6) 神奈川県認知症施策推進協議会

本県における認知症対策全般の推進について検討します。

〔構成員〕 医療関係者、福祉関係者、有識者、市町村職員等

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置づけた施策・事業の実施状況及び達成状況について調査・分析を行うとともに、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において実績に関する評価を行い、評価結果をホームページで公表します。

また、評価結果を踏まえ、事業の改善等を行い、計画の効果的、効率的な推進を図るとともに、次期計画に生かしていきます。

3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえて、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議等で調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

4 かながわ高齢者保健福祉計画（第8期）の評価（令和5年12月時点）

計画に掲げた施策・事業は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において評価いただいています。

計画策定時点では第8期計画期間（2021年度～2023年度）が満了していないため、計画期間全体の評価は未定ですが、第9期計画（2024年度～2026年度）の策定にあたっては、これまでの施策・事業を評価し、対策・改善することが必要です。

そこで計画策定時点での評価を「第2章 施策の展開」の構成に基づいて記載します。

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり 関係

柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、7割程度の事業が目標を達成又は概ね目標値を達成したとしており、コロナ禍にあっても着実に取り組みを進めた。

【地域包括支援センター職員等養成研修】

オンライン開催により、目標以上を達成したものの、専門職員等派遣研修については、新型コロナウイルス感染症により会議が中止となった影響で目標値を下回った。市町村での専門職の不足が課題であり、引き続き取り組みを進めていく必要がある。

【医療と介護の連携の強化】

概ね順調に事業が実施できた。一方で、今後も在宅医療のニーズがさらに増加していくことから訪問看護師に必要な研修を継続的に実施し、在宅医療に対応できる訪問看護師の増員を図るなど、在宅医療の推進に向けた効果的な取り組みを検討していく必要がある。

【地域での支え合いの推進】

民生委員・児童委員の活動が新型コロナウイルス感染症の影響により制限された。感染防止対策を踏まえた訪問活動等を継続していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成できなかったものがある一方、オンデマンド配信などの工夫により予定どおり開催できたものもあり、今後も新しい生活様式に対応した工夫をしていく必要がある。

【NPO・ボランティア等との協働】

ボランティアセンターの設置主体への補助を通じて、ボランティア等の活動の促進に向けた支援を行った。高齢者の社会参加の場として、また、総合事業の多様な生活支援サービスの担い手として、NPOやボランティアの役割は重要であり、引き続き活動環境の整備に取り組む必要がある。

【ケアラー（介護者）への支援】

県庁内にケアラー支援庁内連絡会議を設置の上、2回会議を開催し、ケアラー支援の方向性等について検討した。

【多様な住まいの確保】

順調に進捗しているが、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、登録戸数の増加に伴い、今後は住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。

柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進 関係

【総評】

個別事業は概ね順調に進捗した一方、計画目標値である高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数・開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値に届かなかった。

【高齢者虐待防止対策の推進】

新型コロナウイルス感染症の影響により参集型の開催が困難である中、オンライン研修を実施した。また、看護職員研修は、感染症対策や権利擁護についてのカリキュラムを重点的に実施するとともに、徹底した感染防止対策や、一部 web 開催を取り入れたことで、目標値は下回ったものの養成につながった。

【権利擁護のしくみの充実】

町村で市民後見人養成が進んでいないため、市民後見人養成基礎研修の実施により、市民後見人養成に向けた支援を行う必要がある。

柱3 安全・安心な地域づくり 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの参考指標である、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」に関する満足度が目標値を達成、計画目標である、災害時における市町村と高齢者施設等との協定も概ね順調に進捗するなど、コロナ禍にあっても着実に取り組みを進めた。

【地域における見守り体制の充実】

地域警察による巡回連絡や通常勤務を通じ、高齢者に対して犯罪被害や交通事故に遭わないための防犯指導、助言等を行っていますが、依然、特殊詐欺等の被害や交通事故に遭う高齢者が多いため、巡回連絡を継続して防犯指導・助言等を行う必要がある。

【バリアフリーの街づくりの推進】

全体的に順調に進捗しているが、幅広歩道の整備延長については、用地の取得を伴うため、関係地権者から理解を得るのに時間がかかるなどの課題がある。

【事故や犯罪被害などの防止】

県内の刑法犯認知件数は平成14年度以降、減少傾向を示しており、犯罪全体の抑制対策は順調に進捗している一方、特殊詐欺に関しては認知件数が依然、高水準で推移していることから、今後も固定電話機対策や SNS を活用した特殊詐欺の情報提供等を行うとともに、高齢者等の防犯意識を醸成する機会を継続して提供することが求められている。

【災害時の要配慮者への支援の推進】

計画目標である災害時における市町村と高齢者福祉施設等との協定は目標未達となっているが、新型コロナウイルス感染症拡大下だったことが影響していると考えられる。引き続き、未締結の施設に対して協力を呼び掛けていく必要がある。

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり 関係

柱1 未病改善の取組の推進 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの着実に取り組みを進め、参考指標である、第1号被保険者のうち、要介護2以上の者の割合は計画値を下回った。

【地域の多様な主体による「介護予防事業」の推進】

市町村介護予防事業支援のための人材育成事業研修が、オンラインで行ったこともあり、参加者数は目標を下回った。今後、周知方法や期間を含め、研修内容をブラッシュアップし、介護予防市町村支援事業を進めていく必要がある。

【健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組】

新型コロナウイルス感染症の影響により、普及啓発のイベントが中止になるなど、事業展開が制限された。オンラインによる研修等の実施、動画配信による講義など工夫して実施しているが、新しい生活様式にも対応する事業運営を充実させていく必要がある。

柱2 社会参画の推進 関係

【総評】

計画目標である「シニア・ジョブスタイル・かながわ」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率が目標値を上回るなど着実に取り組みを進めた。

【地域共生社会の実現に向けた活動への支援】

若手高齢者や未加入高齢者に老人クラブ活動に関心を持ってもらえるよう、積極的な情報発信を行うなど、加入促進を図る必要がある。

柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進 関係

【総評】

共生共創事業の公演等の参加者数及び高齢者のスポーツ等の交流大会である、かながわシニアスポーツフェスタの参加者数はコロナ禍であってもおおむね順調に進捗するなど、着実に取り組みを進めた。

【共生共創事業】

コロナ禍という制約の中で、高齢者や障害者等が出演する演劇やダンス作品を動画配信することで多くの方の視聴につながった。また、かながわシニアスポーツフェスタは、コロナの影響により、31種目のうち10種目が中止となったが、目標値の4,000人に対し、3,645人が参加し、実績値は91.1%だった。

【活動・交流の場の提供】

学校の施設開放を新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止としたが、高齢者の健康づくりの講座（ゆめクラブ大学）等をオンラインで開催するなどの取組みを進めた。

第3節 認知症とともに生きる社会づくり 関係**柱1 認知症施策の総合的な推進 関係****【総評】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったもの計画目標である認知症サポート医の養成者数が目標値を達成するなど、コロナ禍にあっても着実に取組みを進めた。

【普及啓発・本人発信支援】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった普及啓発事業があったものの、認知症疾患に係る相談、訪問支援を着実に実施した。

【認知症未病改善】

地域におけるコグニサイズ指導者数の目標は達成した。今後も、これまで養成した講師役のスキルアップ、参加者の定着・継続を支援する取組をさらに強化していく必要がある。

【認知症未病改善】

地域におけるコグニサイズ指導者数の目標は達成した。今後も、これまで養成した講師役のスキルアップ、参加者の定着・継続を支援する取組をさらに強化していく必要がある。

【医療・ケア・介護サービス・介護者への支援】

計画目標に掲げた認知症サポート医の養成数は、2018年度の診療報酬改定において、認知症サポート医による認知症診療上の指導・助言への加算が新設されたことなどにより、目標値を上回る実績となった。

【認知症バリアフリーの推進・地域支援体制の強化・若年性認知症の人への支援】

計画目標である「チームオレンジ」を設置している市町村数は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を実際に行うことが難しい状況が続いたため、目標を達成することができなかった。今後は、チームオレンジ市町村伴走支援事業により未設置市町村への支援を進めるとともに、設置後の取組活性化を図る必要がある。

第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり 関係

柱1 介護保険サービス等の適切な提供 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、介護保険サービスの適切な提供と円滑な運営に努めるとともに、介護保険審査会の開催や低所得者対策などを進めた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所開設予定者を対象とした開設者向け説明会や、介護サービス調査事業の訪問調査が中止となった。コロナ禍における研修等については、感染防止対策を徹底した上での開催や、オンラインでの実効性のある開催などを検討する必要がある。

柱2 人材の養成、確保と資質の向上 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の事業の実施に制限があったものの、感染症対策を講じるなどの工夫により、介護人材の養成を進めた。

【保健・医療・福祉の人材の養成】

介護サービス相談員現任研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設への派遣事業が休止しており、受講者が目標に達しなかった。

【介護人材の確保・定着】

かながわ福祉人材センターにおいて新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、就職相談会やキャリア支援専門員によるきめ細やかな相談対応、就労支援などを行った。

【保健・医療・福祉の人材の資質の向上】

新型コロナウイルス感染症の影響により実地研修受入れ病院、施設の減少、参加者の減少、研修の中止などにより進捗に遅れがあった。一方、一部の研修をオンラインで実施するなど、コロナ禍にあっても取組みを進めた。

柱3 介護サービス提供基盤の整備 関係

【総評】

計画目標である、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備計画はコロナ禍にあっても取組みを進め、概ね順調に進捗するなど、サービス提供基盤の整備を進めた。

【介護保険施設等の整備】

特別養護老人ホーム等の整備については、概ね計画どおり順調に進捗したが、介護老人保健施設については、1市において募集を行ったものの、募集がなかったため、市の判断により第8期中の整備は現時点では実施しないこととなった。

新型コロナウイルス感染症のまん延など、特殊な事業はあるものの、地域のニーズを踏まえての計画であるため、今後の状況を注視していく必要がある。

【介護サービス事業所における災害や感染症に対する対応力の強化】

高齢者福祉施設等職員に対しオンラインで感染症対策に関する研修等を実施するとともに、社会福祉施設等応援職員派遣支援事業により、新型コロナウイルス感染症が発生した民間社会福祉施設等に対し、応援職員を円滑に派遣することで施設の機能維持を図ることができた。

柱4 介護現場の革新 関係

【総評】

参考指標である生活支援ロボットの導入施設数が目標値を上回るなど、着実に取組みを進めた。

【介護ロボット・ICTを活用した介護職員の負担軽減】

介護ロボット公開事業所の見学者数、介護ロボット導入支援補助台数とも目標値を越え、介護ロボットの周知及び導入が進んだ。また、生活支援ロボットについては、新型コロナウイルス感染症対策をした上で、「ロボット体験施設」の運営及び「生活支援ロボットのモニター制度」に取り組み、ロボットを身近に感じ、具体的なイメージ・有効性を感じてもらい、導入につながる一定の効果を果たした。

【エビデンスに基づく介護サービス提供による介護の質の向上】

公募型ロボット実証実験支援事業の応募件数を増やしていく必要がある。

【デジタル化等による業務効率化の推進】

新型コロナウイルス感染流行下において、各種支援金、補助金の交付申請等を電子化するなどの取組みを進めた。

第5節 市町村が行う取組の支援施策 関係

柱1 自立支援・重度化防止の取組の支援 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画目標として設定した研修会が中止となるなど、一部の事業で進捗が遅れがみられたものの、介護予防市町村支援委員会の開催など着実に取り組みを進めた。

【データを活用した地域分析支援】

計画目標である市町村職員を対象とした地域分析に係る研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、圏域別の開催はできず、オンライン形式による全市町村対象の開催のみとなった。圏域別の中止により、個別市町村に対する支援や意見交換はできなかったが、全市町村対象の研修では分析手法をテーマに市町村職員のスキルアップを図った。

【自立支援・重度化防止の支援】

計画目標である介護予防市町村支援委員会の開催数、住民主体の通いの場等で活動するボランティア・専門職向け研修の修了者数はコロナ禍であっても取り組みを進め、目標値を達成した。

【地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組支援】

在宅医療施策推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により複数の会議、研修会が中止となった。今後、在宅医療のニーズがさらに増加していくことから、在宅医療の推進に向けた効果的な取組を検討する必要がある。

柱2 介護保険給付適正化の取組への支援 関係

【総評】

新型コロナウイルス感染症の影響により、計画目標として設定した研修会の開催が目標値を下回ったものの、オンラインでの全体研修を開催するなどの取り組みを進めた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当初は全体研修と圏域別研修の開催を予定していたが、オンラインでの全体研修1回の開催に留まった。

市町村間の情報交換の場の提供や市町村職員研修の回数増など、引き続き市町村の効率的・効果的な介護給付適正化事業の実施に向けた支援を行う必要がある。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

電話 045-210-4835

ファクシ 045-210-8874

2024年（令和6年）年〇月発行

〒231-8588

横浜市中区日本大通1



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-4835(直通)